

第六十一回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第三十二号

昭和四十四年六月十七日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 三原 朝雄君

理事 浜田 光人君

理事 足立 篤郎君

理事 井出 太郎君

理事 菊池 義郎君

理事 野呂 恭一君

理事 古内 広雄君

理事 山口 敏夫君

理事 岡田 春夫君

理事 華山 親義君

理事 永末 英一君

理事 鈴木 康雄君

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

出席政府委員

出席閣員

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

専門員 茨木 純一君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

防衛施設庁施設部長 鶴崎 敏君

でもそうお考えかどうか、お聞きしたい。

○有田国務大臣 水戸の射撃場の移転の問題は、

ずつと前からの懸案でございまして、私も何とか

して射撃場を他に移転さすべく鋭意努力をいま

払っておる段階でございまして。

○淡谷委員 私が聞きたいのは、天ヶ森へ、つまり

三沢の基地へ移転することを考慮中だというはっ

きり御答弁があるのです。いまもそのお考えかど

うか聞いているのです。

○有田国務大臣 そのことは、三沢のほうへ行く

ということ、それも一つの考え方じゃないかと

いうことをこの前に言ったかと思ひますけれども

も、現段階においては、さようなことはいま考え

ておりません。

○淡谷委員 じゃ、これは文字どおり考慮中とい

うふうに受け取ってかまわないのですか。まだ確

定したのじゃない、文字どおり、これは考慮中だ

ある。

○有田国務大臣 文字どおり既定方針によつてい

きたいと、こういう考えで、三沢ということはい

ま考えておりません。

○淡谷委員 ちよつと気になるのですがね、キテ

イどおりとはどういうキテイですか。すでにき

まった既定ですか、規則の規定ですか、どつちな

んですか。

○有田国務大臣 これは前々々くらいになります

か、松野防衛長官のときに、新島に移転するとい

う既定の方針があったわけでございます。それを

現在まで引き継いでおるわけでございます。その既

定方針に従つて何としまして実現したいという考

えのもとに、いま鋭意努力中でございます。

○淡谷委員 どうも答弁が食い違ふのですがね。

移転も考慮中だ、既定どおり新島にも持つていく

のだ、菊池委員はおこりますよ。おこらないです

か菊池委員、新島へ持つていく既定方針は変わら

ぬというのですから。どつちが既定方針なんです

か。移転も考慮する、既定方針も守る。これじゃ

一体命令がどう出るのですか。これは命令はど

うかかるとですか。

○有田国務大臣 それがすらすらと進めば、それ

ほど苦勞する必要もございせんけれども、何と

かして既定方針で進みたいと思ひまして――いま

目下航空問題があるわけですよ。その航空問題に

つきまして、運輸省なりわがほうなり、あわせて米

軍を加えまして、三者で何か調整方法がなからう

かというので、目下その方面に検討中、こういう

段階でございまして。

○淡谷委員 それでは、天ヶ森移転は当分考慮中

というふうに理解いたします。そのときに、長官

の答弁の中で、基地の実態はよく知つておるとの

御発言があったが、最近起こりました天ヶ森の射

撃、射撃と申しますか、この事件について概略の

御答弁を願ひたいと思ひます。

○有田国務大臣 三沢における射撃場の問題につ

きましては、施設庁長官をして答弁させていただきます。

○山上政府委員 三沢の対地射撃場におきまし

て最近起こりました問題とおっしゃいましたの

は、三沢の射撃場におきまして、去る五月にナバ

ーム弾の射撃演習があったことが新聞に報ぜられ

た、おそれるこのことではないかと思ひますが、

そのことにつきましては五月十三日でございます

たか、米軍がナバーム弾の射撃訓練を当時三沢の

対地射撃場において実施したという事実がござ

いいたします。その当時、従来ナバーム弾の射撃演習

は年に四、五回もしくは五、六回くらい実施され

ておりましたが、最近あまり実施されておられま

せしたので、去る十三日にさうな射撃演習があ

りまして、地方の人にある程度の御影響を与え

いたしておる次第でございます。

○淡谷委員 長官は、その事実を御承知なんですか。

○有田国務大臣 施設庁長官から、その報告は受けました。

○淡谷委員 それじゃ、基地の実態をよく知っているのは施設庁長官であって、有田長官じゃなかったわけですか。こういうものがその当時演習から拾得されているのですが、私武力についてはしろうとでございまして、これは何のたまたか御判定願いたい。委員長、これを防衛庁のほうに御提示願います。

〔淡谷委員、委員長にたまを提出〕

○山上政府委員 私は専門的知識を必ずしも持っていないので、ただいま私の部下からの報告によりまして、これは二十ミリの機関砲ではなつか、こういう話でございます。

○淡谷委員 二十ミリの機関砲というのですか。もう一ぺん確かめておきます。

○山上政府委員 さようであると考えております。

○淡谷委員 シビリアンコントロールについても、やはり幕僚陣までコントロールしなければ、シビリアンコントロールにならないのです。したがって、コントロールするシビリアンの方で、現に日本国内で行なわれている米軍の演習に使われているたまたま種類までわからぬというのでは、ちょっと困る。正確なお答えを出していただきたい。

なお、そのたまを使ったかどうか知りませんが、れども、今度の射撃は飛行機でやっているのが非常にあぶない点ですね。これもおそらくは、長官御存じないでしょう。基地の実態をおわかりになつておると思いますが、全く戦争状態ですよ。黙って見せたら、これはベトナムの戦争だと思ひでしょう。ひとつ、これもじっくりごらん願いたい。こういう演習が具体的にこなされている。

〔淡谷委員、委員長に写真提出〕

「ごらんになったと思いますから、質問します。一体それは機関砲の演習ですか。そのたまは

現場で取得されている。演習のあとに、それが落ちていっているのです。機関砲でやっている演習状態でしょうか。何の演習と鑑定しますか。敵偵察機はいかがでございますか。

○山上政府委員 どうも淡谷先生のお持ちの写真でございますので、私、これの一本について、どういう演習であるかというのを的確にお答えいたしかねるのでございますが、煙がもうもうと上がっているのは、これはおそらくナバームの演習をいたしたものであり、飛行機が飛んでいるのは、その返転したときの姿ではないかと考えております。したがって、落ちておるたまとナバームとは、これはまた一応別のものではないかと考える次第でございます。

○淡谷委員 そのたまは、あとでもっとほんとうの判定をしていただきたいのですが、私もそれはナバーム弾であるという断定はいたしません。しかしこの写真は、社会党の資料はいつでも出所が不明だとか何とか言われますけれども、天ヶ森現地の川島町内会長が非常な苦心の末撮影したものなんです。現場はカラー写真で、火が燃えている色まではつきり写っております。これは三沢市役所が現物を持っておりまして、疑わしいと思つたら、あとで確かめてください。さつき長官がおつしやつたナバーム弾の演習というのは、そういう状況で行なわれているということを、つきり御認識ください。そのたまはナバーム弾かどうか知りませんが、ナバーム弾は国際法にもいろいろ問題がある武器でしょう。それが日本の国土の中で、たとえ演習とはいえ使われているという事実を、一体長官どう考えられるか。そのために地元の諸君が非常なあぶない目にさらされている実態を、長官御存じですか。

○山上政府委員 ナバーム弾の演習につきましても、誤投下による事故を防ぐということは当然必要なことでございますので、演習をいたしますときには、海岸と並行して侵入し、そしてあまり高くないように、最高二百フィート以内というような高度で侵入してきまして、そうして投下後

海上に反転するというような方法によりまして、いろいろ事故が発生しないように未然に防いでいる次第であります。今日までこのナバーム弾の演習によって特に事故が起きたということを伺っておりませんので、これにつきましては、米軍自身においても演習に際して十分に注意いたしていると思ひます。また、私のほうにいたしまして、これらの演習に際していろいろ事故の起きないよう今後とも注意をまいりたい、かように考えている次第であります。

○淡谷委員 ナバーム弾の訓練中における誤落下の事実が最近どのくらいあったか。天ヶ森射撃場におけるその実情を少し詰めていきたいのです。これは長官、何か資料をお持ちになっておりますか。

○山上政府委員 三沢対地射撃場周辺におきまして事故の問題は、三沢以外の対地射撃場、水戸、芦屋等にもございまして、昭和三十年ごろは相当事故の数が多かったようございまして、その後年減少の傾向をたどつておるのでございまして、私のほうで確認しております事故の数としては、四十三年度、昨年度におきましては、航空機の墜落事故はございせん。模擬弾の誤落下が三件ということに相なっております。ちなみに四十二年度におきましては、誤落下が二件、その他が四件、合わせて六件、そのまた前年の四十一年度におきましては、航空機の墜落一件、模擬弾の誤落下が一件、その他一件、計三件ということになっておる次第であります。

○淡谷委員 二十四年の二月三日に作業中のブルドーザーが八十四発被弾している、この事実はお確かめになっておりますか。

○山上政府委員 占領中の事故でございまして、ただいま私、資料を持ち合わせておりませんが、調べればわかるかと思ひます。

○淡谷委員 しらべていないわけですか。四十年ですよ。

○山上政府委員 二十四年とおっしゃいました。が……。

○淡谷委員 四十年の二月三日ですから、これはわからぬことはないと思ひます。四十年が占領中では困ります。あわてないでゆっくり御答弁願いたい。私はおとなしくきちんと質問しますから。

○山上政府委員 先ほど私二十四年と伺いましたもので、占領中と申し上げてまことに恐縮でございます。四十年でございますか。

○淡谷委員 正確に申し上げますが、昭和四十年の二月三日でございます。

○山上政府委員 四十年の事故といたしましては全体で十三件、発生いたしましたのは最初が四月十六日に青森県の六ヶ所村に模擬弾が落下したということには承知いたしておりますが、二月三日の事故については、ただいま手元に資料がございませんので、お答えいたしかねる次第でございます。

○淡谷委員 資料がないだけじゃちょっと私納得いかない。これはもう地方では明確にわかっていて、大問題を起しているのですよ。同じ誤射であつても、まず誤射だつたらこつちは聞き直さなければならぬ、また緊急を要するから。同じ誤射であつてもいい誤射だつたのです。そのために人は死ななかつた。八十四発も被弾して、幸い車だけで終わったことは、これは好都合なんです。しかも飛行機の射撃の目標は黄色に塗つた廃車なんです。ブルドーザーは黄色く塗っている。そのために起こつた誤射とも言えますが、ブルドーザーが作業しているか、してないか、確かめないで射撃を加えるということはない、ではならぬ。幾ら便宜を提供しても日本の風土でしょう。それを施設庁、どの程度把握しておるのですか。資料がないというのでは納得できません。はつきりおつしやつてください。

○山上政府委員 私の舌が足りませんで、申しわけございせん。ただいま申し上げたのは、米軍の事故を主体に資料で申し上げたので、件数もそれを前提にいたしております。ただいまの事故は自衛隊の事故であつたであらうと思ひます。したがって、防衛庁のほうからお答えし

ていただくようにしたいと思います。

○**中央府政委員** 急なお尋ねで、かつ私當時防衛局長をしてもらったわけではございませんので、正確に申し上げられるかどうかわかりませんが、いま担当者に聞きましたところが、四十年の二月ごろと思われるが、自衛隊のF86Fの航空機が射撃の訓練をしていたときに、先生のおっしゃる黄色いブルドーザーを間違えてその付近に誤射をした、幸い人がいなかったというふうな事故があったということでございます。

○**淡谷委員** これは新しい問題というのは起こるのですが、天ヶ森の射撃場というのは米軍の射撃場じゃないのですか。自衛隊と米軍とが共用している射撃場ですか。

○**山上政府委員** 天ヶ森の射撃場は、これは米軍提供施設の射撃場でございますが、これにつきまして自衛隊が米軍の管理権に基づきまして、現在共同使用をいたしておる次第でございます。なお、共同使用を二条四項によるところの共同使用に切りかえる手続をただいま進行中でございます。

○**淡谷委員** 防衛局長、これは地元には非常に大きなショックを与えた事件なんです。地元では米軍の飛行機が自衛隊の飛行機とかわりませんので、あなた方専門家は別として、自衛隊と米軍の共同使用によって、その損害は一体どこが賠償するのですか。賠償責任及び交渉の相手はどこになります。米軍の射撃場は米軍が管理することは事実です。そこを自衛隊が使わしてもらった。この最終的な責任はどっちにあるのですか。

○**江藤政府委員** 米軍に提供した演習場を自衛隊が地位協定の第三条あるいは第二条第四項の(a)によって使用しておりますが、ここで事故が起きまして、自衛隊の演習による事故であるというふうな判明したものににつきましては、防衛庁の方で補償いたしております。しかしながら、それがどちらの事故であるかあるいはどちらの訓練によって起きた災害であるか不明の場合におきましては、米軍提供演習場でございますので、これを一

括して防衛施設庁のほうで米軍演習場に関連する損害賠償として実施いたしております。

○**淡谷委員** あなた方は何条何条と言え法律がはつきり頭に浮かぶでしょうが、一体何法の二条四項に基づくのですか。法律の提示がないじゃありませんか。刑法なのか、何ですか一体。

○**江藤政府委員** 安保条約に基づく地位協定の二条四項(a)または三条でございます。

○**淡谷委員** ひとつ委員会のためにその項目をお読み願います。

○**江藤政府委員** 地位協定の二条四項(a)は「合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限り。」

第三条第一項は、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のために必要なすべての措置を執ることができ。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のために必要な措置を執ることができる。」以上でございます。

○**淡谷委員** 御苦労さまでした。

そこでその条項に基づいてその事件はどう処理されたのですか。またその演習は合同演習だったのですか、あるいは自衛隊単独の演習だったのですか、詳細に御説明願いたい。

○**江藤政府委員** この四十年二月の演習は自衛隊のF86が射撃訓練の練度を上げるための独自の演習でございます。

○**淡谷委員** 補償は自衛隊がやりましたか。

○**江藤政府委員** 賠償の金額についてはいまはっきりいたしておりませんが、自衛隊の行為による事故であることがはっきりいたしておりますので、自衛隊のほうで損害賠償をいたしております。

○**淡谷委員** その具体的な金額、それから交付した相手方、早急にひとつお出し願いたい。私はいますぐ出せというのを要求しますよ。というのは、自衛隊で、あるいは施設庁で出した手形は当てにならないです。あとで払う、あとで払うと言つて、私に一体、あなた何枚預けたと思えますか。不渡りになろうとしていますよ。念のために増田前防衛庁長官に、この手形は不渡りにしますかと申したら、不渡りにいたしませんと答えた。まだもって払わぬじゃないですか。至急払っていただきたい。もし証文がなければ、ここに速記録がありますから、私はそれを受け取つていこうという証文を全部出しますよ。出されるまでもなく、私に對して約束したのは、委員会の一時的なごまかし答弁じゃなかったでしょう。山上長官も答えています。増田長官も答えています。もう借りたことさえ忘れているような無責任な態度は許せんから、この際一括して出していただきたい。質問の前に、預かった手形の決済は迫りますよと申つてあるのですよ、私に質問の内容を聞きに来た人に。不意打ちの質問じゃないのです。委員会の答弁がいいかげんなものでなかったならば、すみやかに決済してもらいたい。

○**江藤政府委員** いま調査いたしておりますので、その資料を……。

○**淡谷委員** 一枚か二枚の手形ならがまんしますけれども、私はちゃんと心得ておるんだけれども、五、六枚あるんです。全部払えとは言いません。まけてあげてもいい。しかし重要なものだけはやはりはつきりいまして答えてもらわなければ、あとでいわれると、あとになってしまいますので。

即座に御答弁願います。

○**藤田委員長** 淡谷委員に申し上げます。いま調査中のようでございますから……。

○**淡谷委員** 調査中で済むならいいんですが、この前に二度も三度も調査中で延ばしてあるのです。まるでへたな借金と言ひわけないうちに、待つてくれ、待つてくれでは待てません。ここまですればもう延長国会もだんだんなくなりますが、節季みたいなので、いまだどうしても取らなければ不渡りになりますから、ぜひやつてもらいたい。

○**有田國務大臣** いま淡谷委員の御質問のことにつきまして、担当官がここにいないために、いま連絡して、どういうことになっておるかということをお取り調べた後報告することになっておりますから、その結果によって、その報告を得た上で答弁するようにしたいと思いますから、お含みを願います。

○**淡谷委員** 待ちますよ。

○**藤田委員長** ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○**藤田委員長** 速記を始めて。

○**伊能委員** 議事進行。ただいま淡谷委員の御質問について防衛庁長官から調査の上というお話がありました。その調査の所要時間をお確かめの上、本委員会に支障のない限り、至急調査を求め、その間できれば淡谷委員に他の質問について御進行願いたい、かように提案いたします。

○**藤田委員長** ただいま伊能委員からの御発言に對して、防衛庁どのくらい時間が要するか、御答弁願います。

○**淡谷委員** いまの御発言について言いますが、どうも出ないのは出ないままにしてすぐ質問を進めていくような御発言については私も私ではできません。この前それで五回もやっているのです。あとで資料出すといつて五回ありますよ。したがって、やはりこの御答弁によって私の論旨が進むのですから、この御答弁があるまでは審議はちよっとむずかしい。

〔時間はどうなんだ〕委員長、時間を明確に

してください」と呼ぶ者あり

○伊能委員 私から議事進行の動議を出したわけですから、時間をはつきりしてこの結末をきめませんと、淡谷委員に御迷惑をかけますから、その点明確にしてください。

○藤田委員 防衛庁当局に申し上げます。どのくらいで答弁できますか、はつきりしてください。

「委員長の質問にも答えられないのか」「時間を区切ったほうがいい」と呼ぶ者あり

○藤田委員 十一時五十分まで休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後零時三分開議

○藤田委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 休憩前の誤射事件の賠償の件、資料出ましたらお答え願いたいと思います。

○佐々木(達)政府委員 事前の調査が不十分で御休憩になりましたことに深くおわびをいたします。

昭和四十四年二月三日の誤射事件に関しましてただいま調査いたしましたところ、当時十和田市の佐川組所属のブルドーザーの付近に誤射したという事件でございまして、部隊でさっそく行って調べましたところ、人員、機材等には損害ございませんでしたので、賠償金としては支払いませんでした。したが、深く陳謝いたしましてこの件は円満に解決したというこの報告を受けております。

○淡谷委員 長官、お聞きになりましたか。さつきは金額は不明ですが、損害賠償いたしましたと言うから聞いたのです。いまの答弁は全然違うでしょう。この答弁はいいかげんにやってもらっているのです。

なお、あらためてお聞きしますが、いまの向この名前がはつきりしませんでしたので、聞き取

れるように御答弁願います。

○佐々木(達)政府委員 十和田市の佐川組でござい

○淡谷委員 わかりました。

○佐々木(達)政府委員 確かにそうだと思います。確かめておきます。

○淡谷委員 これはしかしいぶんたくさんさんのたまを受けているのですから、八十四発ですね、機材に損害なかつたわけじゃないのでしょうか。非常な危急感もあつたでしょう。これは工事からんで賠償しなかつたのかもしれないけれども、確かめておきたいのは、この誤射したときの演習はどういう演習だったのです。たまはどんなものを使ったのですか。これは自衛隊のほうでわかりますか。

○大戸政府委員 航空自衛隊の訓練でございまして、先ほどF86Fと申し上げましたが、調査の結果F104でございまして、その点は訂正させていただきます。二航団のF104の空対地の射撃訓練でございまして、二〇ミリの機関砲の射撃訓練を実施中の事故でございまして、二〇ミリの機関砲の射撃と申しますと、さっきのたまたま同じようなものですか。

○大戸政府委員 さっきのは二〇ミリの機関砲らしゅうございしますが、これは米軍のと思われるものが、自衛隊の二〇ミリの機関砲も大きさはあの程度のものであります。

○淡谷委員 これはたとえ模擬弾であつても被弾がある人命にかかわりますね。これは人命にかかわる演習ですね。こんなのは米軍にあらかじめこういうふうな演習をするということを断わって使わしてもらつておるのですか。

○大戸政府委員 そのとおりでございまして。

○淡谷委員 それで、問題のナバーム弾の射撃の問題ですが、この場合に自衛隊はやはりその場におつたのですか、いわゆる観戦しておつたのですか。それとも単独の米軍の射撃訓練であつたかどうか。

うか。

○山上政府委員 去る五月のナバーム弾の演習におきましては、これは米軍単独のものであつて、自衛隊との共同ではございせん承知いたしております。

○淡谷委員 一たん提供した射撃場というのは、あとは全然施設は無関係で、何の演習をやるかと一向おかまいなしという形の射撃場の提供ですか。訓練その他に何か制約がありますかどうか。

○山上政府委員 通例提供施設につきましては、提供の状態におきまして米軍の安全保障条約履行のためというふうなことで、その内容について制限をつけていないのが多いのですが、この射撃場につきましましては、それぞれの演習場におきまして米軍が使用しますところの兵器といひますか、そういうふうな制限をいたしております。

○淡谷委員 長官がやはり予算委員会の第二分科会で答えた中に、訓練種目は限定してありますという明確な答弁をされておる。どんなことを限定されておるのですか。

○山上政府委員 三沢につきましては機銃弾、ロケット弾それから模擬弾、ナバーム弾の範囲の弾種をいう演習ということに限定いたしておる次第でございまして。

○淡谷委員 核弾頭をつけない核爆弾の訓練演習は限定されておりますか、されておるませんか。

○山上政府委員 模擬爆弾の範囲という範囲であれば、これは演習範囲に入つておると考えております。

○淡谷委員 核弾頭さえつけなければ、核爆弾の演習もやつてよろしいということですね。

○山上政府委員 模擬爆弾といひましては二千ポンド以下の模擬爆弾ということに限定いたしております。そのかつこうとか態度とかいうようなことについては、特段の制限をいたしておらないというところでございまして。

下の演習とは形が違つていよう。核爆弾投下の場合には核爆弾投下の演習の方式があるはずですね。それは許しているのですか。

○山上政府委員 特段と核爆弾の模擬爆弾といふような表現もいたしておりますが、ただ、要するに二千ポンド以下の模擬爆弾、実弾でない模擬爆弾という方法、そういうものを使用して演習するときには人口稠密地帯の上空を避けるということと、それから事故防止のために陸上標的に対しては海に向かつて撃つようにするというようなことを話し合ひできめておるということでございます。

○淡谷委員 あまり用心しないで御答弁願いたいのです。別に伏線はありませんから。

しかし、確かに核爆弾の投下訓練あるいは投下演習というものは一般爆弾とは違つた形式を持つております。ですから、ただいまの種類いかんにかかわらず、たとえば急降下をして投下したあと、ある一定の時間、一定の高さに待避するといったような訓練は、核爆弾の訓練の中にもあるわけですね。ですから、そういうふうな模擬爆弾を使つての核爆弾投下の演習などは別に制限してないですね。

○山上政府委員 先ほどからたびたびお答え申し上げますように、核云々ということに触れないで、実弾をつけない模擬爆弾であつて、要するに普通爆弾といへども、実弾を詰めたものでない模擬爆弾、そしてそれは急降下反転投下訓練は認めている、こういうことになっております。

○淡谷委員 模擬爆弾の中には、普通爆弾、核爆弾を含む、こう理解してよろしいですね。

○山上政府委員 特段と模擬爆弾の種類については特定いたしておりません。

○淡谷委員 制限していないということは、核爆弾の模擬爆弾も演習には使つてよろしいということになりますね。どうも、制限してなければそうなりますが、核爆弾に対する特別な制限はない、こう理解してよろしいですね。

○山上政府委員 核爆弾についての制限がないとはいえないのでございまして、核爆弾等は当然投下できないというふうに理解しております。

○淡谷委員 だいが答弁が違ふじゃないですか。さつきは制限をつけない、核爆弾のあるものはむろん制限しているのではありませんか、使つてはたいへんですから。しかし、模擬弾の中には核爆弾、普通爆弾と区別してないといふあなた答えたじゃありませんか。たつたいまの答弁と食い違つては困りますよ。制限はない……あるのですか。

○山上政府委員 模擬爆弾でありますれば、その中の制限は重量二千ポンド以下ということに制限しておるだけでございます。

○淡谷委員 核爆弾の制限はない、そうなるでしよう。そうなるじゃありませんか。はつきりした論理をもつて答弁してください。

○山上政府委員 何べんも申し上げますとおり、核爆弾は認めておりません。模擬爆弾の態様については制限をいたしております、こういうことでございまして。

○淡谷委員 何の模擬なんですか。実物があつての模擬でしよう。模擬爆弾という特殊なものじゃないでしよう。何らかの模擬でしよう。その中に核爆弾と普通爆弾との区別がありませんか。あなた、ないと言つたでしよう。それは模擬爆弾である限りは核爆弾でも普通爆弾でも制限はないとするのがあたりまえじゃないですか。委員会で議論するときははつきりした論理の筋を追わなければ議會制民主主義は成り立ちませんよ。詭弁は許されたいです。くだいようですが、その点は明確にしておきたい。

○山上政府委員 模擬爆弾でございすれば特別に態様を問わないということでございます。

○淡谷委員 わかりました。やはり私の結論とおり、態様を問わなければ核爆弾の模擬である限りは演習は制限しない、こう理解いたします。

ところで、ナバーム弾の演習の場合に韓国の将校がおつたといううわさが伝わっていますが、こ

れは確かめておりますか。

○山上政府委員 この点については確かめました。五月の十三日における演習におきましては、韓国の将校等が立ち会つたあるいは演習に参加したというふうな事実はございせん。

○淡谷委員 あなたは五月二十八日付の読売新聞「ナバーム弾の演習やめろ」という見出しのこの記事はお読みになつていますか。この中には米軍の三沢基地広報部長レオ・A・サンチェス中尉と、はつきり個人の名前をあげて「五月十三日にナバームの演習をしたのは事実だ。目的は韓国軍将校にナバームの威力を知ってもらつたためだ」とはつきり書いてある。それから韓国防衛施設庁施設部長の話は「以前、三沢上空での南北飛行をやめてほしい」という申し入れのようなのがあつたことは聞いたことがあります。しかし、それ以上のことにはなにも知りません、こういう答弁です。それじゃ、これは広報部長のレオ・A・サンチェス中尉がうそをついたというふうに理解してよろしいですね、いないものをいたというならば。

○山上政府委員 これはどういふふうな事情の新聞報道か存じませんが、演習場五月十三日に行なひました際は、在韓米第八軍の将校が演習に立会したという事実はございせん。したがつて、あるいはその将校がこつたを詰めておつたのかもしれないと思ひますが、その後私どもが何べんも確かめましたが、これは、第八軍の将校がその際立会した、韓国におる、在韓の第八軍将校、米軍でございせんが、その将校がおつたということでございます。

○淡谷委員 在韓米軍というのは韓国軍将校になりますか。

○山上政府委員 それは私、違ふと思ひます。おつたのは米軍だと思ひます。

○淡谷委員 私は新聞がそうでたらめな記事を書くとは思ひません。特に読売のような大新聞が……ここでこの新聞の記事がうそだと言われ

たら、読売はおさまらぬ。三つありますよ。防衛

庁がうそをついたのか、この広報部長がうそをついたのか、でなければ新聞の誤報か、この三つしかないでしよう。どうです。ほかにありますか。

○山上政府委員 おそらく在韓米軍をこつたを詰めて申したのではないかと、これは想像するわけでございます。しかし、これは想像でございますから不確定でございます。しかし、おつたのは第八軍米軍でございます。それが正しいのでござい

○淡谷委員 この新聞報道は有田長官読まれましたか。

○有田国務大臣 確かに、その新聞を読みました。読みましたがゆえに、その事実を至急確かめるように言つて、よく調査いたしました。その結果が、いま山上施設庁長官が答えたのとおりである、こういう報告を受けております。

○淡谷委員 私は防衛施設庁なりあるいは防衛庁あたりの答弁が常に変つなければ別に追及しませんよ。きょうの答弁はきょう変わつてゐるでしよう。さつきは練習機の機種まで変わつてゐるじゃないですか。休憩前の答弁ではF86となつてゐる。休憩後はF104になつてゐる。自分の隊の練習機まで一日のうちに変わるような答弁、いまの確信のある防衛施設庁の答弁ではございせんけれども、一体どこへ確かめたのです。長官、どこへ確かめたのです。

○山上政府委員 現地において現地軍当局並びに中央におきましては外務省を通じて米軍当局にいずれも確かめたわけでございます。

○淡谷委員 外務省の米軍担当ですか、何ですか。いまのは外務省のどこに確かめたのです。もっと明瞭に言つてください。

○山上政府委員 アメリカ局安全保障課であります。

○淡谷委員 長官もこの新聞読まれたならば、なぜ当の米軍に確かめてみないのです。広報部長です。単なる雑音と違ふのです。基地の広報部長です。広報部長が名前まで明らかにした報道ですよ。これが違つておつたら、なぜ本人に向かつて

確かめないのです。あなたの言つてゐることは間違つてゐる、韓国将校いなかったじゃないか、これで初めて事が明瞭になるでしよう。言つた本人も確かめないで、日本側のほうだけ確かめておいて、それでは間違つておりましたというのでは、国際信義上よくないでしよう。そうじゃないですか。

○山上政府委員 この種事案につきまして中央において確かめる場合は、正確を期するために外務省を通じて調査をいたしたのでございせん。なお、現地におきましては、三沢の米軍当局に対し、当方の事務所長から直接確かめておる次第でございます。

○淡谷委員 それじゃ、現地の米軍当局はこの発表を何というふうに答えたのです。あれはうそでしたと答えましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

○山上政府委員 事実について確かめたのでございせんから、特段とその記事の真偽云々というふうな確かめ方をいたさなかつたために、ただいま申し上げたとおり以上には出ない次第でございます。

○淡谷委員 これを確かめるお気持ちはありませんか。米軍の広報部長が偽りの発表をしたのじゃ今後困るでしよう。現地三沢ではさきさきうわさが飛んでゐますよ。このうわさが一々うわさとして広がるだけじゃ、はつきりした実態がつかめない。端的に言へば、あそこに核兵器の貯蔵さあるといううわさが広がつてゐるのです。これはそれじゃ、長官、はつきり確かめる権限、査察する権限が日本にございせんか。米軍を信用するよりしかたがないでしよう。総理答弁も常にそうです。持ち込まないと言ふのだから持ち込まないでしようというのが核兵器に関する総理の答弁じゃなかつたですか。信じ以外に方法はありませ

ん、総理がそう言う。われわれは、やはり米軍のこの広報部長の発表が偽りであつたとなれば、根本的な国際信義の上に大きな影響があります。じゃ、この誤つた広報部長の発表を、現地ではどういうふうな処置をしましたか。確かめましたか。

これは大きな影響を与えています。もうすべトナム戦のあとは、朝鮮の情勢が非常に険しくなっているというのは常識じゃないですか。その場合、ナバーム弾の演習に米軍の将校がいたのか、在韓米軍の将校がいたのか、韓国軍の将校がいたのか、国民の認識の上に非常に大きな差がある、そう思われませんか。したがってこの際、広報部長の発表が誤っておったのか、誤っていないのか、これは明確に確かめる必要がある、この意思はありませんか。

○山上政府委員 当時、たまたま当事務所の所長もその演習におりましたので、この事実については間違いがないと思っております。私の申し上げておること間違いがないと思っております。これは現地についても確かめました。すべて誤りがない、かように考えておる次第であります。

○淡谷委員 主観的に誤りがないと考えるだけではしょうがないでしょう。あなたのほうではないかという。向こうはおつたという。全く反対の結論じゃないですか。どっちを信ずればいいのです。佐藤総理は、米軍のことを信じると言います。施設庁長官は、われわれ認識したのだから、現地の施設庁の出先がそう言うのだから信じます。どっちを信ずればいいのです。全然これは反対の報道です。反対の答弁です。どっちをとればいいのです。

○山上政府委員 たびたび申し上げておるとおり、私の申し上げるのが正しいと思っております。

○淡谷委員 有田長官にお答え願いたいのですが、これは防衛施設庁の長官だから、施設庁の役人の言うことを信ずるでしょう。信じなければちよつとつとまらない。長官はこの報道を、アメリカのしかも公式の広報部長の発表に信頼性がないと思ひか、思わないか。

○有田国務大臣 私は施設庁長官の申し上げることが正しいと信じております。なお、アメリカの広報部長さんですか、それがどう言ったかということは、新聞記事では拝見しましたけれども、そ

の事実を確かめておりません。私もアメリカ軍を信頼するということは、われわれに向かつていろいろ言われるときは、これはお互いに日本の防衛に対して共同責任を持つている間柄ですから、それは信頼しておりますが、外部といえますか、新聞には誤報といふことがたびたびあるもので、その点は確かめておりませんが、これは私はどうのこうのと言ふ筋はないと思っております。

○淡谷委員 長官、いまの答弁は非常に重大な発言です。あなたは公式な防衛庁の長官なんです。あなたに対してアメリカ軍の言うことは、これは国民全体に対して言うことです。防衛庁長官という地位を通して国民全体に言うことです。その場合に、総理はアメリカ軍が言うことだからう。したがって、今後アメリカ軍が幾ら核兵器を持ち込んでいらないと言つても、持ち込んでいらないかアメリカ軍がいかに核兵器を持ち込んでいらないと強弁しようとも、これは信頼できないのだ、こ

う思つてよろしいですか。もしくは、ついでに言つておきますが、この新聞が誤報だと言ふならば、こうした重大な問題の誤報をなぜ取り消しを要求しないのです。これは新聞社としてもおさまらぬと思うのです。この重大な発表が誤報であつて、米軍の広報部長の発表がうそであつて、施設庁の出先の言うことだけを有田長官が信用するのだとなつたら、これは大問題になりますよ。

○有田国務大臣 淡谷さん、少し私の言つたことを聞き違ひされておるのじゃないかと思うのです。私は米軍がわれわれに向かつて公式に言うときは、これはもう信頼するということです。しかし説話新聞か何かと言われたことが事実かどうかということは、私は確かめておりませんが、それはやはりたまにはことばの間違ひもあるかもしれせん。さつき、これは推察の域にすぎませんが、在韓米軍のおつたことは事実ですから、それが何かの間違ひで、あるいは韓国軍と言われたのではないかと思うのですが、その辺は私はわかり

ません。わかりませんが、少なくとも日本政府に向かつて公式に言われるときは、私は信頼している、こういうことを言つておるのですから、それはひとつ誤解のないようにお願いいたします。

○淡谷委員 あなた、公式に確かめてみましたか。この問題をなまじつ、ただなまけておけばいい問題と思つては困る。地元は非常な不安を持つていふんですよ。それくらい行き違ひがあつたらなせ公式に米軍に確かめてみないのですか。新聞が誤報したら、こういう重大な誤報をなぜ訂正しないのですか。これがあなたの責任じゃないですか。私は聞き間違えておりません。今後国民のアメリカに対する信頼性に大きなひびを生じます。アメリカの広報部長なんというのはでたらめを言うんだ、新聞記者に向かつて何を言ふかわからぬというふうなことを考へてよろしいのですか。そう思つてなければそう思ひますよ。

○有田国務大臣 別に広報部長がでたらめということとは私は言つていないのです。その辺のことは私はわからない、こういうことを言つていふのです。まあいろいろ調べた結果、いま施設庁長官が答弁したことは、これは私は正しい——施設庁長官が言うから正しいというんじやなくて、施設庁長官も信頼しておるけれども、施設庁長官が何回もそういういろいろなことで調べておりますから、私はそれを信ずるよりはかに道がない。

○淡谷委員 あなたは基地の実態をよく知つていふという発言も前になつたんです。あなたの基地に対する知識というのは施設庁長官を通じた知識です。この重大な問題をばつたり報道が違ひ、あるいは発表が違ひつていふのを、なぜ確かめてみる気にならないのですか。これからでも確かめに行きますか。米軍自体に対して直接公に確かめてみませんか。ナバーム弾の演習には韓国軍の将校がおつたのかどうか、米軍から確かめてみるだけのこと

は、これは施設庁だつてできるでしょう。どうして出先のこつちの人を信用して、この発表は誤りだつた、ことばの違ひだつた、新聞のミスだつたというふうに割り切れますか、一体。

○有田国務大臣 いまの問題は、さつき山上長官が御答弁申してしまつたように、外務省を通じて向こうのほうにも、米軍のほうにも確かめたんです。だから私たち、単に日本の機関がこう言つたからそれを信ずるだけじゃなくて、これはそういう面も確かめておりますからこれは間違いのないことである、かように考へております。

○淡谷委員 外務省のそれがこの三沢の軍のだれに確かめたんですか。この報道は人の名前が出ていふんですよ。広報部長としては名前を出した発表ですから、その簡単にうその発表と思われたらたいへんですよ、公職にあるものですか。

○有田国務大臣 この問題は政府委員をして答弁させます。

○鶴崎政府委員 ただいまのナバーム弾の問題に關連した発表につきまして外務省の安全保障課のほうから在日米軍の第五部のほうに、韓国軍がいたという発表になつていふかどうかということを実際かどうか確認をいたしましたところ、在日米軍としてはそのような事実はないという返事をいただいております。

○淡谷委員 在日米軍というのは一体どこの在日米軍ですか。

○鶴崎政府委員 韓国軍がいたという報道があるが事実であるかという質問をしたのに対して、韓国軍はいない、在韓米軍であつたという回答がきております。

○淡谷委員 正式の回答ならば回答文書を、あとでよろしゅうございますからお出し願ひします。

私言つていふのは、外務省のそれが米軍のだから確かめた報道かと言つていふんです。これは簡単に済ませられる問題じゃない。特にいまの在韓米軍の問題を言ひましたが、在韓米軍の行動範囲はどこからどこまでなんですか。これは長官にお聞きします。

○有田国務大臣 もちろん在韓米軍の行動範囲といひますか、その任務は韓国の範囲内、かように考へております。

○淡谷委員 それではどうして日本にきているのです。韓国の範囲ならば一体日本にどうして来ているのですか。

○有田国務大臣 それはいろいろと視察といいますが、米軍の演習の視察とかそういうことでこれは来ておる。これは視察といいますが見学といふことはよくありがちのことです。ですから、この行動まで縛るわけにいかぬのじゃないか。

○淡谷委員 それじゃ米軍の広報部長の言うことは、韓国軍將校にナバームの威力を知ってもらったのだというの、在韓米軍の將校にナバーム弾の威力を知ってもらったのだと直せば合うのですか。米軍が米軍の將校にナバーム弾の威力を見せるのですかね。これは何のためです。観戦なんですか。

○山上政府委員 これは、たまたま第八軍の將校が日本にオリエンテーションに見えた、その機会にこの演習をやっておるところを見せた、こういうことであると考へております。

○淡谷委員 在韓米軍は、それじゃまた来ることはしよつちゅうあるわけなんですね。在日米軍はどうなんですか。在日米軍もやはりまた出かけるわけですか。

○山上政府委員 在日米軍の將校が諸外国に出かけるということもあり得ると思っております。

○淡谷委員 在日米軍の行動範囲というのはどういうふうに考へているのです。日本にいる間は在日米軍ですか、あるいはまた外国に行っても在日米軍ですか、行動した場合に。

○山上政府委員 在日米軍の所属のままで外国を旅行する場合は、在日米軍の將校が旅行をしておるといふふうに私は考へております。

○淡谷委員 一つの行動をした場合に、たとえばベトナムならベトナムに在日米軍が行きますか、軍行動のために。これは長官のほうからお答えしてもらったほうがいいでしょう。施設庁長官には余るでしょう。

○有田国務大臣 私は、ベトナムにかりに在日米軍が行くとするならば、普通の旅行とか視察と

いうようなときは在日米軍の籍を持って行きましようが、行動といふますか、いづゆる武力行動といふますか、そういうことで行くときにはもう編成が変わつておるのじゃないかと思ひますけれども、その辺のところは、私のほうの部隊じゃありませんのでつまびらかなことはわかつておりませんが、さうに推察をいたします。

○淡谷委員 これは長官、前にいまの小幡次官と質疑応答の際に、私はどうしても納得のいかない御答弁があつた。在日米軍はどこへ行つても在日米軍ですというのをはつきり答弁されている。これは、サイゴンに駐留する米軍が武器輸送をした実例があつた。その場合、一体駐留軍というのは、日本政府が雇用した労務者を在日米軍に提供したものだから、これは在日米軍の行くところどこにでも行きますという答弁をしている。これは米軍自体ではなくて、米軍に提供された日本の労務者ですよ。その解釈は私はどうも納得のいかないのですが、長官どう思ひますか。世界じゅうどこに行つても、どんなことをしても在日米軍は在日米軍なんだと、在日米軍ということに固有の名稱のように答弁されているのです。ところが増田長官は、英語では在日米軍はザ・フォーセス・イン・ジャパンだと言つておる。イン・ジャパンといふのですから個有名詞であるはずはない。日本におけるということでしょう。それがどこに行つても在日米軍だといふ次官の答弁は、私はどうしても納得のいかない。これは、いつかおれがあれは確かめてみたいと思ひますが、有田長官どう思ひますか。

○有田国務大臣 在日米軍はやはり日本におる米軍だと思ひます。しかし、在日米軍に籍を置いておる人が間々旅行をすることがあると思ひます。そういうことは私は、日本におる米軍じゃありませんけれども、その所属が在日米軍といふことで旅行をすることはあり得るのじゃないか、かように思ひますが、在日米軍といふ以上は、日本におる米軍をさすものである、かように考へております。

○淡谷委員 そうしますと、駐留軍の労務者がサイゴンに行ったといふことは違法なんですね。あなたの答弁から見ると違法になる。食い違つてゐるのです。それは一体どう統一見解をとりましますか。

○山上政府委員 在日米軍は、日本におる米軍でございますが、在日米軍の指揮下にある部隊等が部隊行動をいたしますれば、これは在日米軍として行動を起しておるということになると思ひます。たとえば、在日米軍所属の船舶が日本の港を離れてよそへ参つても、これは在日米軍所属の船舶である、かように考へておる次第でございます。

○淡谷委員 いまの長官の答弁と施設庁長官の答弁は食い違つてゐるのじゃないですか。施設庁長官は明らかに小幡次官の答弁と同じ方向だ。一体在日米軍といふ看板さえあれば世界じゅうどこへ部隊を派遣しても在日米軍の行動だといふふうに見えてゐるのですか。

○有田国務大臣 私はさつき原則論を言つたわけですが、たとえば、在日米軍に属する艦艇がありますね。その艦艇が移動して日本を離れるときがありましよう。それはやはり一つの在日米軍の艦艇として行動するのですから、これはやはり在日米軍といふことがあり得る、かように考へております。

○淡谷委員 艦艇といふふうにいいますが、艦艇以外はだめなんですか。在日米軍はベトナムに上陸することはできないのですね。上陸行動はできないのですね。はつきりしておいてください。

○有田国務大臣 その艦艇といふのは在日米軍に所属しておる艦艇ですから、それが移動しておるわけですね。いまのは海ですが、陸で動く場合は、私の推察では、向こうではもう在日米軍といふその編成から離れておるのではないか、かように思ひます。

○淡谷委員 どうもはつきりしませんね。はつきりしません。長官、ますます混乱してきたじやないですか。艦艇の場合はさうですけれども、在日米軍はベトナムでの陸上行動はできないんです

ね。

○有田国務大臣 これは向こうの戦闘部隊へ入ればベトナムの施政権の指揮下に入る。そのときは在日米軍でない、かように考へるのです。

○淡谷委員 指揮系統の変わるのとはどこなんですか。どこで変わつていくのです。たとえば在日米軍であつても指揮系統の変わる限界といふものがありますね。これはどこなんですか。

○江藤政府委員 先生の御質問の点は、横浜に司令部を持つ極東米陸軍司令部のことだろと思ひますが、その司令部の船が実際に輸送業務を行なひまして、後方業務として補給業務をベトナムにするという場合におきまして、ベトナムの港におきましてその荷役作業をするために上陸するといふことは当然あり得ると思ひます。その場合におきましては、あくまで在日米軍の極東陸上輸送司令部でございますので、その司令部の指揮を受けてベトナムへ物資輸送しておるというのでございまして、実際にそれらの在日米軍がベトナムに上陸しまして、そこで前方における戦闘作戦行動としての補給行動に参加する場合におきましては、これはベトナムの司令部の司令に入るといふことになる次第でございます。

○淡谷委員 その場合在日米軍といふ名前はなくならないですね。

○江藤政府委員 米軍の海軍の輸送司令部は世界にたしか四か所くらいございます。日本の横浜にあります極東輸送司令部はそのうちのひとつでございます。あくまでその任務の範囲は東洋の地域になるわけでございます。これが世界のどこへでも参るわけはございません。それが在日米軍として極東輸送司令部に船籍を持つ船である限り、それに乗船してゐる限りこれは在日米軍司令部でございます。それが具体的にベトナムに上陸して、前方作戦行動に参加するといふ時点になりますと、これはその船を離れるわけでございますから、これは在日米軍ではないといふことになります。

○淡谷委員 そのときは在日米軍を離脱して別な軍隊になるのです。

それからもう一つ、世界じゅうどこでもというわけじゃないのだけれどもと言いますが、それじゃ輸送の範囲というのはどこまでですか。

○江藤政府委員 たしか世界に四つありますというのには、横濱とロンドンそれからニューヨーク、サンフランシスコというところに米軍の海軍の輸送司令部がございます。もちろんこの中心はワシントンにあるわけですが、そういうような四つのものがおのおのの任務を分担いたしております。そこで横濱にあります極東米海軍輸送司令部というものは、したがって東洋地区ということになるものでありまして、具体的にその範囲がどこまで及ぶかというところは、これは米軍内部の問題でございまして、詳細に承知いたしていませんのでございませう。

○淡谷委員 これは米軍内部の問題だけじゃないのです。日本の労働者が一緒に行動しているのです。サイゴンに行った場合にはジョンソンラインという危険区域に入っています。戦闘区域に入っています。たとえ補給輸送であっても戦場に行っているのです。アメリカでは戦争の危険手当を出しています。したがって日本の労働者を伴う在日米軍の行動ですから、一体労働者はどこまで行かなければならないかということは大きな関心事じゃないですか。大体なんということとはちょっと許せないのです。どこまで行き得るのですか。

○山上政府委員 在日米軍に雇用されている労働者の問題として私からお答え申し上げたいと思いますが、これは日米軍は極東の平和及び安全のために活動するという趣旨で日本におるわけでございますから、この活動範囲、この範囲内を越す場合において在日米軍の指揮下にある船、これの乗り組み員が参るといことは在日米軍に雇用されている労働者として差しつかえない範囲である、かように考えておる次第でございます。具体的に申せば、たとえばサイゴンに補給に参るといのは、ここにおきますところの極東海上輸送隊

の範囲として、その程度までは行ける、しかしそれから先さらにベトナム内陸の輸送業務に従事するといふようなことは、この労働者の雇用されておる範囲を越すのではないかと、かように考えておる次第であります。

○淡谷委員 この労働者はあくまでもあなた方が雇用して提供した労働者なんですよ。それじゃ在日米軍の輸送を担当しておる船舶の行動し得る範囲というものを明確に押えておかなければ、その労働者の在日米軍との一緒の行動が適法か適法でないか規定できないじゃないですか。在日米軍関係の輸送船が行動し得る範囲ですね、行つたところは全部許されるわけじゃないでしょう。どこまで行つても在日米軍ということになれば、どこまで行つても規定しなくてもいいけれども、一体その労働者を提供する場合には、どこまで行き得るという確認があったのですか。戦争区域まで連れていかれておるのですから。米軍のことです。いつて済ましておられない。あなた方が提供した労働者なんですよ。生きた人間なんですよ。どこまで行けるかわからない。在日米軍まかせと提供したのじゃない。提供する場合ははっきり取りきめがあったはずですよ。その点はどうか。

○山上政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、在日米軍に提供しておる労働者でございますので、在日米軍の目的、任務、その範囲内というふうに理解いたしております。

では具体的にどうだということでございますが、これにつきまして、じゃこれだけの範囲というのを個別に限定して提供いたしておるわけではございませんが、ベトナムのサイゴンあるいはその近海の根拠地に日本から出港するというのには、極東もしくはその周辺の範囲内というふうに理解しておりますので、在日米軍の活動の範囲内であらう、こういふふうに具体的に考えておる次第でございます。

逃げるとこれは区別がないです。したがって、あなたのいまの御答弁だと、米軍の行くところならこっちは連れていかれてもしようがないんだという観点ですね。区域的なものは、任務の規定があつても範囲の規定がないのです。ばく然とした極東及びその周辺、周辺ですからどこまで行くかわかりませんよ。月まで行くかしれない。まさかそうじゃないでしょう。それを大事な人命を提供するもの、人間のからだを提供するものがどこまで連れていかれてもしかたがないんだという話が一休あります。あくまでもそれはないんです。

○山上政府委員 先ほどからお答え申し上げますとおり、在日米軍の活動範囲内、これは極東の平和と安全という目的を持っておりまゝるので、その月の辺まで行くといふようなわけにはまいらな。おのづからその限界がある。ただ個々に提供いたしておりますのは、どこまでというより個々の契約はございせんが、おおむね極東及びその周辺の範囲内、こういうふうに考えておる次第でございます。

○淡谷委員 これは全く危険きわまる取りきめだとおぼくは思う。極東の範囲は安保条約の場合にずいぶん議論しましたけれども、具体的に一つ一つの行動というものが起こつてきますとこういう矛盾が出てくるのです。いまの御答弁だと、向こうが極東の安全もしくはその周辺の安全に寄与する限りにおいては、どこへ行こうともう処置なしというお手あげの形でしょう。外国へ行つた場合に日本の法規の適用はできませんか。あなたの監督下に入りませんか。現に労働者が米軍と一緒に行動して外国へ行つておるんですよ。陸上行動といいますが、輸送行為でサイゴン川をのぼつた場合はどうなります。

○山上政府委員 先ほどお答え申し上げますとおり、日本からサイゴンあるいはその他のベトナムの主要根拠地にまで行くといふ程度のことであるならば、極東海上輸送隊の任務の範囲内であり、また極東の周辺ということでございますが、その

中へさらに入つていって、サイゴンから奥地へ入つていって輸送任務に服するということになりますと、これはいささか様相を異にするのではないかと、かように考える次第でございます。

○淡谷委員 輸送する場合に、輸送任務で海の上ならばいいけれども、川へ入つちやいかぬというんです。海上輸送はいいが川の上の輸送はだめだ。これはどこにそういうような根拠があるんです。日本のような島国は別として、大陸的な行動というものは輸送であつても川をさかのぼりますよ。その場合に輸送任務はいとして、海の上はいいが川へ入るといふのは一体どういう根拠なんですか。

○山上政府委員 たびたび申し上げておりますとおり、極東及びその周辺にまで参るといふ範囲は、これは在日米軍の安保条約六条一項の範囲内であらうと思つております。したがって、その辺まで行つてはどうかという具体的な個々のあれは別として、日本からその辺まで輸送の業務に従事するといふことは差しつかえない範囲内ではないかと思つております。ただベトナムにおいて戦闘に従事したり何かするといふことは許されない範囲である、かように考えておる次第でございます。

○淡谷委員 はつきり確かめておきますが、在日米軍の任務は、川をさかのぼつての輸送業務はできないのです。海の上の輸送ならいいけれども、川へ入つた輸送はしなくてもいいんですね。これは大陸の作戦行動には非常に大きな影響を持つのです。

○江藤政府委員 極東米海軍輸送司令部の任務の範囲内において行動する場合、これは当然でございますが、具体的に、ベトナムに参りまして、ベトナムの米軍において戦闘作戦行動の区域といふものの範囲に入りましての場合には、これは前線における戦闘補給業務になりますので、極東米海軍輸送司令部の任務ではない。したがって、サイゴン川にしましても、米軍のほうで大体指定しておると思ひますが、そういうような作戦地域に入つた

ところの河川となりますと、これはもう極東米海軍輸送司令部の任務を出る。前線における戦闘補給業務であるということになりますので、これは任務外ということで適当でない、かように考えます。

○淡谷委員 これは議論の上ではいかようにも言いわけができませんが、具体的にサイゴン川をさかのぼった輸送行為はできないかという点に對して明確な答えがない。海上輸送はいいとしても河上輸送はいけないのかということについて的確に答えてない。その答弁をはっきりしてもらいたいのだ。海上もしくは川、そういう形に關係なしに、作戦命令の出どころによってそれと違ふというのですか。輸送というの、大陸作戦の場合には海上だけできないことはわかつているでしょう。輸送任務で許されるならば川も海も同じじゃないですか。別な基準があるなら別な基準があるようにはっきり言ってもらいたい。これは明確に答弁してもらいたいのです。

○江藤政府委員 サイゴンはまだ現在一般の商船も出入りできるような開港場になっております。具体的に現在どういうふうに入っているか私承知いたしておりませんが、そういう意味におきまして、サイゴン川をサイゴンまでさかのぼるということは一般の後方輸送業務でございまして、具体的に戦闘作戦行動に参加しておるということにはならないと思ひます。したがって、現在横濱にありますが極東米海軍輸送司令部の任務というものはあくまでも後方輸送業務を行なうものでございまして、実際に戦闘地域における前線の戦闘補給業務を実施する部隊ではございせんので、その意味におきまして、実際に戦闘作戦行動の区域となつてしまつた場合の河川における輸送業務は、すでに極東米海軍輸送司令部の任務ではないというふうに申し上げておるのでございます。

○淡谷委員 実例が出たのはサイゴンまで行つてゐるんですよ。サイゴンのジョンソンラインまで行つてゐるんですよ。それじゃジョンソンラインとは戦闘区域じゃありませんか。

○長坂政府委員 M S T S 所屬船舶に乗つておられます日本人労働者がサイゴンまで行きて荷おろしの作業をする。そこまでの、そういう輸送業務に従事しておる限りにおきましては、それは何ら戦闘行為ではない。したがって、その行為は在日米軍としても許されてゐる、そういうふうには解してゐるのでございます。

○淡谷委員 また答弁が食い違ふやないですか。全然食い違つてゐる。サイゴン川の問題を出した場合は戦闘区域だから輸送業務でも入れないのだと言つてゐる。だからばくはジョンソンラインというのは戦闘区域じゃありませんかと言つてゐる。答弁をすり違へてはいけませんよ。明確に答へなさい。あらためて言いますが、ジョンソンラインは戦闘区域ですか、戦闘区域じゃありませんか。——また變な答弁をされちゃ困りますから。小幡次官は、私の答弁では、サイゴン川を遡航するということになれば当然戦場だと思ひますと答弁しておる。これは變だと思つたから保留しておいたのです。戦場だからだめならば、一体ジョンソンラインは戦場じゃないのかという問題、これはひとつ、食い違つても困りますから、もう時間たつたらこの辺で一時休憩して、ゆつくり答弁してください。

○藤田委員 本会議後直ちに再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後三時一分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 休憩前に引き続き質疑いたしますが、さっきの統一見解が出ましたでしょうか。

○山上政府委員 在日米軍に雇用されておられる船員労働者につきましては、ジョンソン区域と申しますのは、ベトナム方面に航行する船舶に乗り組まます労働者につきましては、この区域に入り

ますところの船員に對しましては特別の手当が支給される、そのような区域といたしまして指定されておる、かように承知いたしておる次第であります。

○淡谷委員 端的にお答えください。ジョンソンラインは、戦闘区域ですか、戦闘区域じゃありませんか。

○山上政府委員 われわれの承知してゐる限りでは、危険区域として承知してゐる次第であります。

○淡谷委員 危険区域と戦闘区域は、どう違うのですか。

○山上政府委員 米軍に従事しております乗組員が行く場合に危険手当を受けるといふ意味において、危険区域でございまして。これはさうな区域におきましていろいろの事故が起きるといふようなラインとして、われわれは承知いたしておる次第でございまして。

○淡谷委員 何のための危険ですか。強盗でもないのですか。戦闘があるから危険区域なんではないのですか。戦闘は何というのです。

○山上政府委員 海上におけるいろいろな戦闘もあり得る地域である、かように考えております。

○淡谷委員 英語ではどういふのです。

○長坂政府委員 ちょっといま英語は、英文を持つていませんでございまして、契約文には南ベトナム水域ということで定義がございまして。いま英文も調べまして、もう一回お答えいたします。

○淡谷委員 明らかにこれは戦争の危険でしよう、冗談は抜きにして。戦闘区域を危険区域といふかえてはにすぎないですよ、長官。それじゃサイゴン川をさかのぼった流域と、いまのサイゴン全般的のジョンソンラインは違う性格のものでしょうか。はつきりしてください。

○山上政府委員 サイゴンまでの航行範囲につきましては、日本の商船等もそこに出入りいたしておりますし、危険区域あるいはさういつた先生の

というふうな範囲であらうと思ひますが、現実にはさうな一般船舶も航行しておる区域でございまして。サイゴンから先に入りますと、いわゆる實際戦闘が行なわれておることがしばしばございまして、戦闘部隊等に直接補給するといふようなことになりかねないので、かような区域については、われわれとしてはサイゴンまで程度の範囲は差しつかえないといふふうに考えておる次第でございまして。

○淡谷委員 ごまかして言つてはいけませんよ。さっきは輸送行為をやつて輸送の任務に属しておるものは、海上の輸送はかまわないが、川をさかのぼった場合はどうかという問題から発しているのです。この場合に、ジョンソンラインとサイゴン川をさかのぼった場合の区別が出てきた。アメリカでは区別をしてゐる、してないかという問題です。海上輸送といふことばを使つておられますけれども、一体ジョンソンラインというのは、戦闘区域だから危険なのか、危険手当を出しているのか、戦闘なしでも危険なのかという問題なんです。戦闘のための危険区域ならば、これは明らかに戦闘区域でしよう。さうしますと、サイゴン川をさかのぼった場合に、戦闘区域だから入れないのだ、ジョンソンラインは危険区域だから入れるのだ、どうもその区別は明確でない。アメリカ自身が危険区域と戦闘区域を分けてゐるかどうかという問題、それを明確にしてください。

○山上政府委員 特段と区域を区別してゐないのではないかと思つております。

○淡谷委員 そうでしよう。アメリカ自身は区別してゐないでしよう。在日米軍の行動でしよう。それならば、川の上だからとか海の上だからという区別なしに、戦闘区域には入らないといふのが原則じゃないですか。一方はジョンソン区域に入らなから一方は入れないといふのは、どこからくるのですか。

○山上政府委員 日本から出発して極東の周辺に参ります範囲につきましては、特にその区域が、かりに戦闘区域でありまして、後方支援という

ような任務のために参りますのであれば、それが極東の周辺区域の範囲内等であれば、これは差しつかえない範囲内ではないかと思っております。ただ、サイゴンから先に行くほうを支援があると申しておりますのは、そこから先につきましては、相当危険も伴いますし、サイゴンまでは普通の民間の船も通っておりますが、そこから先は危険もあります。したがって、日本の労働者がそれに従事して、その上に行くということは認めがたい、こういうふうにご考慮願います。

○淡谷委員 それでは答弁にはなりません。極東の範囲をまた持ち出していますが、これは任務でもなければ、日本の民間の船が行っているからだと申しますが、日本の民間の船が川をさかのぼって——これは外国の船でしたが、日本人がここで射殺されている例があったでしょう。戦闘のために危険なことは、ジョンソンラインも同じなんです。危険だからアメリカは危険手当を出しているのです。あるものはこれを許し、あるものは許さぬというの、一体どこに根拠があるんです。在日米軍の行動の許せる範囲内は行ってもいいということなんです。川をさかのぼった場合は、指揮命令系統が違ってくるからいけないというのですか。何によってそういうことをやっているのか、法的な根拠を示してください。法律的根拠がはっきりしてないから、そうなるのです。もしくは条約の根拠を示してください。

○山上政府委員 極東の周辺でございませう、その場合、在日米軍が活動し得る範囲といたしましては、その区域には行って差しつかえない、ということ、そのとおりだと思います。ただ、サイゴンから先のほうになりますと、先ほども申し上げましたように、直接戦闘が行なわれている部隊の補給ということが、まぎらわしい情勢もございませうし、危険もございませうので、在日米労働者については、その辺以上についてはこれを認めない、こういうふうに考えておる次第でございませう。

○淡谷委員 これは有田長官に御答弁願いたいのですが、どうも施設庁長官の御答弁にはごまかしがあるのです。在日米軍の行動の範囲だからいいのか、危険だから悪いのか、その点がどうもはっきりしない。少なくとも在日米軍の行動ならばかりですけれども、あなたの御答弁自体は、危険だから入っちゃならないというんじゃないのでしょうか。サイゴン川をさかのぼった場合に日本の駐留軍の労働者が行けないというのは、在日米軍が行動できない範囲だからだめなのか、危険区域だからだめなのか、長官からはっきり統一した見解を示してもらいたい。どうもそれはごまかしていますよ。

○有田国務大臣 サイゴンまでは、危険区域とはいえないが、一般の商船も一般の出入りもできるところでありまして、したがって、後方支援としてはサイゴンまで行ける。サイゴンより先になりますと、直接の戦闘区域でございませうから、後方支援が直接の戦闘行為に加わるおそれがある。したがって、在日米軍の行動としては、直接戦闘区域には——それは事前協議をすれば不可能とは申しません。けれども、そういうようなことをやることもどうかと思うし、しかも危険も甚大でありますから、いまのところではサイゴンというところにとどめておる、こういう状態です。

○淡谷委員 御答弁がまた発展していますね。事前協議さえあればできるんですか。

○有田国務大臣 これはいわゆる戦闘行為になるわけでございますから、日本としては事前協議といたうことをやらなかつてにそういうことはできない、そういうことでありまして……。

○淡谷委員 事前協議でこつちがイエスといえ、行くといふんですね。

○有田国務大臣 いまは事前協議ということばは法律の理論のことでありまして、私たちはそういう考えがありませんから、だからサイゴンまでとめておる、こういうことでございませう。

○淡谷委員 考えがあらうがなからうが、長官答弁は、つまりサイゴンの内地へ入れないのは、さまざまな理由もあるだろうが、事前協議さえあれば入れるというんですね。それは事前協議をやるかやらないかはわからぬが、事の本質上事前協議をやらねば入れる、こういうことなんですか。

○有田国務大臣 入れるというんじゃない、そういう手続も要するし、しかも直接戦闘行為の行なわれているところではございませうから、そういうところに入ることは穏やかでない、こういう見地に基いてわれわれは……。

○淡谷委員 その点ははっきりしなければいけません。あなたのさっきの答弁では、事前協議があれば入り得るといふことを言っているんですよ。端的に詰めていって、事前協議があれば入れるんですか。

○有田国務大臣 それはわれわれがノーといえ入れないですからね。(「イエスといえ入れない」と呼ぶ者あり) だから、それはイエスといわれないという考えでありますから——法律的には協議ということではイエスもノーもあり得るのだが、われわれはノーという態度でありますから、そういうことはやらない、こういうことでございませう。

○淡谷委員 事前協議でイエスといえ入れ、この答弁に間違いはないのですか。これは確認しますよ。

○有田国務大臣 それは法律論といいますが、協議ですから、イエスということもあり得るでしょう。しかし、われわれはそういうことには巻き添えを食わない、こういう態度でありますから、ノーということははっきりしておるのです。だから、われわれとしてはそういうものには加わらない、こういうことです。

○大出委員 ちょっと関連して。どうもちょっと妙なことを長官言ひ始めたので、はっきりさせておきたいのですがね。旧来の論議から申し上げますと、まず事前協議そのものに問題がある。一体事前協議というものは、日本側がアメリカに対して申し入れることができるのかどうかという論争がある。これは予算委員会、三木さんが外務大臣のころに政府の考え方は、相手が動かすのだから、つまり米軍が動かすのだから事前協議というものは向こうから言ってくるんだ、一方通行なんだ。しきりにこれを答えていた。去年の二月の予算委員会で、横崎委員がこの点について三木さんに質問した。そんなことはないじゃないか、合同委員会というものは場所一つしかない、こつちから申し入れることだってできるじゃないかというやりとりをさんざんやった。もし旧来の政府の考え方ならば——いま長官は、事前協議やってイエスといえれば、最初そう答えた。その事前協議の意味ならば、日本側から申し入れなきゃ意味がない。そうすると、旧来、米軍が動かすのだから、事前協議というのは向こうから言ってくる筋合いのものだ、よしんばそれを下がつてみても、インシアチブはあくまでも米軍にあるのだ、こうあなたの方は、政府はずっと答えてきた。いまのあなたの説明でいけば、こつちから事前協議を申し入れてすればいいのだ、やろうとすればできるんだけれども、そういうこともしたくないからとあなたはおっしゃる。したくないということは、あなたのほうから能動的にものを考えるということなんだ。そうでしょう。これは旧来の答弁といへんな大きな食い違いだ。事前協議のあり方ということが一つ。

それからもう一つ大きな問題は、事前協議をやるとすると、これは岸・ヘーター交換公文に明確にある、配置の変更、装備の変更、直接戦闘行為行動と、三つになっている。そうでしょう。そこから先は口頭了解だ。そうすると、その三つのうちの一体どれをさすのか。直接戦闘行為行動とおっしゃるならば、横浜にあるアメリカの輸送司令部が在日米軍の輸送部隊という形でサイゴン川をさかのぼってサイゴンから先に行くことになれば、これが直接戦闘行為行動になってしまう。ということになると、これはたいへんなことになる。それでいいならいいとはっきり言ってもらいたい。直接戦闘行為行動という意味の事前協議だ

ということであるのか。しかもやってみてきぬことはないが、やる気がないからやらないとあなたはおっしゃる。そうすると、事前協議というのは、日本側から申し入れてやることでできるといふことになる。それで間違いがないかどうか。二点明確にしてください。

○有田国務大臣 私のことが少し足らなかつたかもしれないけれども（大出委員「足り過ぎてゐる」と呼ぶ）私もほかのように考えておるのです。さつきも私注意して言うたのですが、サイゴンから奥の川の面になると、直接戦闘行為が行なわれておるところだ。それに対して輸送という支援ではございませうけれども、直接戦闘行為に連する支援行為になると、その疑いがある。したがって、われわれもそういう申し出があればノーと言うんだし、また、アメリカ軍もそういうことは考えてないと思うのです。そういうことでありますから、向こうも私のほうにそういうことをやってくれということを書いてない。ただ、いまのサイゴンは普通の商船も出入りしておるところでもありますから、ああいう戦争が行なわれておる地域ですから、危険でないとは申しませう、危険区域でありますけれども、それはいいわゆる後方支援としての輸送の行動でありますから、これは私も差しつかえない、こういう考えであります。

○大出委員 関連ですから長くやりませんが、議事録で調べてあなたにものを言ってもいいけれども、だんだんうしろのほうに引つ込んでしまつてはだめですよ。あなた、さつきお答えになつたのは——私の質問を聞いてください。サイゴンから先に行く。事前協議は要るとあなたはおっしゃる。その事前協議は、直接戦闘作戦行動という意味の事前協議かどうかということを明らかにしてくれということを書いておるのです。もう一つ、その事前協議というのはやればできるんだけれども、やらないとあなたはおっしゃる。やらないという限りは、日本側からやれるということになる。事前協議の解釈は、あなたはそうとおるのかという点が二点目。二つお答えいただければいい。ほかのことは聞いてない。

○有田国務大臣 事前協議の対象は、御承知のとおり、三つあるわけですが、そのうちの戦闘作戦行動、これはまさに対象です。しかし、直接戦闘行為の行なわれておるところでございませうから、それに対する補給業務ということとは、直接戦闘に関連される疑いがある。したがって、そういう問題は避けたほうがよろしい、こういう考えで私はノー、もしそういうことが向こうから相談があればノーという態度でいく。これははっきり書いておるわけです。

○大出委員 質問に答えてください。あなたは事前協議の必要があるとおっしゃつた。しかし、それをやる気がないんだ。そのことは、その事前協議というのは日本側から申し入れるという意味、あなたはやる意思がないと言つたんだから。もう一つサイゴンから先に行くというのには直接戦闘作戦行動になるのか、あなたは事前協議と言ふんだから。そうでしょう。それは戦闘作戦行動だから事前協議の対象になるというのでなければ、事前協議は要らない。事前協議は三つしかないんだから、あなたが事前協議とおっしゃるから、しからばその事前協議というのは、直接戦闘作戦行動であると考えての事前協議かと聞いておる、これが一つ。しかも、その事前協議はやればできるんだけれどもやる意思がないとあなたはおっしゃるんだが、それならば、事前協議というのは日本側から申し入れができるのか、そういう解釈か、この二点だけお答えいただければいいのです。

○有田国務大臣 しばしば言つておるうちに、事前協議の対象は三つありますが、そのうちの一つは直接の戦闘作戦行動ですね。この後方支援輸送の任務というものは、直接の戦闘作戦行動じゃないかもしれません。しかし、そういう直接戦闘作戦行動のやられるところに輸送するということは、非常にそこに疑義がある、問題がある。したがって、そういうことは、向こうが事前協議——かりに相談に乗りまして、われわれはノーと言

う。また、われわれはそういうことに對しては協議しない。でありますから、そういう疑義のあるところに行くと、また疑いを持たれるようなところに行くことは困る。しかも危険が相当甚大であるといふことがある。それはやらない、こういうことを言つておるのです。

○大出委員 しかし、サイゴンから先に行くことはできる、事前協議をやればできる、あなたはさつきそう明確に言い切つた。サイゴンから先に行くのであれば、事前協議をやればできる、あなたは言つた。そうすると、事前協議というものは三つしかないんだから、さつき私が言つたように、それは直接戦闘作戦行動とあなたが考えない限りは、事前協議を持ち出すことが間違ひなんだ。あなたは、事前協議をやれば行ける、明確に言つた。その点をもう一べん最後にお聞きしたい。

○有田国務大臣 しばしば言つたとおり、補給というのには、直接戦闘作戦行動ではないでしょう。しかし、そういう疑いがあるでしょう。そういうような直接につながる面がある。そういう疑いがあるから、われわれは手前のものだから、事前協議の対象でなくとも協議というものはできますね、いわゆる事前協議じゃなくても。だから、われわれはそういうことは避ける、こういう態度でおるのですから、それは何べんおっしゃつても、私は法律的の、そういうようなことを言うおそれがあるということを言つておるのですから、もし私がさつきの答弁で直接戦闘作戦行動というようにに断定しておれば、その点はすなおに取り消します。

○大出委員 あなたは、サイゴンから先に行く場合は、事前協議をやればできると明確に言つた。事前協議というものをもち出す限りは、装備の変更、作戦行動、配置の変更、この三つしかないのですから、装備の変更、配置の変更でない限りは、直接戦闘作戦行動しかない。それでしよう。重大な問題です。いままでは私はこの委員会ですら議論をやつた。あなた明確に事前協議とおっしゃるから、それならば戦闘作戦行動しかない。

あなたが事前協議の対象だと言うから、事前協議やればできると言うから、その事前協議は何の事前協議なんだと聞いておる、直接戦闘作戦行動しかないのだから。では、極東の在日米軍の輸送司令部がやつておる行為が、サイゴンから向こうに行けば直接戦闘作戦行動とあなたは思ふのでなければ、事前協議というものは出てきやしない。だから、そう思ふんだな、よろしゅうございませうかと聞いておる。それを直接答えてくれればいいのです。

○有田国務大臣 厳密な意味の直接……（大出委員「厳密もへつたくれもない、交換公文でちゃんと書いてゐる」と呼ぶ）そういう意味合いの直接戦闘作戦行動とは思つておられません。しかしながら、さつき、直接戦闘作戦行動に関連あるものは相当やはり疑惑も起こるし、われわれはそういうことにはあえてなりたくない、また向こうもそういう考えは持たない、こういうことを言つておる。

○岡田（春）委員 関連。防衛庁長官、いまのあなたの答弁、全然違いますよ。あなたの言つておるのには、ベトナムの内域を直接戦闘の危険のある地域、そういうことであるから、そこに船が入つた場合には戦闘作戦行動として事前協議の対象になる場合もあり得る、こういうことなんですか。もう一度はつきりしてください。

○有田国務大臣 直接戦闘作戦行動にはなりませんけれども、そういう直接やつておるところに在日米軍の船が行くということは、直接助けておるという疑いが濃厚になつてくるから、私たちはそういうことを避ける、こういうことであります。

○岡田（春）委員 あなたは、そこがそういう直接戦闘作戦行動の疑いがある地域であるから、軍事輸送をする船というものが事前協議の対象になる、そういう疑いがある、こういうことですか。その点はつきりしてください。交換公文に基づく戦闘作戦行動というのは、そういう場合も適用できるのですか。

あったということで取り消したのであります。

○淡谷委員 いまの問題は——長官聞いてください。それは皆さんに対する答弁は聞いていますけれども、直接私の聞いている疑点というのは、そこじゃなかった。ジョンソンラインは危険区域であって、戦闘区域ではないという答弁、しかし、内陸に入った場合は、これは戦闘区域だから、これはできないのだ。あなたがいきなり事前協議を持ち出したのですよ。そうじゃないですか。事前協議の対象になるとい出したから問題になったのですよ。それじゃ、事前協議を持ち出したことが誤りであつたとおっしゃるのですか。そこで舌足らずでも何でもありません。舌が余ったのですよ。ほこつと事前協議を持ち出すから問題になった。舌余りでしよう、これは。事前協議という発言は、全部取り消しますか。どこを取り消すつもりです。

○有田国務大臣 そうすると、事前協議を出したから非常に皆さんに御迷惑をかけたんだが、私の言いましたのは、いま言ったような疑いがあつては困る、そういう意味合いでございまして、危険であるし、ことに戦闘区域に對しまして、そういう後方支援といながらも、いま言ったように疑いがあつては困る、そういうおそれ、疑惑を持つては困るので、そういう危険もあるから——サイゴンまでは普通の商船も出入りしておるし、後方支援としては差しつかえない、こういう見解でその差別をしておるわけでありませう。

○淡谷委員 そこで防衛局長に聞きますが、純粋兵たんの問題ですが、兵たん補給の問題、直接戦闘行為に補給する場合と言いましたね。サイゴンからさかのぼった、つまりベトナム内陸に對する補給行為ということ、どっちに当たるのですか。

○中央府政委員 サイゴンにおります補給部隊に補給するというのは、純然たる補給活動である、他の地域で戦闘している部隊に直接補給する場合には、事前協議の対象となるような補給活動である、こういうふうに区分けできると思っています。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

○淡谷委員 いまの答弁聞いて変に思いませんか、長官。あなたは事前協議全部取り消したので、内陸補給は事前協議の対象になると言っている。どっちがほんとうなんですか。私は内陸補給の問題で質問したので、あなたは事前協議を持ち出した。その持ち出し方がちよつと変だったから問題になった。関連質問でうんともんだら、最後に防衛局長は、直接兵たんをやるんだから、これは事前協議の対象になると言ひ出している。そうじゃないのですか、防衛局長。さっき事前協議を持ち出して問題になった。今度は、あなたが取り消したあと、なると言っている。どっちがほんとうなんですか。

○中央府政委員 本来の要件として、日本の施設区域を使用する場合もともと前提にかかつておられますが、日本を出発する場合、つまり日本の施設区域を使用する形態として発進される場合に、直接補給部隊に補給するといふふうな事態でありましたら、ならないということにさつきから申し上げておるわけですね。仮定の問題で、さつきから申し上げておるわけですね。向こうで戦闘している戦闘部隊に直接補給しろというふうな命令を受けて発進する場合には、事前協議の対象になる。これは一般論として、解釈として申し上げておるわけでございます。

○淡谷委員 一般解釈でも何でもかまいませんが、防衛庁長官と防衛局長が論争しているみたいなのじゃないですか。防衛庁の長官は、たつたいまベトナムの内陸に輸送する場合は事前協議の対象になるといふことを言つて問題になつておるのです。たつたいま事前協議を取り消した。そのあとすぐ防衛局長が、内陸へ兵たん輸送する場合は、直接補給の疑いがあるから事前協議の対象になると言ひ出したでしよう。どう考えたらいいのです。どうなんですか、一体。防衛庁の中で論争しないでください。

○有田国務大臣 決して防衛局長の説明と私とは違つてないと思ひます。ただ、私がさつき突如として申したのは、いまのように分析をせずには言つておるから、そういうおそれがあるといふことばを使つて言ひましたけれども、いまのように分析していうならば、それは補給部隊にやるものは直接戦闘作戦行動ではない。しかし、作戦をやつておるその部隊に直接補給するときは戦闘作戦行動になるというわけで、防衛局長の言うことと私の言うことは違つておりませんから、その点は御安心願ひたい。

○淡谷委員 長官、もう少し権威ある答弁してください。たつたいま取り消したことをまた取り消すのですか。いまの答弁は逆になります。取り消したことが間違ひになります。あなた事前協議を持ち出したことがどうも間違つておつたから、取り消した。これが、いまの防衛局長の答弁に對して、今度それに引き込まれて、それが防衛局長と同じだと、こう言う。あなたの信念はどっちなんですか。一体どう考へているのですか。逆じゃないですか。

○有田国務大臣 淡谷さん、もう少し私の言うことをよく聞いていただきたいのです。いま、なる場合とならない場合と、両方あることを防衛局長言ひましたね。（「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）おかしいじゃない。直接戦闘作戦行動の場合に、たとえば武器、弾丸を直接持つていく場合と、補給部隊を通じてやる場合と、二色あることを申しましたね。その二つを私はこんがらがして一緒に答弁しました。あなたたちの分析も、日本の基地からこうだこうだという話でありましたから、私の言つたことは、分析が足らなかつたために、あのことは一応取り消しました。しかし、いま言つたように、直接戦闘作戦行動に直接関係ある部分については、防衛局長がいま二つの場合を分けて説明しました。そのことばは私は正しいといふことでございまして、こういうわけですね。

○大出委員 関連して、それを取り消されると、今度私が困るので、長官よく聞いてください。防衛局長長官さんのさっきの答弁は、サイゴンに

いる補給部隊に米軍の極東輸送部隊が補給に行く、これは純然たる補給業務だから事前協議の対象にはなりません。しかし、サイゴンから向こう、戦闘をやつておる、したがつて、そつちに補給するといふことになると事前協議の対象になります、その答えたのです。さつき（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）そうじゃなくはないですよ。実戸局長はさう答えた。サイゴンに在る補給部隊に補給するのは純然たる補給活動だ。しかし、それから先の補給といふことになると、これは戦闘部隊だから事前協議の対象になるといふふうに、あなた分けてお答えになった。もう一度確認します。

○中央府政委員 もう一度繰り返しますと、日本から発進する場合のことでございませうけれども、向こうに在る補給部隊に直接補給しろという命令で行く場合には、事前協議の対象にならないと從來解しておる。それから、さつき地域のことを特に申し上げたわけではございませうけれども、要するに、あつちの地域で、戦闘している地域で、しかも戦闘している部隊に直接補給するといふような活動をするために日本から発進するといふような場合であれば、事前協議の対象になる。從來さう解しております、さうお答えしたつもりであります。

○大出委員 これはあとでいろいろ問題が起ころうので、私は念を押して置きます。橋崎委員から、補給部隊への補給といふけれども、戦闘地域であると、戦闘している部隊とではない部隊、たまたま撃つておる部隊とたまたま撃つていない部隊とを一体分けられるかといふ質問をさつきしたら、あなたはそれはさうだといふ。そこで、サイゴンから向こうは直接戦闘をやつておる地域と、さうあなたは理解している。だから、サイゴンに在る補給部隊に直接補給に行くといふことであれば、これは純然たる補給業務だから、事前協議の対象にはなりません。しかし、サイゴンから向こうでは戦闘地域なんだから、現にやつておるのですから、部隊を分けて、これは戦闘部隊、これはさう

じゃない部隊、こういうわけにいかない。そこであなたは、先ほどサイゴンから向こうの戦闘地域に補給するのは、事前協議の対象になるというふうに考える、こうあなたは分けて答えておられる。その点を私は念を押しておるのですから、もう一ぺん答えてください。

○内閣府委員 サイゴンのこちら、向こうというふうに具体的に分けて、それだけで区別することとは、実際問題としてむずかしいのじゃないか。私も、先ほどそういうふうなつもりで申し上げたのではありません。要するに、要するに一般論として、補給している部隊に直接補給するようなのは消極である。それから直接戦場で戦闘している部隊に武器弾薬を直接補給するような活動は積極、つまり事前協議の対象になるというふうな考え方で具体的な場合を区分すべきであらう、こういうつもりで申し上げたわけでございます。

○大出委員 長官が先ほど事前協議を唐突に持ち出したのは、サイゴンという地点を分けて、サイゴンまで、そこから先、こういうふうにあなたは地域的にお分けになった。サイゴンというのは、民間の商船も、あるいはほかの国の商船も行った来たりしているから危険がない。ないから、いわば戦闘地域ではないという理解で、そこまではいいだろう。しかし、サイゴンから先に行く、戦争を現にやっている。やっているところに行くとなると、事前協議という問題がどうしても出てくる、あるいは疑わしいということが出てくるというので、あなたは事前協議を持ち出された。そうでしょう。内閣府委員のほうは、補給部隊に補給するというのは、一般論として事前協議の対象にならない。戦闘をやっている部隊に直接持つていって補給する、これは戦闘作戦行動にひつついてから、これは事前協議の対象になる。一般論としては、それで先、戦闘をやっている地域において、それが戦闘部隊かどうか、戦争しているんだから、そんなことがわかるか。それに対して事前協議の対

象にならぬというのはいかぬかという質問をした。そうしたら、局長の答弁が変わってきた。サイゴンという地点で考えれば、サイゴンに在る補給部隊に補給するのは、純然たる補給業務だから事前協議の対象にならない。そこから先の戦闘地域に補給に行くとなると、これは事前協議の対象となるものと考えていいんだということ。長官の言っていることと変わらぬ。変わらぬのだから、今度は長官が取り消したことがおかしくなる。そうでしょう。サイゴンから向こうは、戦闘をやっている地域では部隊の区別がなかなかできない。そこへ持つていったんじやないが起る。だから、その理解で、同じなんだから、いまの戦闘地域に端を発したサイゴンの答は、そうなるという消す必要はなくなつてしまふ。だから、そのところを何とかはつきりしてくれなければ、出たり入ったりした出たりでは困るわけだ。そのところをはつきりしてくれなければ、だから長官、いま私が質問したことに対して答えたサイゴンから向こうの地点、戦闘地域であつても、そこにいる補給部隊に補給するなという点になる。そうだとすれば、補給業務なら、あくまで補給部隊という解釈ならば、サイゴンから向こうへ行つたて事前協議の対象にならない。そうすると、長官の答弁とは逆に食ひ違ふ。そう二転三転してはわからぬから、分けて考えていただいて、サイゴンまではいいんだ。補給部隊に補給する純然たる補給業務だからいい。そこから先は戦闘しているんだから、それが補給部隊かわからぬ。だから、疑いも起るんだ。だから、事前協議をやらなければうんと言つたわけにいかぬという長官の論旨でいくのか。それとも、いま答えた、戦闘地域であつても何でもいんだ、直接たまたま撃つたり何かしているところでも、補給部隊に補給するのはかまわぬという解釈でいけるのか。おのおの意見はあるけれども、はつきりしてください。

○内閣府委員 繰り返すようでございますけれども、具体的にサイゴンという地域だけで右左分けるのはむずかしいのじゃないか。後ほど答へましたように、直接戦闘をしてる部隊に直接補給するような補給活動は事前協議の対象になる、こゝろを解すべきであらう、こういうふうにご答へます。

○大出委員 それなら、長官の言っているのは、ちよつと的はずれだったということになる。サイゴンから向こうへ行つても、補給部隊に補給に行く純然たる補給ならば事前協議の対象にならぬとおっしゃつた。そうだとすれば、長官はサイゴンから向こうに行くのは全部事前協議だという答弁をされたから、それなら取り消すということになるのですが、いいですね、いまのところは。両方、長官と防衛局長、統一してください。いまの答弁でいいですね。長官、どうですか。

○有田防衛大臣 いまの防衛局長の答弁で私はよろしい。だから、先ほど来言つておりますように、サイゴンから奥は二色の場合がある。そこに疑義が起る余地がありますから、私はそれを分折せずして言つたこととあります。

○淡谷委員 そう答弁が二転、三転しますと、ますますわからなくなつてくるのです。何が何だかわからぬです。最初言つたのは、こういうことですよ。海上輸送はいけれども、川をさかのぼつた輸送はだめだということも言つたもので、

から、これはジョンソンラインが戦闘区域だけではないというわけか、内陸のほうは一体どうしてできないのだと詰めていってしまふ。最初からやはり危険だからといって逃げた。内陸に入るときは事前協議の対象になるとあなたが言つて、ちよつと混乱したでしよう。内陸は全部事前協議の対象になるという問題を起こしたのに、防衛局長は、たとえ内陸であつても、直接戦争している部隊に兵たん輸送するのだから、これは事前協議の対象にならぬというのをいま言つたでしよう。そうしますと、内陸へ入るのは全部事前協議の対象になるというの誤り、私に対して最初答えた内陸にはもうやしませんという答弁も誤

り、そうなるのです。つまりサイゴン川をさかのぼつても、直接戦争している部隊に兵たん輸送するのだから、これはいけるというものでしょう。そうなりますね。

○山上政府委員 また兵たん補給の問題になりましたので、労務の問題として考えました場合には、サイゴン程度まで行く範囲につきましては、これは在日米軍の活動範囲でもあるし、かつまた一般商船も航行しておる範囲であるから、わがほうとしては労務者がそこに行くことは差しつかえない。それから奥へ行くことは、非常に危険も伴いますし、いろいろいま二種類あると申し上げましたが、戦闘部隊のほうに行くというおそれもある、あるいはさうでない補給の部隊に行くこともありましようけれども、労務者としてはそこから先へは行かせないようにする。それを申し上げた次第であります。

○淡谷委員 そこが争点になつておるのでしう。したがって、内陸へ行けない理由は一体何かという問題なんです。法的な何か根拠があるのか。条約上の根拠があるのか。ただ危険だといふならば、ジョンソンラインと内陸の区域と——これは在日米軍の行動に伴つての行為ですから、アメリカはこれを区別して、区別しておられませんかと。答へて、区別してお

ります。それからサイゴンから先が行けないというの、先ほども申し上げましたように、サイゴンから先に行きますと、直接戦闘の行なわれていく機会がしばしばございますので、危険も多いし、かつまた戦闘部隊に直接持つていくというようなこともあり得るので、日本の労務者がそれに乗っかっていくということについては、私のほうは米側に對して認めていない、こういうことでございます。

○淡谷委員 日本が米側に對して認めていないのですか、あるいは在日米軍の行動が制限されているのですか。

○山上政府委員 前者でございます。

○淡谷委員 日本がですか。在日米軍の行動は、内陸へ入った場合は指揮命令系統が違つくと、さきき答弁したばかりじゃないですか、在日米軍の行動の範囲ではないと。どういふ答弁をされるのですか、一体、在日米軍の行動じゃなくて、今度日本の都合だと言ひですか。在日米軍が入つていても、日本はいやだと言ひますか、どうなんですか、一体答弁は一つずつ言ひますよ、それじゃ。

○山上政府委員 先ほど申し上げましたように、日本の労務者につきましては、サイゴン港に入つて荷揚げ、荷おろしをするということは認めておる、こういうことでございます。

○淡谷委員 その認めておる根拠です。日本側の理由か、米軍の理由か、どちらかはつきり答えてください。簡単に聞きましょう。

○山上政府委員 在日米軍に労務者を提供するときの条件といたしましては、非戦闘的勤務のために提供するという事になっておりますので、日米間でそういう話し合いもこれあり、またサイゴンから奥地に参入するという事は危険でもあり、戦闘行動に参加するといふ疑いもありますので、そこから先は——日米間の話し合いといたしましては、その程度の範囲、それから先には行かないということに在日米軍の労務者についてはなつておるといふことになっておる次第であります。

○淡谷委員 在日米軍の行動範囲内でも、危険水域に入れられておるといふことですか。いまの御答弁では、そうとれます。

○山上政府委員 非常にダブる場合があると思いますが、ただいま先生の御質問になつた趣旨と同じでございます。

○淡谷委員 どういう趣旨なんですか、私は何も結論を出してませんよ。何も言つてませんよ。在日米軍の行動範囲内でも、日本の選択によつて拒むことができるのか、できないのかという……。

○山上政府委員 この契約によりまして、非戦闘的勤務のためということに限定されておりますので、サイゴン程度まではいいが、そこから先は行かないようにする、こういうことを日本側として米側と話し合つて了解しておる、こういうことでございます。

○淡谷委員 質問が少し違つてとられております。サイゴンと言つておりません。ジョンソンラインと言つております。ジョンソンラインの範囲はどうなつておるのですか。

○山上政府委員 先ほどから申し上げましたとおり、ジョンソンラインの範囲内でありまして、それはサイゴン程度であれば差しつかえないという範囲と理解しておる次第であります。

○淡谷委員 ジョンソンラインはどこからどこまでですか。

○山上政府委員 北緯十七度と南ベトナム海岸線との交点、北緯十七度東経百十一度の点、同点から南の北緯十一度東経百十一度の点、同点から西の北緯七度東経百五度の点、同点から西の北緯七度東経百三度の点、同点から北の北緯九度三十分東経百三度の点、同点から北東の北緯十度十五分東経百四度二十七分の点、同点から北のベトナムとカンボジアとの国境線とベトナム西海岸線との交点、といふふうに理解しております。

○淡谷委員 これは地図を見なければつきりイメージがわきませんね、聞いたばかりでは。地図の提示を求めれば一番いいのですが、ダナンは入つていきますね。

○山上政府委員 入っております。

○淡谷委員 ダナンに補給行為を要請された場合は断りますか、断りませんか。

○山上政府委員 この範囲であれば、補給の範囲であるから差しつかえない範囲であると考えております。

○淡谷委員 ダナンは戦闘地域じゃないですか。ジョンソンライン全体が戦闘地域と認めておるのですよ。

○山上政府委員 先ほどから申し上げましたように、ジョンソン区域の範囲内でありまして、それは極東の周辺区域の範囲でありまして、後方補給の範囲でありますので、そこに対して輸送船等に從事する者が後方支援の業務をそこまで持つていくということは、差しつかえない範囲である、こういうふうに考えております。

○淡谷委員 戦闘の起つておる区域が、後方区域ですか。その地図によつて後方、前線がきまるのではなくて、戦闘の実態によつてきまるのでしょうか。ダナンというのは、戦闘が起つておるじゃないですか。どうして後方区域なんですか。いさか起つても後方区域だといふ強弁になりはしませんか。

○山上政府委員 この場合におきましては、日本からダナンに行きまして、その補給部隊に物資をおろして帰るといふ範囲内であれば差しつかえない、こういうふうに申しておる次第であります。

○淡谷委員 戦闘区域でもそのとおりですか。それじゃ一々輸送部隊が出るときは、その行く先あるいは目的施設にはつきと断わるのですか、在日米軍は、それを確かめてからオーケー出すのですか。今後もし起ることですから、はつきり聞いておきます。

○山上政府委員 私が申しましたのは、一般的にそういうような方針で米側と話しておりますが、個々の場合につきましては、個々の船員について、もちろんその行く行かないといふことの同意を得て乗つていくのはもちろんでございます。

し、その行きます場合には、日本政府側に一々通報がある次第であります。

○淡谷委員 拒む場合に、ジョンソンラインという一つの区域が問題にならなければ、実際に戦闘が起つておるから起つていないかが問題になる。ダナンが戦闘が起つておるでもやるならば、これは内陸へ入つたのと同じことじゃないですか。どうして違うのです、内陸とジョンソンラインと。

○山上政府委員 サイゴン、ダナン等は、これはベトナムの補給基地としてサイゴンと性格的には同じようなものであると私は理解いたしておりますので、こゝへ参つて補給をするという範囲であれば、差しつかえない範囲と考へておる次第であります。それから奥地に参入するというようなことについては問題があるうか、かように考へておるといふことを申しておる次第であります。

○淡谷委員 そんな無責任な話はありません。さっきの答弁は、戦闘行為があつて危険だからやれないと言ひ。ダナンは、戦闘行為があつても危険じゃない、そんな誤つた解釈があるものじゃないですよ。ジョンソンラインだからでしょう、つまり、戦闘が起つておるじゃないですか、両方とも。場合によつてはジョンソンラインの中でも、危険な区域あるいは戦闘区域といふものは出てきますよ。しかし、内陸は戦闘が起つてもやれないし、ジョンソンラインの中では、ダナンのように、いさか起つておつても日本の労務者が行けるのだ、こういう解釈は、筋が通らぬじゃないですか。どつちに重点を置かれるのです。区域ですか、戦闘行為ですか、いさかの激しさですか、部隊の性格ですか、明瞭に答えなさい。

○山上政府委員 ダナンは、物資の集積所でございますので、その補給部隊に行くといふことが明瞭でございますので、これは差しつかえないといふ範囲と理解しておる次第であります。

○淡谷委員 この命令ですか。

○山上政府委員 在日米軍の船舶が出航するときには、米軍の命令によつて出るというふうに理解

しております。

○淡谷委員 それじゃ、米軍の命令があつて、戦争区域でも、激しい戦争が起きている区域であつても、命令とあらば日本の労働者は行かなければならないわけですね。施設庁のほうにはこれは選択の自由がない、そう見えますがね。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○山上政府委員 私が申しましたのは、ダン、サイゴン、これらは一般的にいましてさような物資の集積所でもありますが、一般的にはさういうふうには考えられております。しかしながら、この区域が特別に危険な区域というふうな事態になりました場合には、たとえばサイゴンでございまして、また状況に応じて考えなければならぬかというふうには考えております。ただ、現在のところ、そこに補給をいたしてあります。この区域に入りますと補償額等が数倍になるというふうなことはなつておりますけれども、著しく危険というふうな状況がこの輸送の態様の中においては必ずしもないということで認める、かように考えております。

○淡谷委員 あなた、答弁していかしくありませんか。さつきは危険だから、今度は著しく危険だからとおっしゃいましたね。危険があつても、著しく危険でなければいいのですか。それから、一たん米軍のほうで非戦闘区域としてきめたものが、戦闘が激しくなつた場合には戦闘区域になるんじゃないですか。協定にはつきり非戦闘区域と書いてある、かつては補給基地であつても、その後の事態が戦闘区域になるということもある。一体この認定はだれがやるか。米軍ですか、政府ですか、施設庁がやるのですか。日本の自主性の問題です。

○山上政府委員 法律的に申しますと、戦闘行為に従事するということではございませんので差しつかえございませぬ範囲だと思ひますが、きわめて危険であるというふうな場合には、かようなサイゴンとかダンでありますが、日本側から米側に話し合いをいたして、さような危険区域に

ついで航行については、これを制限するとか中止するといふような話し合いはいたし得る範囲であると考えておる次第でございます。

○淡谷委員 それじゃ、その観点から見て、ジョンソンライン全体は、いまのところでは拒絶する権限はないのですか。そして内陸はほとんど拒絶する区域、こう思つてもいいですか。これは米軍の行動範囲には関係ありませんね、念を押しておきます。

○山上政府委員 ただいま申し上げましたとおり、その範囲であれば、拒絶する範囲ではないというふうには考えております。

○淡谷委員 ちょっと納得のいかない御答弁ですが……
そこで防衛庁長官、ここまで議論が進んだ場合、さつき取り消す取り消さないで議論したあなたのお取り消しの範囲は、どうなるのです、あと結論を得ていないから、取り消したり取り消さなかつたり、一体その事前協議の問題は、どういふふうにごく取り消すのか、この際はつきりしておいてほしい。

○有田国務大臣 先ほど来しつぱ申しておりますように、戦闘作戦行動、それに直接補給する場合、そういう場合は事前協議の対象となり得る。そうでない場合、すなわち補給部隊に行つて、間接に戦闘部隊に補給するというような場合は、これは戦闘行為として事前協議の対象にはならず、われわれとしてはそれは認めない、こういうことです。

○淡谷委員 では、施設庁長官、こつちのほうに自主的な選択があるならば、内陸の補給部隊に輸送を要請された場合は、これは拒みますか、拒みませんか。

○山上政府委員 これは事前協議と特別私どもは関連なく、サイゴンから内陸に入ることにについては、拒みたいと思つております。

○淡谷委員 拒みたい。その場合、協定はどうなります。

○山上政府委員 先ほど申し上げましたように、その奥地に参りますことは、戦闘部隊に直接補給するおそれもあるし、また危険でもありますが、著しく危険であるというので、その点につきましては控えていただくというところは、協定のこの文章に書いてあるということではございませぬが、私もこれを日本の自主的な立場として、労働者を保護するという立場から申してまいりたい、かように考えております。

○淡谷委員 それじゃ、非戦闘区域はいいが、戦闘区域はだめというふうにはつきり考えていいですね。戦闘区域は絶対入らないという状況判断は、どこでやるのですか。戦闘区域、非戦闘区域、たとえばジョンソンラインは危険区域という答弁ですけれども、これは戦闘区域とどう違うのですか。非戦闘区域というところがないから、危険区域と言つておられるのでしょうか。ジョンソンラインが戦闘区域であるならば、それは拒みますか。戦闘区域であつても、危険が著しくなければ拒みませんか。

○山上政府委員 ジョンソンラインは危険区域と承知しておりますが、これが戦闘区域でありまして、そこに対する補給は、後方支援でございまして、そこから差しつかえない。しかしながら、それからさらに著しく危険なところに参るというふうな場合におきましては、これは労働者の保護という点から、これに対して制限を加える、これは当然のことではないかと考えておる次第であります。

○淡谷委員 さつき読まれた協定の内容をもつて忘れたらなつておるようですから、もう一べん読んでください。協定の内容と違つた答弁です。

○山上政府委員 先ほど読んだと申されるのは、船員の提供は——船員契約の第三条「役務の範囲」というのに「船員の提供」ということがございませぬ。それは「B側は、アメリカ合衆国の船舶でその所属港が日本国内にあるものにおける非戦闘的な勤務のため、A側が」云々、こういうこととございませぬ。

○淡谷委員 云々まで読んでください。云々と言われないで、云々じゃわかりませんから。非戦闘区域ですか。もっとおしまいでちゃんと読んでください。云々なんてごまかさないで。

○山上政府委員 先ほど読んだやつをもう一度とおっしゃいましたので、そう読みました。失礼いたしました。それじゃ引き続き読みます。「非戦闘的な勤務のため、A側が文書により随時要求する場合に、地位協定第一条に定義されている合衆国軍隊の構成員、軍属またはそれらの家族以外の者で通常日本国内に居住するものを、この契約に定める規定および条件に従つて提供するものとす。」という提供の条件でございませぬ。

○淡谷委員 さつき話しましたね、ジョンソンラインが危険区域なのか、戦闘区域なのか、わかり次第御答弁願ひたい。まだ受け取つていません。われわれは戦闘区域と思つています。

在日米軍と自衛隊の関係ですが、在日米軍の行動と自衛隊の行動とは、どれくらいに密着しているかという問題です。在日米軍に要請された場合は、労働者だけでなく、自衛隊が一緒に行動する範囲というのはどこまでか。

○中央政府委員 ちょっと御質問の御趣旨がよくわかりませんので、もう一度お願いいたしたいと思ひます。

○淡谷委員 在日米軍が日本の自衛隊に要請し得る限度、範囲というものは、きまつておりますか。きまつていないならば、どの程度ですか。特に陸上自衛隊はどうです。

○中央政府委員 いまの施設庁の問題と離れて、一般論としてのお尋ねでございませぬ——具体的に言いますと、作戦協定とかさういふふうなことが思ひますけれども、そういうことでございませぬ、具体的な作戦、いわゆる作戦協定の協定はございませぬ。

○淡谷委員 ございませぬ。——あります。

○中央政府委員 いわゆる作戦協定、普通の軍隊同士の。昔でいいますと、マッカーサー司令官とかといふふうなときに作戦協定をやつたと思ひま

演習をし、米軍と一緒に使用している例は、ずいぶんたくさんありますけれども、具体的な例に返り

まして、三沢の問題で、この間行なわれたナバーム弾の演習というのは、日本側ははっきり把握しているのですか。これは施設庁長官のほうがおわかりだろうと思いますから……。さっき提示しました写真、これは何の模擬弾ですか。あの演習は、ナバーム弾の演習と言いますが、あの写真によつて見た実況というのは、一体どういう模擬弾なんですか。

○山上政府委員 五月十三日に行なわれた演習は、これは模擬弾ではなくて、ナバーム弾を投下した演習である、かように考えております。

○渋谷委員 さっきは、基地訓練の制限は模擬弾だけだと明確に言っていましたね。実弾も使う場合があるのですか。さっきは、あらゆる爆弾の内容制限はしないが、模擬弾でやるというお答えでしたよ。そういう答弁をしておいて、今度は実弾を使つてもいいのですか。制限の中には入らないのですか。

○山上政府委員 私の申し上げましたのは、模擬弾というものはございませぬ。そのほかにナバーム弾あり、またロケット弾あり、それから機関銃砲弾。これら機関銃砲弾等につきましては、もちろん実弾でございませぬ。また、ナバーム弾につきましても、実弾と考へて差しつかえないと思ひます。ただ、模擬弾というものは、これは本物の爆弾ではなくて、模擬爆弾でございませぬというのを先ほど申し上げたのでございませぬ。いろいろあるうちの模擬爆弾は、模擬だけでございませぬということをお願いしたのでございませぬ。

○渋谷委員 模擬は爆弾だけで、あとは実弾演習ですか。これは全部に通ずるわけですか。模擬というのは爆弾だけで、あとは実弾演習は全部許可している、制限してない、こういうふうにとつてかまわないのですか。

○山上政府委員 私の舌足らずでございませうか、模擬は爆弾だけでございませうかと申し上げますと、ロケット弾には、本物のロケット弾もございませぬし、模擬ロケット弾を飛ばすこともございませぬ。したがって、模擬は爆弾だけかという御

質問に對しましては、ロケット弾等につきましては、模擬もございませぬということを申し上げておきます。

○渋谷委員 さっきの答弁と違ふのですよ、さっきは爆弾は、模擬爆弾は許可したけれども、実弾はやらぬという答弁なんですが、それでは実弾もやるんですね。実弾をやる範囲は、どこまで来ているんですか。これはさっき聞きました長官の答弁でも、こういうことに対しては十分訓練種目を限定してありますという御答弁があるのですから、実弾訓練、実弾演習というものは、無責任に許しているのですか。さっきは核爆弾だけは模擬でしようが……。それでは、あくまでもあとの爆弾は実弾を使う場合もあるのですか。

○山上政府委員 爆弾につきましては、模擬だけでございませぬ。これは先ほど申し上げたとおりでございませぬ。ただ、機関銃弾がございませぬ。これは模擬ではございませぬで、本物もよろしい。それからロケット弾につきましては、模擬だけでなく、本物もよろしい。ナバーム弾につきましては、本物でもよろしい。こういう範囲でございませぬ。それ以上の範囲ではございませぬ。

○渋谷委員 ナバーム弾の実弾演習というものが、あのとおり非常に危険な状態を呈しているわけなんです。このナバーム弾の演習あるいはその他の実弾演習を、危険の度に応じてもっと制限するような気持ちはございませぬか。地元は、あの演習でおびえ切つておりますよ。これからまた再三ナバーム弾の戦争みたいな状態を来たすつもりですか。何らか米軍に対してこれを制限するような申し入れをしませんか。

○山上政府委員 ナバーム弾につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、危険を防止するといふ意味合いにおきまして、低空からの投下訓練——高空からの投下訓練というものは認められておらないのでありまして、特にこれは進入方向につきましても、海岸と平行して進入する。陸地から進入してくると、縦に陸地のほうに来るおそれがありますので、海岸と平行して進入して、高

度を二百フィート以下ということ、かつまた投下後は海上のほうに反転するという制限を加えております。これによりましてナバーム弾の危険というものがないように相つとめておりますし、従来までナバーム弾によつて特に外部に被害があったというものは、私ども伺つておりませんが、今後これらにつきましてもいろいろ危険等の事情がございませぬれば、これはよく検討してまいりたい、かように考える次第でございませぬ。

○渋谷委員 ナバーム弾の実弾演習というものは、初めてではないのですか。毎年やりましたか。

○山上政府委員 毎年数回行なわれていると承知しております。

○渋谷委員 いつから行なわれているのですか。

○鶴崎政府委員 ナバーム弾の実弾の使用は、当初の調査によりまして、三十九年に一回、それが最初でございまして、それからあと四十年ごろから四十二年にかけましては、年間五回ずつ、四十四年度は、つい最近、五月十三日に行ないましたのが一回でございませぬ。

○渋谷委員 三沢の基地における昭和二十年から四十年までの航空機事故あるいはこういうふうな模擬弾の事故が、一体どれくらい起こつたのか、正確に把握しておりますか。

○山上政府委員 私から便宜米軍関係についてお答えいたしますと、後ほど防衛庁のほうから自衛隊関係について御説明があるかと思ひます。航空機によりましてこの事故につきましては、昭和二十七年以来今日までに起きました事故は、航空機の墜落、あるいは誤投下、あるいはその他の物品の落下、不時着その他すべてを合計いたしますと、昨年末まででございませぬが、全国で千五百二十四件というふうに承知いたしております。

三沢におきましますところの航空機事故の総計は、昭和二十七年以来四十三年度までに二百三十六件でございませぬ。

○中央政府委員 自衛隊関係を申し上げますと、けさはど申し上げました昭和四十年二月のF104の空対地の射撃における誤射事件のほかに二件ほど

ございまして、これは一つは、四十一年五月86Fが上空で空中爆発を起しまして、パイロットが死亡いたしました。地上には被害はございませぬでした。これが一件。それから四十二年の十一月に、やはり86Fでございませぬけれども、これは空対地の射撃訓練中にパイロットに衝突いたしました、パイロットは死亡いたしました、幸いに民間には被害はございませぬでした。

以上、三件が自衛隊関係の事故でございませぬ。

○渋谷委員 昭和二十年から四十年までの資料を、私のほうでも調べたものがありますが、三沢の航空機墜落は二十七、これは米軍機あるいは自衛隊機みんないれましてあります。それから誤射から模擬弾を落としましたのが百五十七。それから誤射その他は七十三あります。これは水戸、芦屋などに比べて最も大きな数字。それから、そのほか周辺の米軍の軍人あるいは軍属の、その他家族の犯罪というのは非常に多いですね。実弾のナバーム弾の演習などいふん前からやっていますが、危険を抑えるといひますか、実際に耐えがたいような危険にさらされている。このまま進むならば、あそこにはたいへんな人命の損傷のおそれさえ出てくるのです。聞くところによれば、防衛庁は三沢を模範地区と言つていらっしゃる。抵抗がなかったから、反対がなかったから。いつまでもそんな状態と思つたら大違いですよ。ナバームの演習以来、現地には非常に猛烈な勢いで撤去運動が始まつてきています。この際やはり強硬に米軍に申し入れて、この危険を少なくするためにも、実弾演習はできるだけ制限するように申し入れる気持ちはあるかどうかお聞きしておきたい。

○山上政府委員 在日米軍が射撃演習場を使用いたしますのは、これは安保条約に伴いますところの義務履行のため、米軍の練度を維持するために必要なものであることは、われわれ理解しなければいけませんことだと思ひます。しかしながら、この演習場使用にあたりまして、周辺に被害を与えらるゝことにつきましては、これは避けられるように努力いたさなければならぬことは、先生

おっしゃるとおりであります。したがって、今後ともこれらの実弾等を使う場合の事故の防止等につきましては、十分に注意を喚起してまいりたい。そしてできるだけ事故を少なくするように、政府としても努力をいたしたい、かように考える次第でございます。

○岡田(春)委員 関連。自衛隊の問題が出てまいりましたので、実は若干関連質問をしたいと思うのですが、これはたいへん緊急の問題でございまして、二、三伺ってまいりたいと思います。

ただその前に、先ほどの淡谷委員の質疑に関連をして非常に重要なことが、実は答弁をされているので、この点は一点だけ先に確かめておきたいと思ひます。

と申しますことは、アメリカの海軍の輸送船、在日米海軍の輸送船の問題に関連をして在日米軍の行動範囲の問題について、これは断片的にはいままでも答弁などもあったけれども、実は非常に重大な答弁が出ています。と申しますのは、安保条約に基づいてということで、在日米軍の資格において、その間行動範囲というものが、極東の全域並びにその周辺に及び得る、こういう意味の答弁を先ほどされたと思うのです。これは非常に私は重大な答弁だと思ふ。と申しますのは、たとえば空軍の場合については在日米空軍、これは第五空軍であります、第五空軍の在日米空軍は、五空の範囲を越えて極東の全域並びにその周辺の地域全域に及び得るということであるとするならば、そこでたとえば在ベトナム米空軍、この場合において在日米軍の資格において、米空軍は連合して作戦をすることができ、そういう理解をすることができ、そういう答弁として私は理解せざるを得ない。そうなりますと、われわれ社会党がかねがね言っておるように、在日米軍という資格においてベトナムあるいはフィリピン、あるいは台湾、あるいは韓国、これらの地域に在るころの米軍とともに共同の作戦を行なう、そういう共同の作戦を行なうということになると、その範囲内におい

て日本の自衛隊とも共同の行動を行なう。これこそまさに軍事同盟体制であるということが先ほどの答弁で非常に明らかになってきた、そういうことだ。

結局問題は、在日米軍というものの行動範囲というものが、いわゆる米軍の編成を越えて行動ができるんだという理解をされているのならば、その点をばつきりしておいていただかなければならないと私は思う。従来は在日米軍の行動範囲というものは、その編成上在日米軍の区域内のものというように理解をされておったはずなんですが、その行動の範囲が全域に及ぶというならば、その解釈は明確にしておいていただきたい。この点は、今後の防衛問題として非常に大きな問題点を提起することになりますので、もう一度これは防衛庁長官からはつきりと答弁を願っておきたいと思ひます。

○有田(春)委員 自衛隊の問題ではない、在日米軍の問題だ。

○岡田(春)委員 わが自衛隊が……

○有田(春)委員 いや、自衛隊がそういうおそれがあるとおっしゃいますから言うのですが、自衛隊は先ほどから言うておりますように、憲法で制約されておりますから、そう無制限に外国の領土なんかには進む考えは絶対ありません。

なお米空軍の問題ですが、これはそのときの情勢によって違います。これこそ、もしも戦闘作戦行動に出るときは、これは事前協議の対象になります。ただ普通の演習とかなんとかいう場合はあります。したがって、在日米軍の置かれておるその使命から申しまして、極東あるいはその周辺に及ぶことはありましようけれども、そんなに無制限にどこまでも飛んでいくということは絶対にございせん。

○岡田(春)委員 あなたは答弁をはぐらかしちやいないですよ。私、さっきあなたに長々と聞いたのは、在日米軍の資格において行動し得る範囲というものは、極東並びにその周辺に及ぶと、あなたにはさつき答弁したでしょう。それならば、在

日米軍の資格においてベトナム戦争に参加できるものでしょう。そういう解釈でいくならば、在日米軍の資格において戦闘に参加できるということですか。それじゃ極東並びにその周辺の地域が在日米軍の行動範囲である。こういう御答弁であるならば、そういう解釈ならそういう解釈を——賛成か反対かは別ですよ。防衛庁の解釈はそういう解釈だとおっしゃるならば、そういう解釈だと御答弁を願いたいと言っておるのです。

○有田(春)委員 これはかりにいまベトナムが戦闘作戦行動に入るといふようなときは、在日米軍ではない。それは向こうの指揮下に入る、指揮系統が違ってくる私は思うのです。したがって、そういうのは在日米軍としては、私は考えない。

○岡田(春)委員 指揮系統に入るとおっしゃるの、それはどういふことなんでしょうか。そうすると、極東の範囲内において、安保条約の条文中にある日本の安全並びに極東の安全のために、したがって、その極東の範囲内には入らない、こういうことですか。在日米軍の行動範囲はそこから制限をされるのか、こういうことですか。問題は、そういう範囲を、先ほどは行動範囲が極東の周辺にまで及ぶ、こういうようにお話しになってから、だから私は聞いておるのであって、指揮系統が全然違うのであるから、そこで違うんだ、この点を明確にしたいだかないと、どこからどこまでも及び得るんだというならば——私は実態はそうだと思いますけれども、政府が答弁したものは、これはきわめて最近珍しいというか、非常にばつきりした答弁としては初めてだと思ふ。それならそれではつきり御答弁をいただきたい。たとえば私は、これは関連ですから、長い質問をしないために、先に具体的な例をあげますが、第七艦隊どうですか、第七艦隊は日本に來たときに初めて在日米海軍としての扱いを受けるのではありません。しかし、七艦隊は外へ出た場合には、これは在日米軍ではありません。その場合は編成上七艦

という資格において行動するわけでしょう。ところが、あなたのさっきの解釈でいうと、在日米軍というのは極東の周辺に及ぶのであるからといって、それが及び得るのであるならば、第七艦隊は在日米軍の資格においてベトナムのトンキン湾にまで及ぶという解釈になるんじゃないか、そういうこともできるわけですね。そういう解釈の問題をさつきから伺っているのであって、淡谷さんの質問のポイントもそこなんです。あなた、その点を、編成上の問題を全然度外視して言うから問題があるし、結果論としてはあなたは——私は自衛隊が外へ出るとか出ないとか言っているんですよ。連動作戦をやるんだということを言っているんですよ。そういう軍事同盟の連動作戦の一部の中に日本の自衛隊も加わるんだ、こういうことを言っているのです。だからあなたはその編成上の問題をもっと明確にされないことには、その点の答弁では、在日米軍の及ぶ範囲というものは、極東周辺にまで及ぶ、こういう解釈ならば、そういう解釈をばつきりさしていただきたい。その点をもう一度はつきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○藤田(春)委員 まず、防衛局長の答弁を求めます。締めくくりは防衛庁長官にお願いします。

○内閣府(春)委員 安保条約に基づきまして、在日米軍が日本の施設区域を使用するというところにつきましては、安保条約の定めるところによることにはなるのは当然だと思ひます。お示しの第七艦隊そのものが在日米軍になった場合には、したがって、安保条約に基づいて行動する。それから、日本に寄ったり寄らなかつたりするという第七艦隊の行動そのものは、直接安保条約に関連するわけではない。これは当然だと思ひます。また、自衛隊が在日米軍と共同対処することはあり得るというところは、先ほど申し上げましたけれども、それが直ちに韓国あるいはフィリピン等々と共同対処するということになることにはなるわけではないとわれわれは考えております。

○岡田(春)委員 答弁が私の質問に答えてないんです。在日米軍の行動範囲はどこまでかということをお聞きしたい。いままでの答弁を聞いておると、極東の範囲内という。安保条約の規定に基づいて、極東の範囲内という。極東並びに極東の周辺全域に及び得るというのが政府の答弁としていま行なわれたんだ。その場合には指揮系統の問題は全部無視されているではないか、こう言っているんです。第七艦隊の問題は、いま防衛局長が答弁しておられるけれども、指揮系統の問題があるからああいふ答弁になっているんです。その点に、無制限であるというなら、そういう答弁をなすつたんならそれは再度確認してくださいといっている。この問題ははっきりしておいてもらわないと、私、関連です。それからあまりやれないんで、不確かな場合には私は留保してあとでまたやりましょうけれども、たとえば、さっきからあなた方言っているジョンソンラインの問題があるでしょう。ジョンソンラインは何でできているんですか。あれはアメリカのベトナムの侵略戦争に基づいてジョンソンラインというものができたんでしょう。このジョンソンラインを越えてでもやれるんだなんというところで、在日米軍としてやれるんだなんということになる、これはたいへん問題なんです。それじゃ、編成の問題どうなっているんですか。ベトナムにいる米軍の編成の問題、どうなっているんですか。その辺を含めて御答弁をいただきたいから、さっきからこういうように同じことをしつこく言っているんだけれども、答弁をはぐらかさないで、在日米軍の行動範囲の基準は何なのかということをはっきりしてもらいたいということをおっしゃっているんです。防衛庁長官、それこそ防衛局長の答弁ではだめですから、あなたから総括的な結論としてまとめた答弁をなすつてくださいますか。

○有田国務大臣 在日米軍というのは日本における米軍でございます。それから、たまたまアメリカの、たとえば七艦隊が日本の横須賀なら横須賀に入港する。その在日の間は在日米軍として扱

われるわけですね。先ほど来申したのは、在日米軍の補給の問題について、戦争でなくて、補給にそこまで行ける、こういうことを言っておられるのでありまして、いまの飛行機、空軍がどうなるかというところは、空軍ということ、これはもしも戦闘作戦行動に出るといふ前提で行くならば、これこそ事前協議の大きな問題になるし、また向こうに行けばこれは編成上、たとえばベトナムのほうの軍司令官の指揮下に入るわけですから在日米軍の扱いはされない、かように考えます。詳細は防衛局長をして答弁させます。

○岡田(春)委員 これは自衛隊の緊急の問題のほうに入るから、重要な点は留保しておきますけれども、あなたの解釈でいくと、どうですか。指揮問題が出ていないんです。在日米軍の指揮系統というのは在日米軍司令部の指揮に基づいて行動するのです。そうすると、空軍の場合に例をとります。在日米軍司令部と第五空軍司令部と同じでしょう。五空の司令部が命令を出す範囲というものはあなたの解釈でいくとベトナムにある第七師団まで第五空軍の司令部の命令で行動できるのですか。そんなことできやしないでしょう。あるいはフリーピン島の十三空軍の管轄まで極東並びに極東の周辺というところならば、その管轄の区域まで五空の命令というものは及び得るという解釈になるでしょう。だから、あなたは、極東並びにその周辺の地域に及び得る、在日米軍が。そういう解釈では確定解釈にはならないのです。そういう確定解釈だとあなたがおっしゃるなら、それならそれでもいいですよ。それならば、いままでの解釈よりも拡張解釈なんだから、いよいよ防衛庁は本性をあらわしてそういう形に始まったんだというように私は理解しますから、それならそれでもいいですよ。だから指揮系統の面からどこなんですかというところははっきり聞いていたんだ、行動範囲を。だから事前協議はどうでございまして、これはどうでございましてなというそんな問題ではないのです。その問題もありますよ。あるけれどもそれは私は聞いてないですよ。在日米軍の行動範囲はどこまでかということをお聞きしたい。その

どもそれは私は聞いてないですよ。在日米軍の行動範囲はどこまでかということをお聞きしたい。その

○有田国務大臣 先ほど来淡谷委員の質問に対して、在日米軍ということばを使ったのは、主として艦艇、輸送の問題について話したことです。これは、在日米軍の行動として補給業務に当たる、これはいいと思います。しかし、いま岡田さんの言われる空軍の問題は、これは戦闘作戦行動になるのではないかと。そういうような場合になれば、五空軍から離れた向こうの戦闘作戦に加わる以上は、第八空軍の指令下に入る、かように私は考えております。

○岡田(春)委員 いまの答弁では私は全然満足しません。答弁を実ははぐらかしてあります。はぐらかしてはいるのは御理解がないから答弁がでないのかそこら辺わかりませんが、行動範囲の問題については、いざ留保しておきます。留保しておいてあとで私は私の質問のときにあらためてお伺いすることにします。

むしろ問題は、緊急の問題として、きょうのある新聞に、来年度の予算編成に関連をして、実はこういう記事が四段で扱われております。見出しとしては、「ロケット部隊か」「美唄に自衛隊配置計画」「防衛庁は、来年度末までに新編成部隊を美唄市に配置する方針を固めた。その固めた内容、配置する部隊は「陸上自衛隊の30型ロケット大隊、地対空ミサイル・ホーク大隊、航空自衛隊の同・ナイキJ中隊などロケット関係部隊の中から選ばれたことがほぼ確定である」という記事で、あまり長くなりますから詳細については言

ませんが、特に長沼のナイキJの問題については、裁判問題があるために長沼にナイキJを設置することをあきらめて美唄に移駐しようという計画を持っているというところで内容として書いてあります。それからミサイル・ホークの問題は、いままでの国会における応答を聞くと、北海道でも道北地域に置くという計画だった、こういう答弁をわれわれは聞いています。それなのに急に美唄に置くというような問題が出されている。それからR30の問題は、これは富良野と聞いておった。ところがこれを美唄に置くというように実は予算の編成をしようとしているということが新聞の報道として明らかにしておる。しかも、このような配置計画をやるためには、自民党の某有力者の力によってこのような計画が進められようとしているということまではっきり書いてある。

そういう形で私の足元へこれを持ってくるなら持つていらつしやい。持つてきてもいいですよ。持つてくるならわれわれやりますよ。長沼どころじゃないですよ。やりましょ。反対闘争は徹底的にやりますよ。こういうことが決定をされているのですか。決定されたら書いてあるのですが、これは防衛庁長官に伺っておきたい。

○有田国務大臣 そういふことはまだ決定されておられません。御承知のとおり、本年度の予算におきまして調査費ができております。その調査費によつてあの方面に何らかの部隊を置くというう——いま調査しつつかあるところでありまして……。

○岡田(春)委員 あの方面とはどこなんですか。

○有田国務大臣 そういふ段階でありますので、いまおっしゃったようなことは決定してありませんから……。

○岡田(春)委員 調査費とおっしゃったが、調査費は幾らついているのです。はつきりおっしゃいなさい。

○佐々木(達)政府委員 本年度の予算におきまして、不動産購入調査費といたしまして三十万円計上されております。これは北海道地区、美唄はか

りでございます。約十カ所ほど、いろいろな部隊、将来置きたいということで調査費がついておりまして、決してだいた先生がおっしゃるよう到来年度というふうな線までこれを出したわけではございません。

○岡田(春)委員 だいたこの新聞の報道は誤報でございますか。これははっきり伺っておきます。長沼ミサイルを移駐させるという案もある。ナイキ、ホークというのは道北に置くという、旭川周辺に置くといういままでの計画を美唄に置くという計画に変わるとして。R30とというのは、これはやはり旭川の周辺の富良野という話だった。これを美唄に置くとして。しかも自民党の某代議士の政治力によってこれが進められようとしているということまで——だれと書いていないですよ、だれと書いてなくても私わかってはいます。そういう意味で防衛庁が政治的な配置計画をつくっているんだというように理解しているのか、これは全く誤報でそういうことは全然ないと考えていいのか、そこら辺ははっきりしておいてもらいたい。

○中央府政委員 美唄につきましてのいきさつを申し上げますと、産炭地の振興策ということで通産省方面から要望がございます。部隊誘致の要望がございます。また現地の方からも強い要望がございます。要望がありますことは事実でございます。われわれのはこの措置としましては、先ほど経理局長からお答えいたしましたように、四十四年度予算に調査費がついておりまして、美唄を含みます。ただ美唄に決定したという、きょう現在決定しているという事実はまだございません。当庁としては考えては、来年度以降部隊配置の候補の一つには考えておりますが、これは調査費に基づいて調査をした結果きまらざるべき問題でございます。不適不適をきめることになりまして、つまり部隊を置くかどうか、置くとしてどういふ部隊を置くのか、この調査の結果によって検討して決定されるものと、このように御理解をいただきた

い。

○岡田(春)委員 これで終わります。この記事の中にはこういうことまで書いてある。R30ロケット大隊がホーク大隊を置くということについては、陸幕として戦略上、訓練上の立場から移転に對して難色を示している、軍事技術的にはこういうものを置くということには困るんだということ。それにもかかわらず置くという方針がきめられている。きめられたとするならばこれは政治的なものであると言わざるを得ないでしょう。大体ホークの性能からいって美唄に置くというようなことがもしあるのだとすればナンセンスですよ、あな。そんなばかな話がありますか。こういう点で詳しく私は申しません。R30の場合にしたら同様にありませんか。それから長沼ミサイルのあと始末として美唄に持っていくなどというのは、これは防衛庁はいよいよ長沼に對して手をあげ始めたんですね。こういうようなことをあなた方はお考えになる。しかも十カ所に三十万円で調査されるのだそうですが、いかにこれは形式的な調査で、政治的な判断に基づいてやろうとしているかということが明らかじゃありませんか。ほんとうの調査なんかやる気はないんですよ。三十万円で十カ所だそうですね。そんなばかな話がありますか。だれだて笑いますよ、こんなことを言ったら。そういう点からいってこういう配置計画というふうなものについては、先ほど——最後に私にこれを言って終わりますけれども、産炭地の振興上とおっしゃるが、そんなことはおやめなさい、あな。迷惑ですよ。たとえばミサイル部隊のナイキJが来たって百二十名でしよう。産炭地振興で百二十名が来て一体何のためになるのですか。そんな大きな工場を持ってきたほうがよほどいいですよ。迷惑ですからやめてください、そんなのは。産炭地振興なんという名目にとらわれてそういう口実で持ってくるなんというのは迷惑ですから。私も美唄の市民の一人としてはっきり言っておきます。迷惑です。だからやめてください。そんなことで産炭地の振興になりませんから、

おやめになるほうがよろしいということを再度申し上げて私はやめておきます。

○淡谷委員 この委員会で防衛庁長官が海上自衛隊の強化をこの間お話しになった。アメリカのアジアの情勢の変化による海上作戦ですね、これがかなり変わってきたと思うのです。したがって、わが国における港灣施設の基地提供という問題が当然起こるのじゃないかと思ひます。そういうような傾向があるかないか、お聞きしたい。

○有田国務大臣 いまの自衛隊陸海空をながめたときに、どうも海上がおくれた面が非常に多い。それで私は海洋国日本として——日本の産業は、御承知のとおりほとんど大事な原料を外国に仰いでいる。ことにエネルギー資源として大事な石油というのは、もう九九%といつても過言でないほど外国に依存しておる。そういうところから考えましても、日本の海上輸送の安全確保をはからなくてはならぬ。しかしこれも限度がありますからそう全部というわけにはいきませんけれども、立ちおくれた海上自衛隊をできるだけ増強して、それでわが国の繁栄とわが国の平和に役立つように考えなければならぬ、そういう方向といひますか、方針は私は持っております。

○淡谷委員 ベトナム戦の緊張が増すにつれて、また朝鮮の情勢が緊迫した場合に、第七艦隊の動きが非常に活発になりまして、事実上日本海一帯が戦場になるような傾向を呈した。それに伴ってエンタープライズあるいはその他の原子力潜水艦がひんびんと日本に寄港するのですが、いままのころは補給基地もしくは休養のためにというような名分が入ってきまして、これは事実上日本本港に基地を求めるといふような動きに見えるのですが、そういうような心配はございませんか。これは長官に伺っておきたい。

○山上政府委員 米軍側から新たな港灣施設の提供というような要求は、現在のところ何ら参ってきておりません。

○淡谷委員 それじゃ現在のままで米軍の行動のどこまで受け入れられるのですか。實際連続的に

寄港して、戦間行為にまで参加する可能性が多分にある場合、なお後方の補給もしくは休養というふうな意味で全国の港灣を単なる寄港として取り扱うつもりかどうか。これは基地として要求するのはむづかしいから、単なる寄港として寄るでしよう。これは無制限に許しておく状態じゃないと思うのです。これは情勢の転換とともに十分考えなきゃならないと思つておりますが、陸上の基地のように、港灣の施設を基地として求められた場合、はつきり断わる御意思かどうか、お聞きしておきたい。

○山上政府委員 施設提供ということとは、現在のところ何ら米側から要求がございません。具体的にもしきような要求がございました場合には、それらの必要性を現時点におきまして検討いたして善処いたしたい、かように考える次第でございます。

○淡谷委員 単なる寄港と基地としての使用と、区別をどこに置きますか。實際は基地的な性格を持つておつても、寄港という名目でひんびんに入港する可能性がだいぶある。その限界点は一休どこにありまますか。

○山上政府委員 基地としての提供は、御承知のように地位協定の二条一項によりまして米側からの要求があり、合同委員会において合意して提供される。その提供する施設につきましては、米側が地位協定の三条その他の条項によりまして、その施設内において一個の管理権等を持つていうことで、単なる寄港とは根本的に違ひがあると私も考えておる次第でございます。

○淡谷委員 手続の違いはさうでしょうけれども、實際基地的使用をして、これを寄港と称している場合もないとはいえない。たとえば直接に戦間のおそれのある場所に出ていくとか、そこからまた帰ってくるとか、これは實際の基地的な使用なんですか、これをあえて単なる寄港というふうな場合もあり得ると思う。したがってこつちの認識として、これは明らかにその協定によりあるいは日米合同委員会等に討議し、協議をして決定す

べきだという場合との混同が行なわれておりませんか。これは長官にお答え願いたい。

○山上政府委員 基地としての、あるいは防衛施設及び区域としての提供ということになりますれば根本的に違ひますので、合同委員会におきましてこの区域の提供について、私のほうで担当いたして、これを提供するということをきめるわけでございます。そのきめる場合のやり方につきましては先ほど申したとおりでございます。港に寄港する問題につきましては、これは運輸省等の所掌であり、担当でございますので、そちらに御質問願いたいと思います。

○淡谷委員 手続のことはわかっていますが、これは明らかに基地的な使用だというふうな使い方もあるでしょう。出てきませんか、そういうことは。これはどうも基地的な使用なのだけれども、手続がめんどろだから寄港という強弁のもとに寄るといふような場合があるんですね。その区別ができますか。いつまでもするずと寄港、寄港で、実際は基地の使用をするような場合もある。これはもう施設庁として当然の認識だろうと思うのですが、その限界がどこにあるはずですよ。

○山上政府委員 施設でないものに対しては地位協定の第五条に、船舶、航空機等の出入国についての規定がございます。これらについて、公の目的で運航されるものは出入することができるといふ規定になっておるのでございます。したがって、規定によって出入することというものはあり得ると存じます。しかし、これを米側においては専用の使おうという場合におきましては、当然施設、区域としての要求がございます。またそのような実態の場合には、そのような手続でやっておりますというふうにいたしておる次第でございます。

○淡谷委員 現在のところはそういうふうな申し入れは一件もない、また出てくるような可能性もないというふうにこれは言えますか。

○山上政府委員 さような実態において提供施設と同じような頻度のものは、現在においては

ように承しております。

○淡谷委員 さらに大臣にお聞きしたいのですがね。海上自衛隊が行動し得る範囲は一体どこまでですか。いまの陸上自衛隊あるいは航空自衛隊の行動範囲は聞きました。海上自衛隊は一体どの範囲まで行動できるわけですか。

○有田国務大臣 これは実際問題と可能というわけの理論的な問題と、両方あると思いますが、日本の船舶運航の安全をはかるということも私は大事なことだと思ひます。しかしそれはそう言うことと、少なくとも公海の上では、外国の領土、領海はいけないけれども、公海の上は航空と同じ、可能ということですが、しかしそういうことをやれば、これはたいへんなことでありまして、とてもそこまでは手が伸びない。少なくとも日本並びにその周辺の海上の安全はわれわれの手によってやはり守つていかなければならない、こういう実際上の考えを持っております。

○淡谷委員 例の極東の範囲とその周辺を考えますと、またこれはしり抜けになりますからやりませんけれども、かなり広い範囲において海上自衛隊は行動する。その行動の基準は、この間長官おっしゃったように日本の船舶の護衛と申しますか保護に任ずるのだと思ひますけれども、これで日本の船舶の行くところ、いわゆる極東の範囲とその周辺はどこへでも出動し得るという見解ですか。

○有田国務大臣 先ほど言いましたように、理論上の問題と実際上の問題がありますが、私は少なくとも日本の船舶を守る、日本の大事な財産でございますから、それは公海の上ならば可能と思ひます。しかし実際問題としてそれならば遠いところまでそれでやるのかということになりますと、いわゆる日本の国力にふさわしいき方で、国情を考えながら漸増していかなくてはなりませんので、先ほど申しましたようにそこ遠いところまで行かない、しかし日本並びにその周辺、今度沖縄が返つてくれば海上線が相当伸びてこなくてはならぬ、かように考えているわけです。

○淡谷委員 沖縄の返還を前にしまして、共同使用の問題及び海上自衛隊の行動の問題はあらためて議論する場所もあるから、きょうはあえて申しませんが、ちようどいまお答えにありました、陸上自衛隊は幾ら増員しても海外出動は絶対やらぬ、国内だけでやる。陸上自衛隊は少し数が多過ぎますし、また戦術的にいうとさまざまな問題も出てきますから、きょうはあえて触れませんが、ただ航空自衛隊はアメリカの偵察飛行などに求められた場合は、現時点、公海上まで行動し得るといふ御答弁をされました。これは相当な行動範囲のエスカレーションです。さつきそういう答弁でしたが、海上自衛隊はやっぱり理論的には公海上は行けるのだ、国力の上からいまい行かないばかりだ。場合によっては伸びる。したがって日本の自衛力というものは相当エスカレーションする見通しがある。第三次防衛、第四次防衛、第五次防衛、一体この方向を自主防衛でやっていくつもりですか、あるいは共同防衛でやっていくつもりですか。この間の長官の発言では、これは国力も考えて、自主防衛でいきんだが、やむなく共同防衛でやっているんだという意味の御答弁もあったようです。昨日は、新聞の伝うるところによりますと、総理自体が銀行大会で、自主防衛の線を進めるといふことを言っている。共同防衛が自主防衛かということは、現実を離れて将来を考えれば、相当大きく開くと思ひます。長官自体は、三次防衛、四次防衛、五次防衛とこういって、一体どこを目ざしているのですか。重大な問題ですから、長官の御答弁をいただきたい。

○有田国務大臣 日本の国もここまで国力が増してきたんですから、みづからの手によって日本を守りたい、こういう考えで自主防衛に進みたいと思っております。しかしながら、しばしば申しましたごとく、憲法上の制約もあり、また国情ということもあわせて考えなくちゃならぬ。したがって、国情というものは主として核の問題なんかは最たるものでありますが、そういうことを考えながら進まなくちゃならぬと思ひますから、日本の

防衛で十分でない面は安保条約によってそれを補つてもらう。考え方としては、日本の防衛は日本が主体性を持つといひますか、みづからの力によって守るという方向に進んで、その足らざるを自主防衛の考え方である。しかし、その考え方はそれならず四次防衛でそれを完全に生かすかという、それはまいたらない。しかし、考え方としてはそういう方向でわれわれは進まなくちゃならぬ、かように考えております。

○淡谷委員 これはすぐ進まないにしても、いま防衛庁長官の口からはっきり、日本の将来は自主防衛でいくという線を出された。これは非常に重要な御答弁です。自主防衛でいく場合には、現在の日本の自衛隊の持っている力というものは、自主防衛にたえるような力とお考えですか、どうですか。

○有田国務大臣 遺憾ながら、いまの自衛隊の力では完全な防衛ができるとは考えておりません。だから、国力、国情の許す範囲において、日本の防衛をもっと前進させたい。しかしながら、繰り返して言いますが、憲法上の制約もあり、また日本の特別な国情もありますから、そういう面はわれわれとしては慎まなくちゃならぬ。だから、安保条約というものを統けていって、そして日本の国防といひますか防衛を安泰ならしめたい、こういう考えです。

○淡谷委員 安保条約などありますが、つまり共同防衛というのはいままでしばしば総理も答えられたし、歴代の長官も共同防衛でいくんだというのを答えられた。まっとうから自主防衛でやるといふ御答弁は、有田長官初めてです。この委員会でもしばしば質疑応答をしましたが、いま自主防衛という線を公式にはっきり言われた方は初めてです。そうしますと、共同防衛あるいは安保条約というものは、日本の自主防衛を育てるためのいわば温床というふうに見ておられるわけですか。日本が自主防衛を貫徹するための温床みたいなのが共同防衛だとお考えのようですが、そのと

おりですか。自主防衛をやりながら共同防衛をやるのですか。それは非常に混乱しますから、明確にお答え願いたい。

○有田国務大臣 私は別に混乱するとは思っていないのです。日本の憲法なりその他によって許せる範囲のものは、日本の国力、国情に応じて進めていく。それが自主防衛の考え方だ。いままでどつちかという、何もかもアメリカさんにおんぶするというような形じゃなかったでしょうか。だんだん変わっておりますけれども、最初は兵器一つだってアメリカさんからあてがってもらって、いくようなやり方、そういう態度は変えて、日本の国力にあわせて進み方をやっていきたい。しかしながら、同時に、安保体制ということも必要であるので、だから、われわれの力の足りない部分はアメリカによって補完してもらおう、こういう態度でありまして、これは私がいま初めて言ったんじゃないで、前から言っておる考え方なんです。

○淡谷委員 私の質問は自主防衛か共同防衛かという質問なんです。あなたははっきり自主防衛でやると踏み切った。したがって、そうなる安保条約なんというものは要らなくなります。自主防衛は共同防衛を前提としての自主防衛ですか、その点をはっきりしてください。自主防衛を貫徹した場合、共同防衛が必要なのかあるいは安保が必要なのか。あなたの論法でいうと安保なんか要らぬと思う。

○有田国務大臣 私は繰り返しておるのですが、自主防衛という線に進みながら安保体制を堅持したいということを言っていますね。だから、自主防衛をやった安保体制は要らなくなるというような、そういう考えは持っていないのです。先ほど来言いますように、日本は憲法というものに制約されているし、また日本の国情というものがいろいろと考へにありますが、だから日本の国力、国情に応じて防衛を自主的に増強するといえますから、足らざる分は相当たくさんございすから、日米安保条約を堅持しながら、アメリカ

カの力によって、両方相まって完全な日本の防衛体制をつくりたい、こういう考えであります。日本の防衛方針も初めから国力、国情に応じて漸増するというのがうたつたのであるのです。だいたい国力が増したから漸増をだんだんしつづつあるというのが現状でありまして、決して、私の代になつてから急に転換して、安保条約は要らなくなるなんて、そんなとはうもないことは考えておりませんから。

○淡谷委員 自主防衛か共同防衛かということを対立観念に置かないで、自主防衛をしながら共同防衛をやるんだという考えですか。あるいは自主防衛をやりながら安保体制をやっていく、こういう考えですか。それじゃ自主防衛、共同防衛の根本的な概念規定を伺いましょう。共同防衛とは何か、自主防衛とは何か、この概念規定を違わしたままで議論したのでは議論になりません。一体、自主防衛とは何か、共同防衛とは何か、この基本的な概念規定をはっきり伺いましょう。

○有田国務大臣 私は、自主防衛ということとは、みづから国をみづからの手によって守つていくというものが自主防衛だと思ひます。しかしながら御承知のとおり、日本には制約がございす。したがって、やろうと思つてもやれない。でありますから、自主防衛というのは限界があります。だから、同時に安保条約というものを堅持して、そしてアメリカの力と日本の自衛隊の自衛力相合せて日本の防衛を進めていく、こういうことでありまして、自主防衛でやつて安保をやめてしまふとか、安保だけ置いて自主防衛をやめてしまふ、そういう考えではないのです。それは淡谷さんよく御承知願ひたいのです。

○淡谷委員 自主防衛は伺いました。共同防衛はどういう考えですか。

○有田国務大臣 共同防衛は安保条約によつて日本の足らざるものを補つてもらふという考えです。から、依然として共同防衛の考え方は残つておるわけですね。

○淡谷委員 確かめておきますが、いまの御答弁だと、あくまでも、日本は自主防衛を貫くことができないから、その足りないものを補うために共同防衛あるいは安保条約にたよるんだ、このような御答弁でした。それでよろしいのですか。

○有田国務大臣 いままでは、日本の許される範囲でも、また日本がそこまでいつてもいいものを、どちらかという、アメリカから武器の供与を受けたりなんかしてきてたのでしよう。そういうこじき根性はひとつ捨てて、みづからの国はみづからの手によって守らうという考えの上に立つて国力、国情に応じて、しかも制約がありますから、制約の範囲内においてそれを進めていくというものが私たちの自主防衛の考え方でありまして、それを補完する意味において安保条約が必要である、こういうことで共同防衛が同時に必要だ、こういうことを言つておるわけですね。

○橋崎委員 関連。二点だけ伺ひしておきます。いまの長官の答弁を聞いておきますと、自主防衛というのは、みづからの力、自力防衛ですか、違ひのうですか。

○有田国務大臣 自主防衛というのは、みづからの手によって、われわれ日本の判断によつて、国力、国情に応じて進めよう、こういう考え方です。しかし、それで完全に日本の防衛がいかぬという問題だから……（橋崎委員「いや、そういうことは聞いておらぬですよ」と呼ぶ）さつき淡谷委員に答弁したとおりのことでございす。

○橋崎委員 いや、あなたのおっしゃっている自主防衛は自力防衛ということですかと聞いています。自主防衛と自力防衛とは違ひのうですか。

○有田国務大臣 どうも橋崎さんは、私があつたことを言いますと、そんなことを聞いていないとおっしゃいますけれども、私の言う自主防衛というものは、日本に許される範囲のといふ前提があるわけですね。その上に立つて日本の力に依じた、また国情に応じた進め方をやりたいというのが、私たちの言ういわゆる自主防衛ですね。

○橋崎委員 いや、私が聞いておることにどうして答へぬのですか。あなたの言つておる自主防衛というものは自力防衛とは違ひのうですかと聞いています。私はそれだけしか聞いていないのです。

○有田国務大臣 それは、あなたの言う自力防衛というのはどういう意味か知りませんが、日本の自力によつて、いわゆる安保条約もやめて完全に守れという意味合いのものだったら、そういうわけのものじゃない。あとのところで私は制約ということを言つておりますから、その前提の上に立つてわれわれは国の守りをみづからの手によって進めていきたい、こういうことですね。

○橋崎委員 わかりました。そこで私はやはりつきりしたと思うのです。いわゆる自主防衛というのは、常識的に解釈される自力防衛とは違ひ、そういう意味ですね、ニュアンスとしては、それでいいですね。——それが一点です。

続けて、そうしますと、違ひとおっしゃる以上は、先ほど御答弁の中にありました、自主防衛には限界があるとおっしゃいました。そうすると、憲法が厳として存する限りは私の言う自力防衛はできない、そういう意味において、あなたの自主防衛というものは、憲法がある以上は自主防衛の限界というあなたのおことは、憲法と解しているのか、それとも、憲法は自衛権を認めておる、そこで、そうではなくして国力の観点から自主防衛に限界があるとおっしゃつておるのか、その点ををはつきりしてもらひたい。

○有田国務大臣 憲法並びに日本の国力、国情と合はせて、いわゆるあなたのおっしゃる自力防衛ですか、そこまで、そういうお考えのところまでは私は進めぬ、こういうことです。

○橋崎委員 そうすると、憲法が存する限りは自力防衛といふことはできない、そういうことですね。国力があつてもですね。

○有田国務大臣 自力防衛といふは、私は自主的といふことを言つておるのですが、あなたの言う自力防衛といふのは、もう何もかも、安保な

んかなくとも日本だけの力で完全な守りをやれという意味合いでしたら、それは憲法並びに日本の国情ということを考えて、そこまでは進められない、こういうことです。

○淡谷委員 そういふ論争になるから、私は概念規定をはっきりしておきたいのです。

自力防衛あるいは自主防衛、自立防衛という人もあるでしょう。私が聞いたのは、自主防衛と言っているのです。最も普通に使われることばです。また佐藤総理もそう言ったらしい。自主防衛というのとは、一体どういう内容を持つのか、あなたの答弁から聞きますと、経済の情勢、国力の情勢、これが自主防衛を阻害する一つの原因、もう一つは憲法。一体国力が許せばこの自主防衛というものをどこまで進められるか、陸上自衛隊はどれくらいいいのか、海上自衛隊はどれくらいいいのか、核兵器は持つのか、そんなことです。無制限のエスカレーションはできないはずで、同じ四次防でも五次防でも。そういう点で、あなたは自主防衛と自立防衛または自力防衛、こういうことばの違いをどうとらえているのか、そこが問題点なんです。(伊能委員「ことばの端っこだ」と呼ぶ) 私は自主防衛と言いました。まあ自主防衛、自力防衛あるいは自立防衛ですか、いま先輩の伊能先生から、ことばの端っこだということばがあった。ことばの端っこだという考え方は議会制民主主義を危うくするのです。ことばを大事にしなかつたら議会制民主主義はないです。論理のきびしさというの刀よりも鋭い。したがって、こうした何となく使うことばの端っこの概念規定をはっきりさせておかないと、これは議会政治は成り立ちませんよ。はつきり概念規定を承りまして、三つのことばの意味をはつきりさせて、あなたの主張する防衛はその三つのどれなのか、これをまず伺ってから質問を進めます。

○有田国務大臣 私は自主防衛ということばをずっと申しております。私のいまの自主防衛というのは、先ほど淡谷委員並びに榎崎委員に答えたとおりのことであります。

○淡谷委員 その自主防衛という上に立ちまして、日本の経済あるいは国力が一つの制約となり、憲法が一つの制約になる。日本の経済並びに国力が制約しているという面ならば、これからほとんど国力をふやしていけばできるでしょう。したがって、その国力の増進に準じて三次防、四次防、五次防とエスカレーションした場合、憲法の制約で触れる点はどこですか。国力が十分許してもなおあなたは憲法の制約があると言った。具体的には一体陸上自衛隊は幾人、海上自衛隊の艦艇は何隻、航空機はどれだけ、核兵器はどうするか、どこで一体国力が充実した場合でも日本の憲法がこれを制約するかどうかという問題です。これを具体的に示しを願いたい。

○有田国務大臣 国力といいますが、国力が伸びましてはやはり国防ばかりを伸ばすわけにはいきません。同時に民生の安定、いろいろな施策が要ります。でありますから、国力に依拠して、おのずから何ば国力が伸びてもある程度の限界はございます。のみならず憲法は御承知のとおり、日本はあくまでも日本みずからを守る、守るほうの体制でありまして、侵略ということとは絶対考へることはできない。ところが守るために、その防ぎ方というものは相当ありますが、そういう方面に私たちは相当の制約があると思っております。もう一つは国情、これもあわせて考えなくちゃならぬ。そういうことばの許せる範囲で、自分の国は自分の手で守ろうという、いつまでもこじき根性を捨てて力相応のものを進めたいというのがわれわれの自主防衛の考え方でございます。

○淡谷委員 だからそういう構想に立てば、つまり防衛計画の具体的内容をどこまでいったら憲法と合わせるかという問題です。それから国情が許しても、あるいは経済事情が許しても、憲法の制約がある限りはこれを制約する点があるでしょう。具体的にはどこまでやれるのですか、現在の憲法下において。

○有田国務大臣 先ほど言いましたように、海外進出なんということは防衛のために必要と考へてもできない、これは一つの制約でしょう。またそういうような侵略的のいろいろな装備といいますが武器といいますが、そういうものも慎まなくちゃならぬ。そういうような憲法の制約によつて、私は一つの日本の防衛の限界点はある、かように考へております。

○淡谷委員 侵略はできない、しかし現在はこの国でも侵略といえません。侵略のための戦争という国はない、みんな平和のためです。みずから防衛するための国防だといえます。ただし、いままでの質疑応答の中ではっきりしたのは、日本がたての役をする、アメリカはやりの役をする、あなたの自主防衛の構想の中には、このやりの役までも日本がやるといふ構想は含まれておりますか、おりませんか。

○有田国務大臣 いわゆるやりのことは考へておりません。あくまでもたての線で防衛のことをやつていかなければならぬ、こういうことでございます。

○淡谷委員 一体憲法の制約の、第九条と思いますが、その九条のどういふ点がやりの線に出ることをとめているのか、長官の考へを聞きたい。

○有田国務大臣 憲法は、日本が独立国である以上は、いわゆる日本の自衛権ということとは否定しておりません。しかし憲法九条によりまして、国際紛争云々ということばがありまして、私はそういうのは外国へ侵略していくことばだと思ひます。そこに憲法上の制約があるということを申し上げております。

○淡谷委員 第九条の第一項は、あなたのおっしゃるとおりこれは自衛力の問題に關したものですが、第二項に戦力は持たないということがありましたが、戦力と自衛権の問題の矛盾じゃないですか。自衛権の持ち得る範囲というものは、憲法制定当時といまとはかなり違います。国会の中で議論されるたびごとに、この制約はだんだんくずれていっています。しかもこの戦力を持たないという点は、戦力とは何かという問題でいふんやうな、戦闘行為をしないというのは当然の話でし

う。昨年の十二月十四日の予算委員会でもわが党の多賀谷質問に対する答弁の中で佐藤総理は、「戦争には協力しない、戦争には参加しない、しかしながら平和への戦争は、われわれは積極的にこれに取り組み、」私は日本の国防というものは防衛庁長官の考え方では起るのではないと思ふ。やるのではないと思ふ。まして防衛庁が防衛庁だけの考へで三次防、四次防と計画を進められるものではない、国防会議の議を経てはつきりきめるのですから。佐藤総理はその議長として最大の責任者でしょう。その最大の責任者の佐藤総理が、「平和への戦争は、われわれは積極的にこれに取り組み、」といふことを言えば、この意趣を受けて防衛庁長官は、この平和への戦争というものをどうおとりになつていきますか。戦争と言っているのですよ。いかなる形に対しても戦争はしないはずで、戦争放棄ははつきりうたっているはずで、それをあえて平和という名前をつけても、平和戦争への積極的な協力というものを言えば、この考へ方は有田長官、一体どうお考へになりますか。

○有田国務大臣 そのことばは総理みずからに聞いてもらわないと、私からとやかく言うことはできませんけれども、私は、日本の防衛は、日本の平和と安全を守りたい、そのために防衛をやるといふ考へでおります。

○淡谷委員 これはむしろ佐藤総理の問題でもある。当委員会に佐藤総理は出席されますか。されば予定があつたら、この点は保留いたします。だいたいどうぶ、これに出席されますか。

○藤田委員長 淡谷委員に申し上げます。佐藤総理は出席されます。

○淡谷委員 じゃ、国防会議議長にこれはあらためて質問いたしますが、国防会議の議長みずからが平和への戦争といふことばを明確に使っている。そうしますと、名目さえ立てば戦争もあえて辞さないというように憲法を解釈するつもりですか、戦争と言っているのですから。——じゃ、この点は保留いたします。

そこでもう一つは、この間の橋崎君の質問ですが、これをあなたは妙な答弁で答えられたと思う。特に防衛庁の諸君も答えられたと思う。昭和四十年統合年度戦略見直し、まるで戦争を入札するみたいな見直しも書をつくらせているらしいのですが、これを有田長官は知らないか。答えては、機密文書だと言う。次の日は、これは極秘文書だと変わりました。機密が極秘と、かなりまた変わってきた。一日ごとに変わりますし、同じ日も答弁が変わります。重大な国防問題について、こう転々として答弁が変わるようでは困ったことでもあります。ただし現在の防備、防衛というものは、戦争の抑止力にあるならば、秘密あるいは機密というものは存在しなければ、奇襲作戦をやったりあるいは相手を打ち負かすという態度にいくならば、これは機密もあるでしょう。抑止力というのは一体何か。武力の均衡というものは恐怖の均衡でしょう。相手が武力を持っているから、それがこわくて手が出せないという恐怖の均衡でしょう。動物の世界でいえば保護色から警戒色に変わってきているのです。弱いものは環境に隠れて身を隠さなければ、一定の武力を持っていたものは堂々とそれを露示して、むしろ誇示して、相手に恐怖心を起こさせて攻撃を防ごうというところは、これは動物の闘争の原則なんです。現在の持っている戦力が抑止力であれば、その武力は隠すべきではないと思う。その場合、長官も知らないような機密文書、極秘文書は、一体どこでつくられるのですか。

○有田国務大臣 この間橋崎委員のお尋ねに対して、橋崎委員が、こういうことがあるが、一体そういう内容はどうかということでした。したがって、ああいう文書のものがあるという事は私は存じておりましたけれども、はたして橋崎委員の質問されるようなことがその中に入っているかどうかということ、これは橋崎委員の大事な質問であるし、この委員会が私に答弁することは大事だと思ひまして、ひまをもらって調査をさせてもらつた。その調査の結果は、ああ

いうようなことがありませんでしたということを翌日はっきり申したようなことであります。私が知らないというものは、四十年でありましたが、いわゆる統合年度戦略見直しというものはあるという事は存じておりましたけれども、そう一々指摘されたような内容があるかどうかということ、私は明快に答弁することができなかったから、それを調査してもらつた時間をいただいた、こういうわけでございます。

○淡谷委員 機密、極秘というものは外に對してはあるのです。少なくともこの文書は防衛庁の中でつくられていられるのでしよう。防衛庁の中で、長官に對して機密のあるはずはないですね。これはお読みになったことはありますか。お読みになつて内容は答弁できませんというのと、作成されたことを全然知らないというのとはいふ違ひますが、どつちですか。

○有田国務大臣 そういふものがあるということを知つておりました。しかし私も万能じゃありませんから、端から端まで、そういうものを一言一句覚えていくわけではございません。それで先ほど言ひましたように、明確に御答弁する意味合いにおいて、あとで調べた上で答えた、こういうこととでございます。

○橋崎委員 一言だけ関連して。

ただいま、先日の私の質疑に對する問題が出ておるのですが、十三日の日に、その文書はかたかなのイとかロとか、その中のまた(A)とか、その中のまた(B)とか、そういう指摘をいたしました。その点については、全然機密だからそれも言えない。そして私が言つておる内容はない。やじの中からは、つくつたものだといふようなこともありました。しかしこの問題はそれで結末を私はつけていないのです。近い時期に、おそらく総理が一緒にのときに私はその内容を明確にします。決して結末はついていない。あなた方はうそを言つてゐる。それだけを申し上げておきます。

○淡谷委員 それは幕僚の中で文書がつくられたのかどうか私は知りませんが、文書が機密であれ極秘であれ、そういう考え方をすることがいまの憲法のもとでは一体どういふものか。幕僚の諸君がいまの憲法の条項をどう考へておるか、わかりませんけれども、外へも出せないような見直しも書をつくるということは、これは非常に危険なんです。文書をつくることは危険でありませんが、そういう考へ方を持ち、そういう行動を企図するといふこと自体が文書以上にこれは危険なんです。文書以上にこれはあぶないです。これが進んだら妙なことになる。そう思ひませんか。

○有田国務大臣 制服の人がそういうような憲法を無視したような考へを持つておれば、これはたいへんです。及ばずながら、少なくとも私が防衛庁長官をやつておる以上は、そういうようなこともさせないし、また現在そういうような制服の人が、われわれは戦路上からいつて憲法を無視してやつてもいいなんというやうな、そういう意圖を持つておる人は私はないと思つております。私は制服のほうも信頼しております。

○淡谷委員 自主防衛の問題についてもいろいろ内部で議論されたと思ひますが、防衛庁の内部に非常につけわしい対立があることは長官認めておられますか。ないとおっしゃるでしよう。この前は制服のほうからの怪文書が出ました。また回つております。逆の怪文書です。はつきり人の名前まで出した怪文書です。人の名前を出して非難攻撃しておる文書です。これは逆にシビリアンから出ておられます。これは怪文書ですから、機密文書、極秘文書でも長官読まないのだから、おそろくはこういうものはむろん読んないでしようが、相当広範囲にまかれておるやうです。どこから出たものか知りませんが、少なくとも国防を扱う府において内部の対立がこんな形で出ること、これは警戒すべきことだと思ひます。長官はこんな点で気がついておるかどうか。もし読めというなら読みますけれども、人の名前が出ますから、これは読みません。そういう傾向がはつきりあるのです。これはどうお考えですか。

○有田国務大臣 そういう怪文書というやうなものが出ることは非常に遺憾に思ひます。しかし、それがはたして内部から出ておるか、また外から出ておるかというやうなことは、怪文書でありますがゆゑにはつきりわかりません。しかし、私は少なくとも内部において制服と内局のほうの調和をはかつて、そういう力を合わせて日本の防衛に当たりたい、こういうことをモットーとしてこの両者に呼びかけておる、こういう現状であります。

○淡谷委員 さっきの私の質問にまだ一つお答えになつておりませんが、具体的に日本の兵力がどこまでいくといふ憲法の制約を受けるかといふ問題、これをひとつ御答弁願ひたい。

○有田国務大臣 淡谷さん、このスタートが、あなたたちの気持ちから防衛に反対とか安保に反対といふ前提でおつしやられれば、これは何れ同じことを繰り返しても歩調が合わない。しかし、私は、少なくとも日本の防衛は日本人みずからの手によつて守る、この体制をつくつていかなければならぬ。しかし何回も繰り返して言ひましたように、憲法上の制約、それから国力、国情における制約というものがあつますから、おのづからそこに限度というものがあつる、こういうことを申しておるので、国防といふものは相対的な問題ですから、ほかがどんどん進んでいけば、日本が追つかけていかなければならぬときもあつますし、それを具体的にどこでどうだといふことを出せとおつしやることは無理じゃないか。少なくとも四次防の限界はどうかといふことでございしますが、四次防は、御承知のとおりちようどことは三次防の三年目でありまして、四次防はほんとういへば、具体的になるのは四十六年でございしますが、最後の年にきまるのが普通でございします。それで私は、考へ方、方向といふやうなことは先般ここで申し上げたとおりでありまして、具体的にどこに境界点があつて、どこにどのくらいになるかといふことは、いま求められるほうが無理じゃないかと思ひます。その点はひとつ御了承願ひたい。

○淡谷委員 前段はわかりました。私の考えは別に申し上げますが、これはむろん野党ですから、与党にそのまゝ同調するわけにまいりませんし、防衛の問題でも、われわれはあなたの方のいう武力防衛に反対で、防衛すなわち武力という考え方に大きな誤りがあると思う。したがって、いまの憲法の精神というものは、つまり自衛権というものは武力によらなければならないという限定はないでしょう。少なくともみずから守るということと武力によれということはいっていいない。これは制定当時のいろいろな人の演説を見ても、マッカーサーの演説を見ても、あるいはその当時これに当たりました幣原さんの演説を見ても、その点は非常に明確なんです。自衛権と戦力というものの矛盾が。防衛は武装だけじゃないという一点で、かなりこの矛盾の解消ができるわけです。しかしながら、あなたの方の考えは、あくまでも日本の防衛は武力以外にない、武力防衛の線です。武装平和の線です。したがって、もしも憲法あるいは安保がなければ、国民感情を別にすればというぐことでありまされども、防衛庁の防衛局がつくった最終的な防衛構想というものをここに発表されましたね。これはどこかの、私のほうじゃないから自民党さんでしようけれども、国会議員の要請によってつくったものである。憲法がなければ、あるいは安保条約がなければ、国民感情が許せばという防衛構想が出てきている。これは少なくともそういう一切の制約、国力の制約を越え、憲法の制約を越えた防衛構想と見ていいわけですね。これは防衛局長にお聞きしたい。あなたのはうで作成して、おそらく長官あずかってないでしようから。

○中央府政委員 後段のお尋ねにつきましては、せんだつてもお答えいたしましたけれども、いまのお話のようなことでは全くございません。防衛局が考えている最終的な防衛構想というものは全く縁がないわけでございます。先日の話の繰り返しのようになります。立法府の方が、安保条約の必要性を論証する参考資料としてという意図で

われわれに御依頼があった。安保条約を堅持するということは政府の施策でございますので、いろいろな参考資料、説得のしかたがあらうかと思ひますが、かりに安保がなければ、かりに憲法がなければ、どの程度たいへんな費用がかかるののうかというお考えで、その作業をわれわれに具体的に御依頼になったというのがいささつでございます。そういう前提で、これはもちろん防衛庁の施策、政府の施策では全くございせんけれども、その憲法をはずすこと、安保をはずすことは、もちろんだれが考えても、防衛庁の施策なり防衛局の施策でないことは当然でございます。安保を堅持するために必要な参考資料としての単なる試算でございますから、お話しのようなことには全くならぬ。かりに安保がなければ、こういう何兆円もたいへんなことになりそうです。もちろんこれも専門的にそういう施策を考えておりまけんから、われわれのほうで具体的に試算をすることとさえずすかしいわけですが、諸外国の例を一応参考にしながら、かりになければこの程度のことになりそうですという御返答をしたというにすぎないものでございます。

○淡谷委員 それは前提はどうでもかまいませんが、少なくともこの構想は、憲法の制約を離れ、国力の制約を離れ、国民感情の制約を離れた防衛局がつくった試算だといふふうにはいえるでしょう。むろんこれは防衛庁の一つの方針として、憲法のないことを予想し、安保条約のないことを予想してつくったなら、これは大きな責任問題が起ります。しかし、そんなものを離れてこれをつくったとしても、やっぱり試算は何といつても、防衛庁とはいわぬが防衛局の試算でしょう。したがって、この内容というものは憲法の制約を離れておけることは事実でしょう。そうじゃないですか、内容はそれは、これを書いた動機は、別にあなたの気持ちを疑ひません。また自民党の某国會議員がこのことを実行するといふのでお考えになったのでもない。私は信じます、まさか憲法の規定をはずれてそういうことを考える人もありません。

すまいから。ただこの事実は、この試算内容は少なくとも日本の憲法では許されない内容だということ、これは動かし得ませんね。どうです。

○中央府政委員 先ほどお答えいたしましたように、全く仮定の問題として、安保の必要性、憲法の必要性をむしろ論証されるという御意図で御依頼があったもので、したがってむしろ逆の、憲法が必要ですよ、国民感情も考慮しなければいけない、また安保も必要ですよということを論証されるために、そういうものを全部はずして試算したらどうなるかという御依頼ですから、それに従つて試算をしたというだけのことであります。そういう試算でございます。

○淡谷委員 いろいろな意図があるかもしれまけんし、人によつては、これは防衛庁が、かつての倉石発言のように、政治的な責任のある者が言ったんでは責任を問われるからこんな形で自主防衛の線を提出した、防衛の線をPRするんだという評判がありますけれども、私は信じません。こんなことがあつてはたいへんなことになります。ただ少なくとも大事にしたいのは、これまでしばしば国会で論議しましたけれども、具体的な国防の内容で憲法に抵触する線というのは常にばかされてきたのです。憲法の制約の線はどこかというところがわからないでどんどんエスカレーションしたらどこまでいくかわからない。われわれはこれは平和憲法の骨抜き案と思つております。しかしこの案の非常に重大な意味は、少なくともここまでくれば憲法違反であるということがはっきりしましたね。試算をして、それぞれどういう意図があつたか知りませんが、防衛内容も具体的に書かれていて、しかも憲法の制約を離れている。したがって日本の防衛の内容がこの線までくると、もうこれは憲法違反ですよというきめ手になる。これは憲法違反じゃありませんか、こういうものが実現した場合、(「防衛庁はやろうとしない」と呼ぶ者あり)防衛庁がやろうとしなくてもかまわない。案として、われわれが知りたいと思つている、この線までくれば幾ら自衛権があつても

日本の憲法には違反しますよという大事な一線を明示したものだと思つておりますが、いかがです。

○中央府政委員 繰り返し申し上げます。憲法が、案ではございせん。試算でございます。憲法もはずし、国民感情も顧慮しない、安保もはずれた場合にどうなるかという試算でございます。また、考え方という案ではございせん。

○淡谷委員 長官どうですか。つくった人が非常に気をつかつて言つていますが、少なくとも防衛局というのには防衛庁の中の一局ですよ。その人がどんな意図であつたにせよこういう案をつくつた、試算だと言つてゐる。これは実行する意思はない。実行する意思がないのはかまいません、したるたいへんですから。われわれはこれまで非常に質疑を重ねましたが、がんとして開かなかつたあなたの方の憲法の制約の線が、これはかなり遠いかもしれませんが、この線までくれば明らかにこれは憲法ということは問題にならず、いわゆる憲法に触れる線ですという線が提示されたと思う。その点長官どう思います。この線までいつても憲法には触れませんか。

○有田国務大臣 それは淡谷さん、前提が憲法というものを無視する、安保条約というものを無視する、その他国民感情というものを無視する、全然われわれの想像もしない、考えてもみないことを前提にして試算をやつておる、こういうわけでございますから、これが防衛庁の考え方だなどというのとはとてもないことでございます。少なくとも私が責任者である以上は、ここで私が申しておることが防衛庁の考え方でありまして、それを一々、そういうものが、一議員に頼まれたことを防衛庁の考え方である、それが奥にひそんだ思想だと思つては、これはとてもないことでございます。

なお、立つたついでに申し上げますが、淡谷さんとわれわれは非常に見解が違ふのは遺憾でございますけれども、もちろんわれわれは、日本の平和と安全を守るのには武力ばかりではないと思つております。これはこの間も申したように国民全体が、

また外交も平和外交で進まなくちゃならぬ、こういうことを思っておりますけれども、さてそれならば一つ武力のない、それから中立で日本の平和と安全が守れるかどうかということになりますと、それは世界の国が神さまや仏さまのようなものになって武力を捨ててくれれば、これはそういう考え方も成り立つかもしれないが、現在の国際情勢を見たときに、やはり日本が何もかも捨ててしまつて、これが安全だ、ちよとど夏暑いときに戸締まりをせず、うちはもうどろぼうが入らぬからということ、信頼しておるからといってあつてはなしにしておいて、はたしてどろぼうが入らないか、やはり戸締まりを堅固にしたほうがどろぼうが入らない。これは一つの例でございますが、私たちはそういう考えのもとに、武力を捨てて無防備でおつて、そして中立さえ守つておれば、これは好んでそういうことをやろうとは思いませんけれども、その保証がない限りは、現実の国際情勢を見たときに、国の守りというものは武力ばかりではないけれども、それもやはり整える必要がある、こういう考え方に立つておられます、遺憾ながら基本的にあなたたちの考え方と違ふから、これは何故私が繰り返しても御納得のいかないことは、これはもう考え方が違ふのだから当然かと思ひますけれども、少なくともわれわれはそういう考え方の上に立つてこの防衛を考えておるといふことはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

ええなんです。これは非常に危険も伴うだろうが、こういう構想があつた。マッカーサー自体もやはりそういうんです。だんだん変わつてきたのです。変わつてきて、どこまでいったらいいかわからぬといふところまできておるのが現状なんです。たとへば高柳賢三さんの憲法第九条の考え方なんかも、これはその当時とかなり変わつてきておる。ここでだいたいぶやられた論争ですが、長官があえて蒸し返すつもりらしいから蒸し返していいのですが、そうしますか、いかがです。

か、いまのお答えで。その点を明確にお認めくださればよろしい。ここまでするともう憲法違反の軍備ですとはつきりお答えになったらそれでよろしい。これは憲法内だとは言えないでしよう。前提がそんなんだから、憲法を離れての試算ですからね。ここまですれば明らかに憲法違反ですとはつきり明確にお答え願ひます。

とだということをしよつちゅう申しますね。ただ現段階においてそういう数字のところまでいくことは、私は行き過ぎだと思つています。しかしそれを私が言つたから、何十年、十年先か二十年先か知らぬけれども、将来もそうだとされたら、これはやはり相対的な問題ですから、その二兆円といふことば、これでもう最後だといふことは、これはいまの現段階ではもう全然そういうことは考えておりません。けれども、それが将来遠い先までこの限界だといふことは、やはり国防といふものは相対的ですから、その点もあわせて考えてはし。

○有田国務大臣 蒸し返す必要があるとは思ひません。

○有田国務大臣 蒸し返す必要があるとは思ひません。

○有田国務大臣 蒸し返す必要があるとは思ひません。

○有田国務大臣 蒸し返す必要があるとは思ひません。

○淡谷委員 じゃ私の言うことに答えてください。具体的に言つてください。この案は、意図はどこにあつたかは問ひません。われわれの考へておる憲法の内容では、もうすでに憲法違反の武装をしておる。大体戦力を持たないといふのはつきり戦力を持った。戦力を持たないといふのがこれは自主防衛の基本線でしょう。その具体的な内容は提示をされませんので、譲歩して、これは一体憲法の制約を離れた試算でしようといふのは聞いておるのです。ここまですれば憲法の線を離れるでしようといふ聞いておるのです。その点にすばつと答えてもらひたい。それが要なんですよ。

○有田国務大臣 その書類の前提に書いてあります。憲法とあるいは安保条約とあるいは国民感情といふものを無視した上に立つて、そういう仮定に立つての試算でございます。決して憲法といふものを無視しておるわけではございませんので、その点はしばしば答えておるようによつて了解願ひたいと思ひます。

○有田国務大臣 私はその数字については責任を持ちません。しかし少なくともその試算が憲法を無視してつくつたといふことは事実でございますから、私はそういうものは、これでどうだといふようなことは申しません。

○有田国務大臣 この問題は、私はこれはもう防衛庁でつくつたことは事実でございますけれども、それを、その数字を非常に詳しく検討してやつたかといふと必ずしもそうじゃない。これはたとえばドイツなりフランスの状態はこういうものでございまして、一つの例を引いておることでありまして、私はあの数字に否定もしなければ肯定もしない。ただ、あそこに書いてある内容を見ますと、核を持つこととか、あるいは徴兵制度を

○淡谷委員 私の質問には答えないで、かつてな武装平和論、非武装平和論なりやるなら私もやりましよう。こつちでもやりましよう。一体、この憲法制定当時の考え方はどうであつたか。別にこれは社会党の意図ではございせんよ。幣原さんのことだから、幣原さんの考え方というものはあつたのよな考え方ではつくつたのじやなかつたらしい。やはり完全非武装ですよ。日本が主権を推し進めるといふ構想がいまの平和憲法のたてま

○淡谷委員 私はつくつておることをその意味で言つておるのじやない。おわびしなくてもいいです。あなたはどうしても答へませんが、自主防衛でエスカレーションした場合に、ここまですれば憲法違反ですよといふ線をお出しにならない。歴代の長官、国防会議の議長まで含めてこれはお答えになりません。少なくともこの線までくれば憲法違反だといふ線は明らかにしたじやないです。

○淡谷委員 もっと歯切れのいい答弁をしてください。内容は憲法違反だといふあなたがおつた。数字は知らぬ。数字が構成している内容でしよう。試算ですから。どこがそれでは一体憲法違反なんですか。数字が内容になつておるのです。年間予算は二兆円、陸の戦力はこれだけとつきり出てきておるじやないですか。だから憲法違反なんですよ。その数字を離れて憲法違反ならぬ、どこが一体憲法違反なのか。

○有田国務大臣 それに徴兵制度とかいろいろなことが書いてあります。そういうのは全然われわれ考えていない。国防といふものは相対的なこ

やるとか、あるいは攻撃的といいますが、いわゆる外圍までに届くような攻撃力の強い武器を持つとかいうようなそういう文面は、これはもう憲法その他によって制約されていることですから、そういうことはもう明らかに、私は憲法が存する限りは否定してかかっておる。それで、数字はこたわるわけではありませんが、こんなことはすぐ日本でもやろうなんていってもできません。けれども、あれはドイツはどうである、フランスはどうだという数字を引例したことでありますから、あれでもって、これが限界だというか、ということをお答弁を求められても、私は確信をもつて、これをまた言うことが無理じゃないか、かように考えております。

○淡谷委員 肯定も否定もしないというのは、どうとればいいのですか。いま数字については肯定も否定もしないというのは、どういうふうにとらえればいいのですか。

○有田国務大臣 それは先ほど言いましたように、西ドイツがどうか、フランスがどうか、たとえば七艦隊の一隊をとればこういうことになりまして、数字が書いてあるわけですね。もし日本と同じような国力を持つておるようなフランスやドイツと比べて日本の防衛費は非常に少ないです、ということを書いてあるだけでありまして、私が拘泥しないということは、これでもって日本の遠い将来防衛力がだいたいじょうぶですということを明言することはやっぱり否定せざるを得ない、といつて、いま直ちにこういうことをやるかという、そういうことはできません、ということをおっしゃるのであつて、現段階のことと遠い将来のことによって肯定する場合と否定する場合とにあらざるを得ない、こういうことでございます。

○淡谷委員 具体的に、それでは戦力の内容は数字的にこの憲法の制約なしという意味ですか。将来に向かっては、その場その場の相手の出ようによつてはどのように膨大な戦力を持つても憲法には違反しないという、こういうお考えですか。

○有田国務大臣 あの中には、先ほど言いましたように核のことと書いてありますね。これはもう日本の国情としてはできない。それからまた攻撃力といいますが、これはどうか一々覚えておられますが、要するに外国へ攻めていく、侵略するよるな装備を整えておるというふうに書いてありますね。そういうようなことは明らかに憲法に違反することでありまして、これは否定してかかります。私は将来においてもそういうことはできないと思つております。そういうことをひとつ理解していただきたい、かように思います。

○淡谷委員 数字は肯定も否定もしない、しかし核武装は、これはできない。攻撃的な武器は持てない。徴兵制度はどうだ、軍事訓練はどうだ、こういうふうな数字を除いた部分は、これはもうあなただの言うところに従えば、将来にわたつて憲法違反だ、憲法を改正しない限りはこれはできないんだ、こうはつきり割り切つていますが、ただし数字は幾ら増していても憲法違反ではないというのですか、確かめておきましょう。

○有田国務大臣 これはもつと吟味すれば、あの数字の中にも先ほど言つたように核の数字も入つております。攻撃力を持つ数字も入つておりますから、そういうものは否定せざるを得ない。これは否定します。しかし、あの絶対額、約二兆円というものが出ておりますが、これが未来永遠に対する制約の限界だ、とこで言明せよと言われまして、現段階ではこんなことはできません、ということをはつきり申します。しかし将来にわたつて、それをここで絶対にこれ以上ふえたら憲法違反でございますと——あの中、文面、攻撃力とか核なんというものは否定しますよ、将来でも。しかしその数字をいつまでも将来にわたつて制約されまうと、私のほうも、ここで私が責任者の立場からこれはこうでございます、といふことは、これは言い得ない、そういうことでございます。

○淡谷委員 これは未来永劫なんといふことは何でできないでしょうが、少くとも現段階ではこの

内容は憲法違反の内容であるというふうに、これははつきり御答弁できますね。

同時に、ひとつ確かめておきたいのですが、これは新聞記事だけでやっておりますから、ひとつこの原案はお出しになる約束をはつきりしていただけるでしょうか。その二点を確かめます。

○有田国務大臣 現段階においては、おっしゃるとおり私は否定します。

それからこの資料については、この前委員長がひとつ善処するといふことを言われましたから、私のほうとしては委員長のほうにおまかせして、そして委員長長の要請があれば、提出することにやぶさかではありません。

○藤田委員長 淡谷委員に申し上げます。この資料に關しましては、ごく最近の機会に善処したいと思ひます。

○淡谷委員 少なくとも現段階における憲法違反の具体的な制度、具体的な数字というものが出ました。

なお、きょう幾多の保留した点がございまして、またお出しにならなかつた答弁資料等もございまして、保留した部分については、またいずれ機会をみて質問いたします。

○藤田委員長 この際、約三十分間休憩いたします。

午後六時二十二分休憩

午後七時三十分開議
○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 非常に時間が進行しておるわけでございますが、十九日の総理に対する質問の前に、各党においてそれぞれ防衛庁長官を中心とする政府に対する質問をしようという申し合わせを忠実に実行したい。しかし、これを履行するのにこういう時間になつたのは残念であり、しか

も私は、実はこういうおそい時間に発言をするとは医師から禁止されておる。けれども、やむを得ない。申し合わせを忠実に実行しようと思つて、そういうことになる。けれども、きょうここでみんなこうしておくまで、政府の方々も、また議員の各位も、事務局のみならず真剣に取組んでおられるという、この崇高な審議に應ぜられる態度に深く敬意を表しておるわけでございまして、なるべく皆さんのお疲れがないような形で、私なりの誠実な質問を続けていきたいと思ひます。同時に、きょうここで十分意を尽くさない問題は、お互い頭がすっきりすっきりしたところできり直すといふことにすることを保留しておきまうから、御了承願ひたい。

最初に、防衛庁長官、国防の意義につきましては、歴代の長官は、防衛庁を担当する大臣であり長官であるだけに、非常に熱心にこれに関心を持っておられた。特に国防省を設置するといふ意欲は、歴代の長官が就任と同時にこれを言明するといふ熱心さでございましたが、総理府の外局として国家行政組織法の一環を占めるにすぎない防衛庁、こういう形を有田長官もまた先輩長官、前任長官同様快しとせず、自衛隊員の意欲をわき立たせる上からも、国防省をどうしてもつくつてほしいといふ意欲をお持ちになつておるかどうか、御答弁願ひたい。

○有田国務大臣 国防は国政の最も重要なものの一つであります。また現在の防衛庁、自衛隊などを見ますと、その人員からいいますと、経費、施設等の面からいいますと、その規模から見れば国防省になることは当然過ぎるほど当然のことだと思ひます。私も前また元長官に劣らず国防省の昇格をいねがうものであります。

ただ、省昇格の問題は世論の趣向を踏まへながら、国民の納得のいく時期が必要だと思ひます。私も懸命に国民の理解と納得の上に立ちたいと思ひますので、努力いたしますけれども、ひとつ受田さんたちもそういう国民的な理解と納得を得るようによつて協力願ひまして、ともどもに手を握つて

この大事な国防省の実現に向かって邁進したい、かように考えております。

○受田委員 有田長官、国防省に昇格することはどういふ効果があるというねらいがあるのか、すかつとお答え願いたい。

○有田国務大臣 私は、この問題は、第一、自衛隊自身が省になるという期待が強い、そこに士気の高揚という面において大きな役割を持っており、かように考えております。

○受田委員 士気の高揚だけではたいした意義がないと私は思うのです。もっと重大な意義があると思うのですが、事務当局でけっこうですが、従来国防省を設置することについて防衛庁がとくと考えた理由を御説明願いたいのです。

○島田(豊)政府委員 従来から国防省の設置に關しましては、自民党の党議として決定をされておりましたが、一たんは閣議の決定を見たわけでございますが、その後諸般の情勢によりまして、いまだにこれが国会に提案される段階に至っておりませんが、当時から防衛庁といたしまして、国防省設置の必要性という点につきましては、一つは、先ほど長官からお話ございましたように、その予算的な規模あるいは施設、業務量あるいは人員、そういう点におきまして、すでに優に一つの省としての実態を備えておりますし、これが昇格ということとは自衛隊員の士気にも非常に大きな影響を及ぼす、いい効果をもたらすという点が一つござります。それ以外にも、国として国防というものにつきましても明確なる姿勢を打ち出すということが一つあるというふうな考えでおるわけでござります。

それから、現行法におきましては内閣の長としての内閣総理大臣、総理府の長としての内閣総理大臣、さらに防衛庁長官、こういう三段階の権限の關係になつておるわけでございまして、その關係を明確にすることにございまして、いわゆる政治の構成と申しますか、そういう關係を明確にするということが一つ大きな意義があったと思うのでござります。さらにそれだけの大きな業務量を

持つております防衛庁といたしまして、総理府の外局的な立場にあるというところは、いろいろな事務的な面におきましても手続が煩瑣でござります。そういう点も昇格によりまして非常に簡素な手続で行なうことができる、こういうふうなことが當時から国防省昇格の必要性としてうたわれてきたわけでございまして、士気の問題と同時に、そういう権限が現在でもかなり明確でござりますけれども、そういう三段階の権限の關係を整理することによりまして、政治の統制と申しますか、そういう点がより明確になるということが一つの大きなメリットではないかというふうに考えておるわけでござります。

○受田委員 さらに防衛庁としては対外的關係において、一省の責任者という形で国防大臣という名称を用いられることに非常な夢があるのじやないか。アメリカなどとの交渉にあつても、総理府の外局的防衛庁長官では、やはり力が抜けるために、国防大臣ということでは対等の会合ができるというふうな期待があるのではないかと思います。この点はいかですか。

○有田国務大臣 確かにそういう面もあるかと思ひます。かるがゆゑに、私は先ほど言ひましたように、いま大事な防衛二法がありますが、これが済んだらそういう方面にこそ努力したい、こういう決意でおりますので、ひとつ一その御支援をお願いしたい。

○受田委員 私はこれを国防省にしないで、じつくり防衛庁でそういう政府が意圖されることを果たすことができないかと思ひます。それは、国民の中にはむしろ防衛庁ということで親しまれておるので、国防省という役所をいまだに期待しておるわけではないのです。それで防衛庁長官といふものはもう大衆に親しまれた名称になつておる。同時に総理府の外局としても、その長には國務大臣をもつて充てるといふ大事な役所であつて、経済企画庁においても同じような立場のものがあるわけなんです。そういうことでござりますから、国防省にしなければ權威が保てぬというよ

うなさびしいことでなくして、じつくりと国民に親しまれる防衛庁として、自衛隊として、国民との融和をはかるといふところに政府が力を入れていただいたほうがいいと思ひます。特に歴代の長官が国防省でしばしば夢を持っておられるのは、その在任期間が短いという欠点を補う意味で、威勢を張りたいという気持ちがある一つある。

それからもう一つは、防衛庁へ行つてみると、非常に規律ある権力団体であつて、その前で長官として榮譽礼を受けるときに、その部隊の肅然たる敬礼を受ける快さというものは余人をもつて味わうことのできぬものである。そういう喜びを感じる。そういうところでいろいろな防衛庁の内部の御進講を承つて、部内に通曉することに骨を折る、同時に部隊を視察して至るところで敬礼を受けることを事とするやうな期間が続いて、半年くらいたつと、防衛庁長官をやめて次の人が長官になる。そこで退任の榮譽礼を受け、また悲しい曲を奏せられて防衛庁を去っていく、そのさびしさはまたたえようがないこととござります。そういうことで、防衛庁に長く腰を据えていく大臣がいらない、長官がいらない、そして一つの夢を持とうとしてもその夢を実現せずして退いていく、こういう伝統があるわけなんです。有田先生の前任の増田先生が二年おやりになつただけで、ここにいらっしゃる伊能先生も一年——一年でしかたないのです。そういうところから防衛庁の今日どこか大衆になじみを持たない原因があつたといふことを私は臆すことができない。そこで国防省というやうな夢を追う態勢ができる。

そこで今度長官、あなたにひとつ直接お考え願ひたいのですが、防衛庁の内局はシビリアンコントロールで、非常に大事な地位にあるところでありまして、その局長が、最近はどうやら落ちついてこられた。いまここにおられる局長たちは大体防衛庁に骨を埋める熱心な者で、防衛庁を腰かけに、足場をじょうずに切り抜けて自分の出た省へ帰らうなどという不屈な局長はここにはおられ

ないと思ひますけれども、従来そういう点においては、防衛庁を腰かけに考えて、大蔵省に帰り、通産省に帰り、運輸省に帰る踏み台に、成功の足場に考えた不屈な者がたくさんおられた。そういうところで防衛庁の内局ががっちり固まらなかつた。つまり足の軽い、ふわふわした高級幹部が防衛庁をささえておつたという欠陥があつたわけなんです。これは私が内閣委員で、防衛庁が二十九年スタート以来この委員会を担当しながら、その当初においてはしみじみとそういう感じを持ちました。最近ではどうやら腰を落ちつけて、傾向がよくなつております。こういうところにもシビリアンコントロールの大事な要素を欠く欠陥があつたわけなんです。制服になめられるという欠陥があつた。しかし今後は内局の責任者たちも防衛庁に骨を埋めるといふ熱心な者ががっちり固めるといふ——有田先生、あなた御自身の熱心に質問に応ぜられる誠実な顔つきを見ても、その誠実さは十分わかります。汗を流してお聞きになつておられるあなたに、伊能先生のようながっちりした先輩もこの委員会におられるのですから、敢然と防衛庁の内局をがっちり握り、そこにつとめる高級幹部にしっかりと骨を埋める決意を持つてやらせるといふ御決意を表明願ひたい。

○有田国務大臣 全く同感であります。私も赴任して以来すぐに次官並びに官房長その他に対して、防衛庁ができた早々は各省からもらい受けるしかなかつたが、ここで防衛庁も相当時間まつたのだから、ひとつ防衛庁に骨を埋める気持ちでお互いに手を握つてしっかりとやらうじやないかということを申し合わせたやうな次第でありまして、幸ひにしてここにいる政府委員の方々もそういう気持ちを持ってくださるし、大いに御意見賛成でありまして、そういう考えで進みたい、かように考えております。

○受田委員 これは幹部の皆さんに対する注文ですけれども、同時に隊員に対する注文がある。国土、国民を守るための自衛隊という立場で精勵格闘する制服の隊員たち、その隊員が自衛隊に入隊

するときにどのような夢を持っておるか、世論調査が出ておる。ところがほんとうの任務を十分理解しないままに入隊して、そこで何かの資格をとるとかいうような軽い気持ちで入ってくるのも相当おるようです。この点は自衛隊員という強い自覚を持ち、自分の力で国土、国民を守っていくのだという意欲をわかすような指導がしてあるかどうか。

このことにあわせて、もう一つ自衛隊員には重大な使命がある。自衛隊員は、防衛出動を命ぜられたときは命を投じて敵の侵攻に対処しなければならぬという特殊の任務を持った公務員です。すなわち敵の武器の前に命をさらけ出して、そうして武器を持って戦うという、公務員の中では生命の危険にさらされる任務を持つのが防衛庁の職員です。

もう一つ、そういう責任を持ちながら、一方で、もし防衛出動に際して上官の命令にそむいたりあるいは服務規律に反したりするような行動をすれば、七年以下の懲役もしくは禁固、戦前の抗命の罪などは、一年から五年という軍刑法の適用を受けたにすぎなかったが、最近においては、近代的な自衛隊員というものはそういうきびしい制約を受けておる。また予備自衛官すらも召集に応じないというようなことがあったら一年以下の懲役に処されるくらいで、予備自衛官でもないへんなことです。そして親やきょうだい本人に教唆をする、扇動をするというになると、親きょうだいまで刑法の処分の対象になる。これはとてもなくきびしい制約を受けているのを自衛隊員が知っているかどうか。こういうことを自衛隊員の募集の際に言うたら、たちまち、私は失礼いたしますとしりやうけて立ち去るような危険はないかということさえ感ずるほどきびしい使命感、きびしい制約、拘束力、こういうものが与えられておるのです。このことを自衛隊員に十分自覚させておるかどうか。戦前の日本の旧軍時代の軍刑法よりもきびしい規定があるわけです。こういう非常に重い任務を帯び、一方で非常に重い責任を負

わされて、生命を危険にさらすという職務に対して、国家公務員としての特別の処遇を考へる、私は当然そういうことがあっていいと思うのです。航空機という危険な兵器に乘られる、生命を危険にさらす、そういう方が、このいただいた資料を見ても三百名近い搭乗員の殉職した報告を受けておる。この多くの人々の若い奥さんが未亡人となつてどんなに苦勞しているか。先般、私の郷里の山口県周東町田尻というところの高村という一曹がなくなつた。この家族のことをごく近くであるからよく知つておるだけに、よけい私は感無量のものがある。この間の美保基地の航空ショーのときの犠牲者です。四機の一機に一番ピリッとおつたあの高村一曹です。私こういうことを感ずるときに、ほんとうに生命を危険にさらして国土、国民を守るために身を尽くしている、そういう人たちに報いる現在の給与表その他の体系というものは、決して恵まれたものじゃない。殉職したときの扱いが適切でない。国家公務員災害補償法でお救ひすることのできない大きな補償、特別殉職に対する手当というものが当然あつてしかるべきである。防衛出動の際に、出動に応じて、侵略した敵と戦つて戦死をするという事態がきつと起こる。そういうときに、防衛出動に際しての戦死者に対する特別立法というものがまだできておりません。こういう点において、隊員の重い使命、重い責任に対するのに、その待遇が決して豊かでないし、また当然措置しなければならぬ立法関係、政令というものの制定あるいは総理府令の制定というものが一向にはかどつておらぬということに對して、いかなる御意見をもちか、御答弁を願いたい。

○有田國務大臣 お説のとおり、いまの自衛隊というものは国の安全を守るために、平和を維持するために、国家のために非常な愛国の熱情でいかなければならぬ。かるがゆゑに私はまず、自衛隊の諸君は国民から信頼される自衛隊になつてくれよ、こういうことを呼びかけたのです。同時に自衛隊の士氣を高めて、その力を一そう強めるために

は、国民的の支援、御協力、御理解が得たい。災害出動のときに、自衛隊が身の危うきをへとも思はずに犠牲的精神でよくやってくれる。あの体験のある人から聞くと、そのときには被害地における人々の、自衛隊しつかりやつてくれよ、この呼びかけが勇氣百倍になつてあの力が出てくる、かように申しておりましたが、私は内部におきましてはそういうことを言うと同時に、国民的の自衛隊に対する御理解と御支援と御鞭撻をいただきました。同時に、かような大きな責任がかかつておりますから、その処遇の上においても特別の配慮をしないでいけません。このことを考へておるので

また、防衛出動に対して関係政令が整備されてない、また自衛隊に対する特別の手当を出すというこの法律さえ提案されてない、これはまことに遺憾であります。しかし防衛庁の内部におきましては、いまそういうことを検討しておるところでありまして、その出すときというものをよほど注意しないと、そういうものを出す、いまにも何か起こるんじゃないかという一方の国民の不安もまた与えちゃいかぬということを配慮しながら、目下事務局において検討中ということでございます。さやうなことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 それは長官、取り越し苦労というものです。そういうものをいまつくるとどこかでまた反響が出るというやうな、そういう腰くだだけで防衛庁長官が遠慮しておられるというところは、検討中ということですが、私、防衛庁の立場からいったならばこれはたいへん怠慢である。

海上保安庁というのがある。この保安庁を、防衛出動における関係で防衛庁長官の指揮下、統制下に入れるという規定がちゃんと自衛隊法にうたつてある。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕
その指揮下に入れることについて、統制下に入れることについて、政令をもつて定めるといふこの規定がまだ出ていないんじゃないか。ちよつと答

弁を……。○島田(豊)政府委員 ただいま長官からお答えございましたように、有事に際しまして現行法で円滑に対処できるかという点につきましては、いろいろ問題がございます。現行法制でいろいろ不備がございまして、事務的なレベルにおきましていろいろ検討いたしておるところでございます。ただ、ただいま長官からお話しございましたように、現在の段階におきまして急速にこれを整備しなければならぬというほどの緊急性も必ずしもいまないように思ひますので、事務レベルにおきましては十分検討いたしますけれども、その制定の時期ということにつきましては十分考慮していきたいというふうに考へておるわけでございます。

そこでただいまの御質問でございますが、有事におきまして長官の海上保安庁に対する統制でございますけれども、これにつきましては自衛隊法の施行令百三条におきまして、「長官の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に對して行ふものとする。」というところで、一応政令ができておるわけでございます。ただこの規定も「海上保安庁長官に對して行ふ」ということでございまして、それ自体としては、まだ細部につきましていろいろ問題がございしますので、そういう細部の点につきましては今後十分検討いたさなければならぬと思ひますが、一応法律を受けましての政令は百三条において規定をせられておるといふのが実情でございます。

○受田委員 このことについては、海上保安庁の全部もしくは一部と書いてあるということですが、そういうもので長官だけを統制下に入れるというところでなく、海上保安庁の全部あるいは一部を入れるという具体的な政令がない。そうですね。

○島田(豊)政府委員 具体的にこれが発動いたしますときに細部のそういう手続関係と申しますか、細部規定は制定されるものと思ひますが、確かにおっしゃいますように海上保安庁長官に對し

て指揮をするということで、たとえば地方の海上保安本部部長をどういうふうに指揮をするかという点についての具体的な規定はまだございせんので、そういう点は今後の研究課題としてわれわれ考えておるわけでございします。

○受田委員 外部の侵略があった場合に、私たちは防衛庁自身も、日本の自衛隊は局地戦に対応する近代的兵器をもって排除する自衛隊であるというかっこうで一応面目を保っておると思うのですが、日本のどの場所かにそういう外部の侵略が加えられた場合に、それに対応するための自衛隊の三幕それぞれの適正なる配置、適正なる行動、そしてそれに対する民間の協力というものがなかったら、これはまた全然防衛にはならぬわけですから、いや私はきらいだというて、ある施設の提供、土地の提供をする者がこれを拒む。看護その他の任務に当たる赤十字その他の施設がこれに協力しない。またその現場で反対運動が起こって、防衛出動の際にこれを排除するような妨害行動が起こる、こういうようなことは話にならぬわけなんです。これは少なくともわが国に不正な侵略があった場合に、それに対しては社会党の皆さんでさえも、そういう際にはからだを張ってでも阻止するんだという決意を持っておる。そういう意味からも、そういう不正な侵略に対して対処するための具体的な、たとえば日本海のどこか、あるいは九州のどこか、北海道のどこかというところへ敵が不正な侵略を加えたというときに、それに対してはどういう形でこれを排除しようとするのか、民間協力はどうか、そういうものについて具体的な政令とかいうような形でそういう際の協力関係を定める、そういうような措置もまだ十分できておらぬのですね、官房長。

○島田(豊)政府委員 ただいま御指摘になりました有事におきまして自衛隊が行動いたします場合の民間の協力体制と申しますか、そういう点を整備する上におきましてはいろいろ問題がございします。したがって、それは当然今後の研究課題として私どもとしても研究をいたさなければなら

ないわけですが、おそらく御質問の点は現在自衛隊法の百三条に書いてございします「防衛出動時における物資の取用等」に関する規定のことだと思ひます。これにつきましては、いろいろ細部につきまして政令に委任をいたしておるわけでございします。施設の管理あるいは土地などの使用、物資の取用あるいは物資の保管命令あるいは業務従事命令、こういう問題につきましてはいろいろ政令にゆだねておる点がございしますが、それらの事項につきましては私どもとしても鋭意研究をいたしておるわけでございまして、できるだけ早い機会に成案を得なければならぬと思ひますけれども、ただ問題は、いろいろ関係官庁との調整の事項もございします。そういう関係でいろいろ問題がございします。特に有事におきましてこの事態の機相というものがなかなか複雑多岐でございします。そういうあらゆる事態を想定をして、予想をしての規定の整備ということにつきましてはいろいろまだ検討を要する、研究を要する問題が多々あるわけでございまして、こういう問題につきましても今後鋭意検討いたしまして、しかるべくそういう必要な時期に参りますれば急速にそれが整備をできる、そういう研究だけは平素から十分に行なつていきたい、こういうのがわれわれの現在の態度でございします。

○受田委員 そうした形というものは、いよいよそういう空気が濃化したときにやるものであつて、まだおせん立てするのは早いんだというふうな口吻を私承つたと思うのです。しかしこれはやはりいづつという事態が起こるかもしれないという立場に立つておるはずなんだし、そういうことは、いま考えるのはまだ早いというふうな防衛庁では、これは国民に期待はできませんわ。やはり一応形はびしっと整えておく。特に、先般も質問があつた核攻撃を加えられたような場合にどういう待避訓練をしておくか。そして防衛庁の中にある防衛の関係、たとえばターターを装備する潜水艦などはその核の被害を排除する装置ができておるが、民間のはうはそういうものではないという

ような形ではないのか。そうしたいらるる有事が即応体制というものが防衛庁にちゃんと用意されていなければならぬと思うのです。そういうことによつて国民全体が国防意識というものを身につけるとなるし、侵略する不正な敵に対しての排除という勇氣も起こってくる、防衛庁の士気もわく、自衛隊員の意気軒高たる勤務も期待できるということになると思うのです。そういう形が、いま防衛庁おそれるおそれるやうであつて、はなはだ私、この点防衛庁なりにやられることに欠けているように感じます。私は、いまや防衛庁は、国民の世論調査を見ても、自衛隊を肯定する数が四〇％、また自衛隊に対してある程度の感謝をする者を入れ、またこれを否定しない者を入れるともう七、八〇％近くまで、自衛隊というものを大きな意味でいつたら肯定する形の世論というものがある。一応生まれておる。そういう中で、日陰者の自衛隊などというさびしい気持ちをお持ちになる必要はない。もはや勇氣を持ってこの機会にその防衛庁の従来のやり方を変えていかれて、国民の合意の上に立つ自衛隊として勇敢に前進する必要がある。私たちはこの民社党の立場から、一応憲法第九条による自衛権の中に自衛力を持つ、これを裏づけとすることを肯定しておる。それはしかしながら、国土、国民を守るための最小限の自衛措置という形で一切防衛一本だ、専守防衛ということを一応の方針として打ち出してある。したがつて一切の攻撃的性格を持つ兵器を保持してはならぬ。同時に、外交手段によるところの国防ということとは、ただ単に防衛力を持つだけでなくて、平和外交ということをも前提にして、できればそうした侵略は力をもつて排除するということのないやうな形で、外交によつて円満な関係を続けていく。あるいは経済、文化とか、こういう形で友好関係をはかっている、そこにいまわしい侵略行為など発生しないやうな努力をするというやうなところをわれわれの党としては非常に大きな目標に掲げておる。

もの、そして自衛隊というものは、どこかに何かまだ国民に気がねをしながらおそれるおそれるやうなところ、最近災害出動の協力体制が一体どうなつておるか資料をいただいたが、相当の御援助をされておる。金額にしても億単位の協力が幾つも続いている。これはなかなか国民に感謝されているのが自衛隊の災害出動なんです。そういうところで自衛隊が国民に親しまれる、あるいは感謝されるという非常に大きなプラスをかせいでおる。また北海道では援農、お百姓のお手伝いをしたり、あるいは私がいつか行つたときには雪祭りでなかなか庶民にサービスしておつたのを見た。そういうやうなところはなかなかいいところをお持ちなんです。そういうところを生かしながら、同時に専守防衛という形で、攻撃的なにおいをするやうな自衛隊でないやうに、そこを十分配慮しながら、防衛庁の信頼を国民にかちとるという努力をされるべきである。

ところで、ここでもう一度質問のポイントをまとめましてお答え願ひたい点に入ります。

私たちはそういう意味からいって、自由民主党の防衛政策というものは、昭和二十五年の警察予備隊そして二十八年の保安庁、二十九年の防衛庁スタート、これは十五年記念なんだが、ことしは十五年記念事業をやりますかどうか、とにかく一応そういうことになつてきたのです。事実十五年の歴史をけみした。けみした今日、依然としてアメリカの勢力の中にどこかそつと隠れている印象を国民がちやんと受けておる。自由民主党の防衛政策は、自由民主党政権のもと自衛隊はアメリカのかさの下に隠れておるという印象を国民に与えておる。それはやむを得ません。スタートのときから、あのサンフランシスコ平和条約のときの最初の安保条約のときからの御縁が深く、アメリカの装備をしてアメリカの軍事顧問団の御指導による訓練、そういうものからスタートしただけに日本の自衛隊というものはアメリカ方式であるというところは、これは動かすことのできない歴史と伝統がある。しかし、もうこのあたりで日本

色を十分發揮して、日本独特の味のある自衛隊というところへ自民党なりに政策を転換すべきじゃないか。さつきから私、淡谷さんのお尋ねを聞いておると、自主防衛と自力、自立防衛というように、こういうことばにさえもえらい自信のない御答弁をされているようなことを拝見するのであります。こういうくらのことは、自主防衛と共同防衛のはっきりした区別くらいはもう即座にお答えいただいて、御質問に対する御答弁がきわめて短時間に能率をあげていただくように私はしてもらいたいと思つたのです。こういう問題についても、わが国の独特の特色ある自衛隊としてこれが生まれかわる、改変する方向に有田長官はこれをしむけていくべきである。自主防衛という日本の独特の味を持つ防衛色というものを、このあたりではつきり打ち出してもいいんじゃないか。アメリカの支配下にあるような自衛隊でなく、日本独特の自衛隊という形に、自民党なりにお考えになる必要があるんじゃないかと思つた。御答弁願いたい。

○有田国務大臣 受田さんのお考え、非常に傾聴に値するものがあります。私は先ほど来自主防衛ということ強調しております。その自主防衛は、われわれ日本の立場において、みずからの手によって日本を守る、この体制をつくり上げたという考えのもとに答弁しておるのであります。決してアメリカさんの言うとおりに従っているという、過去の歴史はともかくとして、現段階においてはそれを払拭して、日本みずからの手によって国を守る。ただし、いま憲法上その他の制約があるから、アメリカとのいわゆる日米安保体制というものを堅持して、そして日本の防衛を全うしたい、こういう考えであります。決しておわれわれはちゅうちょしておるわけでも何でもございません。ひとつよく御理解をお願いしたいと思います。

○受田委員 しかば、ここでちょっと具体的に聞きましょう。近代戦に對し得る兵器をもつて局地戦に備へようという自衛隊のこの防衛整備計画、第三次においてもそういうことを拝見するのでございますが、そういう場合に、日本の自衛隊だけでたえ得る不正の侵略というものが考えられる。在日米軍の御協力をいただかなくても、アメリカの軍の御協力をいただかなくても、日本の自衛隊だけでやれる侵略に對処する自衛、防衛というものは考えられるのかどうか、ちょっとお答え願いたい。

○有田国務大臣 そういふ方向で進めていきたい。だから、そう腹をきめたからといって、あしたからすぐそれに対して完全な防衛ができる、そういうわけにもいかない。しかし、少なくとも方向は、私がしばしば申し上げるように、こじき根性を出さず、みずからの力によって、憲法並びに国情、国力の許す範囲において局地戦に對しては臨む体制をとつていかなければならぬ、こういうことを強調しておるわけです。

○受田委員 たとえば日本海の一部、あるいは九州、四国、この東京の一角でもいいです。不正の敵が侵略をした、そういうときに、日本の自衛隊だけでこれに對処するといふことが、これは原則としてあり得る、また、そういうことは可能であるといふことになりませんか。

○有田国務大臣 つとめてそういう方針でありたい。しかしながら、日本の國土が大事でございまして、いろいろなところの攻め方もございまして、それから、日本のいまの自衛隊で足らざる部分は日米安保条約によってそれを補完していききたい、こういう考えなんです。

○受田委員 だから、日本の自衛隊だけでやれる、そういうものがだんだんと範囲が広がっていきくと解釈していいかどうかです。

○有田国務大臣 だんだんとそういうことになっていく、かように考えております。

○受田委員 日本の自衛隊がそうした局地的な侵略に對処して約一カ月くらいはたえ得る能力がある、そのうちにアメリカの御協力を願うとかいふような一説も流れておる。これはいろいろの説があるわけです。だから、いま長官の御説明による

と、日本の自衛隊だけで、自主防衛で、局地的な敵の侵略を排除するといふことが可能であると了解してよいかどうか、もう一度ひとつ伺いたいと思つています。

○有田国務大臣 現自衛隊の体制では、それは先ほど御指摘のように、日本だけでやつていける、あるいは持ちこたえるといふことは不可能かもしれない。しかし、だんだんとその自衛力を増強して、そして持ちこたえられるならば、日本だけの力で防ぎたい。しかしやはり、戦略、いろんな関係がございまして、自衛隊だけでは十分やっけない面もあるかと思つた。そこで、補完的に日米安保条約を適用して、そして日本の守りを全うしたい、こういう考えです。

○受田委員 従来自民党政府は、自衛隊をして、日米安保条約の補完としての自衛隊といふところで、おむね國民はそう了解しておりました。そこで、いま長官は、自主防衛の立場から日本の自衛隊を、これを原則にして、その補いを日米安保に求める、こういう形にいま発言があつたわけなんです。さういふ形にいいですか。

と同時に、侵略する敵の量、質にもよるけれども、日本の自衛隊だけで、米軍の協力を必要としないといふ形のもので當然考えられ、またそれを範囲を広げるといふことで、私がお尋ねしたことに對してお答えになっておらぬ点があるので、この点をもう一べんお答え願いたい。

○有田国務大臣 大体答えたつもりでございますが、その侵略の、いわゆる日本に對する進攻の度合いとか規模というものに非常に変化がございまして、だからいまの力によって完全にそれを防ぐことはだいたいようぶだといふところまでいけな。しかし、だんだんと自衛力を増強していきつて、そしていままでの考え方は、どつちかいますと、沿革的に申しますとアメリカの力におんぶして日本が補完的であつたが、その態勢を今度逆にして、日本の自主防衛によって、みずからの手によって守つていきつて、それを補完的に日米安保条約によってやつていきつて、こういう考えです

から……。○受田委員 私がお尋ねしておるのは、進攻してくる不正の侵略者である敵の量と質にもよるけれども、日本の自衛隊だけで間に合うといふ形のものが原則として考えられ、またそういうものが拡張されるといふことを考えられるかといふことで、常にどのような敵の侵略に對しても、不正の侵略に對しても、米軍との共同といふかっこうに、いまの御説明はともうそういうところにいきがちなんです。私のいまのお尋ねしていることをすかつとお答え願いたい。

○有田国務大臣 できるだけ日本自身の力によって普通兵器による局地的なものは防げる態勢をつくり上げたい、かように思つております。

○受田委員 そういふことでなければならぬので、それについて今度もう一つ確かめたいのは、その不正の侵略者に對して、日米が共同でこの共通の敵を排除する場合に、双方の補完は一体どつちがやるか、そして部隊の作戦計画、そういうものは一体どこでどういふふうにするか。日米共同作戦の場合のそういう具体的な対策といふものはどういふ形になるのか。日本の内部で行なわれた事件において、日本の指揮官が総指揮官になるという形をとるのか、アメリカさんの指揮官のものとに日本が置かれるという形をとるのか。アメリカさんの指揮官のもとに日本の部隊が指揮下に入るといふことは、自主防衛に對して長官のお考えと違ふ結果になると思つたが、日米共同作戦の場合における指揮官の所屬並びにその作戦、共同作戦計画に對する具体策はどういふ形でおやりになるのか。いつ不正の侵略があるかもわからぬ自衛隊としては、何か長官は胸の中にあるはずですが、お答え願いたい。

○有田国務大臣 有事の際の指揮官をいずれにするかといふようなことは、まだ作戦協定もできておりませんから、はつきりとここに答えるわけにいきません。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、先ほど言いましたように、日本の自衛力がしつかりしてきて、アメリカが補完的になるというところでございますから、そうならば当然日本が主として防衛に当たる、向こうが補完的にやる、こういうことになります。指揮官がどっちになるということは、それは二つを合わせた上に指揮官がおるといふような考え方もありかもしれませんけれども、私は、日本の自衛隊が当たって、そしてアメリカの軍隊はアメリカの指揮官がそれを補完的に援助する、こういう形になるのではないかと思います。

○受田委員 これは、局地戦の特色というものを十分に考えていかなければならぬ問題です。特定の海岸に上陸する敵の部隊に対して対処する場合もある、各所から上がってくる場合もあるし、あるいは空から来る場合もある、いろいろな場合がある。そういう場合に、どこからいまだ襲ってきたという場合に、そういう両方の作戦計画というものは、そういうものがやってくるならば、まだわからぬというふうなことは、これはどうも私は意図的な態度だと思ふのです。防衛局長、この点について、共同作戦計画に対する防衛局が持つ構想を承りたい。

○大戸政府委員 これはけさほどから何度かお答えいたしておりますけれども、具体的な作戦協定があるかというお尋ねであれば、それはまだございません。それでは全然用意がないのかということになります、そうでもございません。安保体制のもとに、しつこく意思の疎通をはかり、意見の調整をいたしております。それをもとに、われわれは毎年戦略の見直しをし、かつ防衛警備の計画を立てます。その計画に即して、いざ有事が、かりに急にありまして、その計画にのっとって対処する用意があるわけでございます。その計画には、アメリカの能力をこの程度期待する、わがほうの能力はこの程度であるということ、計算は織り込み済みでございますけれども、具体的に作戦協定が、この場所に上がったかどうかである、この地域はどちらが担当するといふふう

な作戦協定は常時つくっているわけではないというところでございます。

なお、どちらが指揮をとるかということにつきましては、われわれとしては、別々の指揮系統でいくというのをたてまえに考えておるわけでございます。

○受田委員 こうした急迫不正の侵略というものがいつあるかわからぬ状態の中で、あまりのんびりかまえておられることは、これは非常に危険であると思ふ。だから、不正の侵略があつて初めてこちらで共同の協議をされるというふうなあり方には、手落ちが起る危険があると思ふ。常時そういうものについて、どこかで、日米間における協議というものが、専門家の間における戦術会議というものが、開かれておらないのでございますか。日米の安保協議委員会の中に、専門家による軍事専門会議というのがあるのじゃないですか。内閣の皆さんにはなかなかわからぬが、実際は制服の皆さんの中で、両方の制服同士が何か話し合いをやっておるのじゃないですか。

○大戸政府委員 米軍とわがほうの統幕及び各幕において、それぞれのスタッフが常時話し合う場は持っております。ただ、おっしゃるような軍事委員会、持ち寄って何かを決定するという意味の委員会組織は、常時は持っておりません。有事に近くなれば、そういうものも必要になることは十分考えられますけれども、現在あるかということであれば、現在そういう意味の軍事委員会は持っておりませんが、常時幕僚が意思疎通するためには会議を持ち、事実上の話し合いをする場を持つ、そして情報交換し、意見を述べ合うという意味の事実上の会合は持っているわけでございます。

○受田委員 私は、今度北朝鮮におけるEC119機の偵察機の事件以来、非常な一つの不安がわいておる。一例をあげましょう。北朝鮮と米国の間には、いわゆる準戦時体制のようなことがとられておるのじゃないかと思ふ。私の郷里に岩国という基地がある。厚木と同様に航空基地です。海軍

の航空基地です。岩国には海兵隊の基地もある。そこから、厚木から、北朝鮮に向けて偵察に行った偵察機が、もしこういう準戦時体制のようなきびしい空気の中であるとすれば、またこういうことが繰り返される。今度は、ニクソン大統領は護衛つきの厳重な体制ですます扇動していくわけでございますから、これに対して、侵略があつたらまたこれに対する猛烈な対処を宣言しておる北朝鮮でございますから、今後日本の基地から北朝鮮へ出かけていって、こういうことを再び繰り返したならば、向こうからまた追つかけて、飛行機がこつちへ戻ってくる間に、日本の上空において攻撃を加えてきて領空侵犯をやるということが皆無とはいえないという危険も感じます。沖縄が今度日本の領土になつても、自由使用になつたならば、これはとんでもない悲劇が生まれると思ふのでございますが、現実に本土の中においてもそういう危険を感じる。そうしたときに、領空侵犯をやつた日本の基地から飛び立った米偵察機あるいはその他の米国の戦闘機が、北朝鮮のミグ機にねらわれるかどうかはわかりませんが、とにかく攻撃を受け、追撃をされて日本の上空へ来たという場合に、われわれの国は北朝鮮との間には何らの条約もない、また北朝鮮自身は、日本を仮想敵国としてソ連、中共とそれぞれの条約を結んでおる。こういう状態の中で、わが日本の自衛隊というものは、米機を追撃してわが上空にかけ込んできた北朝鮮の飛行機に対してどういう扱いをしたらいいの、防衛局長でけつこうです、御答弁をお願いいたします。

○大戸政府委員 現実には危険とおっしゃいましたけれども、まず米軍の航空機が北朝鮮の上空を侵すというところ——この間の事件は侵しておらないようにでございます。侵すということがあまり現実的でないと思ふ。かりに侵して、それを追つかけて日本の領海に入るといふことも、もちろん仮定の問題としてのお尋ねと思いますが、私には現実的なことにはあまり感ぜられません。ただ仮定の問題として、かりに示しの北朝鮮の航空機が日

本の領空を侵すということであれば、わが自衛隊としては領空侵犯の措置をとることに相ならうかというふうな考えております。

○受田委員 かつてU2機がソ連の領空を侵した、フルシチョフは直ちにその発進基地をたたくという言明をした、現実にはそういう問題にぶつかつておるじゃないですか。これは領空の問題じゃない。フルシチョフははっきり言うておる。したがって、アメリカは決して領空侵犯をやろうとは思わなくとも、勢いのあまりそういうことをなし得ないとは限らない。そういうときに、待機する北朝鮮機がこれを追つかけて日本までやってくる、発進基地をたたくという敵が心もわいてくる、そういう場合に、われわれは、決して領空の問題ではなくして、非常に現実的に危険を感じると思ふのです。防衛局長、そう感じませんか。U2機の過去の実績などから見ても、準戦時体制にある北朝鮮と米国の飛行機が日本の基地から飛び立った、北朝鮮がこれを追つかけてくる、侵犯をやつて追つかけてきた、そういうときに、領空侵犯に対するわがほうのいまの排除の措置を承るという、これは非常な危険を私は感ずる。長官はどうお考えか。

○有田国務大臣 この間のような北朝鮮の米軍偵察機に対する追撃事件、ああいう事態は二度とあってはならぬと思ふ。しかし、仮定としてそういうことがかりに起こつて、もしも北朝鮮の飛行機が追つかけてくるとなれば、それは日本も、領空侵犯といふことをやっておりますから、日本の領空を侵されるとそれを追つたらう、こういう措置には当然出ていかなくちゃならぬ、かように思っております。

○受田委員 いま私がなぜこれを申し上げるかという、そういう危険が米軍の常駐によつてしばしば起こつておるわけなんです。したがって、安保条約のその体系の中にある第六条の米軍の常駐駐留、基地貸与というこの規定を削除するといふ——私たちは駐留なき安保、これは有事であらうと平時であらうと、われわれの国には米軍

は駐留していない、しかし安保体制だけは現時点の東西のこの対立の均衡をはかる上における立場から一応これは持っておこう、日米安保体制は残しておこう、その中で米軍の駐留規定を排除しようというのが民社党の方針であります。これは基地があることによって、そういう基地から発進する飛行機の相手から見ると危険視、それからさつきから議論が出てくる基地公害問題、こういう問題をなるべく早く解決するためには、駐留を認めない安保条約にこれを改定する必要があると思うのです。基地公害の問題はこれからお尋ねに入りますが、基本的問題として、来年の安保条約の一応の区切りの段階において、駐留なき安保という体制をとることが賢明ではないか。それは残念ながら、日本の国は大和民族という単一民族国家でありながら、アメリカの権威のもとに一向に考え方を変えようとしておられない自民党の防衛政策を持ち、また社会党の皆さん方は野党第一党であって無防備中立を唱えてこれと激しく対立しておられる。その二つのかけ離れた二大政党がある国というのは、これは非常に悲劇だと思うのです。つまり野党第一党の社会党が政権をとった場合には無防備中立であって、自衛隊を平和建設隊に、また警察を一部認めて、国民警備隊のようなものも警察隊も考えておられるようではあります、いずれにしてもこれは自衛隊をなくすることなんです。そうすると、社会党内閣ができた自衛隊はある期間が来るとこれはもうなくなってくる、今度政権が自民党へいったらまた自衛隊を建設する。建設、破壊、建設、破壊というようなくつこうがもしとられたとしたら、これは日本はたいへん悲劇です。重要な外交政策、重要な内政、これにこの単一民族国家、同一国語を使う日本としては、できるだけ歩み寄りによって国論を統一し、国民の支持の上に立つ最大公約数を求めてそれを進めていくという政治が賢明ではないかと思うのです。その意味でいふならば、安保体制で米軍のもとにおいて、基地発進という悲劇、また基

地を早く解除してほしいという国民のすなおな感情からいっても、日本の基地をなくするということは、これは当然もう自民党が考え、社会党、自民党の間で歩み寄りをし、そして国論を統一するという形における一提案として、私の掲げておるのはそういうものの一歩でも——現在日本の国にはそういう非武装中立、武装にあらざる中立、武装を持たざる中立——防衛というものは武装という意味に私は解したのでありますが、その非武装中立という主張をしておる強力な野党がある。それに対して自民党が歩み寄りをする上からも国論をなるべくまとめやすいような形にいくのには、私たちのいま提案しているそういう形の安全保障体制というものが適当ではないか。つまり国民の中にどういふ勢力があるかを十分考慮しながらいくという自民党の政治というものが、私はやはり賢明なやり方だと思っております。国民全体をまとめやすい考え方、沖縄の返還だって核抜き本土並みというわれわれの多年の主張を、これは国論をまとめるのに一番いい案としてわが党はいち早く提案した。現に自民党もそれに歩み寄りをされておる。社会党の皆さんもこの線までくれば歩み寄りをしたいだけ、なるべく防衛についても、有田先生、こういう日本の防衛をできるだけ国民合意の上に立つような方向でこれを前進させるといふことに努力してほしい、これは希望だけにしておきましよう、あなたの御答弁はむしろかしこいこととさせていただきます。

○淡谷委員 議事進行について一言……

いまの受田委員の質問中、社会党の持っている防衛構想について非常な誤りがある。これを前提として答弁されてははなはだ迷惑です。社会党は非武装中立ということは言っておりますが、無防備とは言っておりません。非武装と無防備とは、自民党も再々言わねばなりません。これはとんでもないことです。われわれは防衛というものは武装だけじゃない、非武装による防衛もあるという立場から、非武装中立とは言いますけれども、非武装すなわち無防備という構想は言っていないのです。これは質問者の受田さんからはっきり御訂正の上で発言していただきたい。

○受田委員 そういうことで訂正いたします。これは無防備中立、非武装中立といふ見解があると思ひますが、いま淡谷さんから指摘された、社会党から正式の御提案でありますので、私の無防備中立は、社会党の非武装中立という提案でありますので、そういうふうに訂正をいたします。

○有田国務大臣 わが国が戦後非常に安定し、そして繁栄をしておることは、これは何と言われようと、私は日米安全保障体制が大きな役割をし

ておる、かように思うのです。一国の国防の基盤が国民の合意の上に成り立たなければならぬということとは、私は御説のとおりだと思うのです。今日、大事な国防に對して政党内において多少の意見の相違はありましても、基本的に考えが違つておるといふことは私は一つの悲劇じやないかと思つております。しかしながら受田さんの言われるように駐留なき安保、それは基地がいろいろ国民の上

に迷惑をかけておることもわかつておりますけれども、大きく日本の安全というものを考えたときには、やはり米軍基地というものが日本にとつて大事なことだと思ふのです。もちろんその比較的利益度の少ないようなものは返還してもらわなければなりませんけれども、日本の防衛上重要な役割りをなしておる基地というものはやはり存置しなければならぬ。これが一つ一つの抑止力となつてくるわけですから、それはこのごろのいろいろな進歩によりましてあるいは米本土から動員することもできましようけれども、やはりおっしゃるやうに有事即時即応の体制ということが一つの守りを強くするゆゑである、これがすなわち抑止力となつて動くのではないか、私はかようなことを考えましたときには、やはり平時からある程度の最小限度の米軍基地というものは存続する必要がある、かように考えるわけです。

○受田委員 戦争抑止力に米国の権威を用いようという考え方、それはここへ常駐駐留してないければならぬということと可能ということではないですね。常駐駐留しなくても不可能ではないといふことも言えると思ふのです。それは日本の近海にある米国の艦隊あるいはグアム島その他における航空基地、韓国あるいは台湾等の基地、こういうものによつて十分補えるのであつて、わが国の憲法の要請からいつても、そして極東全体に對してのわれわれの責任というものは、これは安保条約でたいへんやつかいなものを押しつけられておるんだが、これはわれわれの国を守るだけという原則をはつきりする上からも、極東全域に飛び立つやうな基地が残つておるやうな危険のある状態

構成されて、そこで決定された基本方針に基づいて、防衛庁がさらに具体的な施策を練る、こういう形がシビリアンコントロールを生かす上においても非常にいいと思います。国防会議の事務局長という大事な職務を持たれて、その幹事役として、各省の事務次官を監督する責任の世話係をしておられる海原局長、その国防会議をあずかる事務局の責任者になられて、国防会議をアメリカの安全保障会議その他列国のそういう形、大いにシビリアンコントロールを生かす上から見てどうであるかというような点につきまして、事務局長として御見解を承りたいと思います。

○海原政府委員　ただいまは受田委員の御意見でございましたので、まことに貴重な御意見と拝聴いたします。国防会議事務局長といえますの

は、国家公務員でございます。与えられた条件下で最善を尽くす、それが当然の道だと思ひますので、いろいろな御提案、御示唆がございましたが、これに対しては、私としてはお答えする立場にないと思ひます。

さらにアメリカの例でございましたが、アメリカの国家安全保障会議は総定員約五十名、私のところは二十一名でございます。アメリカとの比較におきましては、まあまあのところかと思ひます。

さらにアメリカにおきましても大統領によりまして国家安全保障会議の運営の方法は変わっております。これを最も活用しましたのがアイゼンハワー大統領であります。しかし次のケネディ、ジョンソン大統領になりましてから、国家安全保障会議というものはほとんど動いておりません。今度のニクソン大統領になりましてから、もとのアイゼンハワー大統領当時のような形において動

き始めておる。したがって、こういう事務局というものの運営は、やはり最高責任者の御判断によつてきまっていくもの、こういうふうに考えます。

○伊能委員 関連。ただいま同僚受田委員からの国防会議に対するお尋ねは、たいへん重要な問題でございます。有田防衛庁長官からも御回答があ

りましたが、私も受田委員と同様に、少なくとも国防会議に関する法律の内容に、四項目もしくは五項目にわたって国防会議に付議すべき内容が決定されております。さいぜん、今回の機種決定についてはきわめて円満に決定をせられたので私はけっこうだと思いますが、懇談会が茶話というお話でございましたが、必ずしもそうでないことは私も承知しておりますが、私どもが希望するところは、受田委員の言われたように国防会議をして権威あらしめる、このことについての防衛庁の努力について私は一そう検討をしていただく必要がある、かように私の経験に徴して確信をいたします。ということは、不幸にして私の時代には機種決定について、中間的には私は総理大臣と意見を異にしました。しかし最終的には意見の一致を見たわけでございますが、これらの問題について、国防会議のここに掲げてある五項目の内容は必ずしも明確ではありません。私はあえて明確でない。したがってこれらのことは、いま海原事務局長は御自分の所管の範囲において言われましたが、いかなるものを国防会議に具体的に付すべきか。防衛産業の調整の問題があります。これらの問題については、国防会議の重要性を高める上において、もっと内容を明らかにして、そうして国防会議と防衛庁が協力をして国防会議の重要性というものを一そう高からしめるということについての御努力をお願いしたいことを受田委員と一緒に私は希望して、長官の御見解を伺いたい。

○有田国務大臣 先ほども受田委員にお答えしましたように、私は国防会議というものを一そう活用ということばを使いましたが、活用といいますが、大いに活発にやっつて、そしてそれが同時に権威を高からしめる、こういうことで国防会議の方針ののちとつてわれわれ防衛庁がやっつていく、こういう体制にかなければならぬ。大体いままでもそういうことになっておりますけれども、それをより強くそういう方向に持っていきたいということとは、私も同様の意見を持っております。

○伊能委員 いま有田長官からたいへん明快な御回答があったので、私非常に意を強うするわけですが、従来はとかく一年にべん、せいぜい多いときでも二べん、懇談会がそれに若干加わるとい程度で、私はこの重大な日本の安全を保持し日本を平和を守っていく上においては、防衛庁において、また国防会議事務局においても、国防会議に付議すべき案件というものは御研究によって決して少なくはない、かように存じますので、今後はいまの十二分に活用するという点に期待をいたしまして、私の希望を申し述べておきます。

○受田委員 伊能委員から国防会議に対する建設的な御意見があつて、私と立場は違つても目標が同じような発言をしていただいておりますわけですが、私はこれは前防衛庁長官という体験からにじみ出た伊能さんの発言として非常に貴重だと思つております。有田長官も国防会議の構成、国防会議の設置という基本の問題で、願わくは権威ある国防会議とらしめるように、そしてそこに議員としてでなくしてオブザーバーたる通産大臣、科学技術庁長官というものも、いまや防衛庁のあり方としては防衛産業、そういう点からいつたらもうりっぱな議員でなければならぬ、時代が変わつておる、そういうところの改正の意図を国務大臣として総理に十分提案し進言してもらつて、権威ある国防会議とらしめるように、また海原事務局長自身は、国家公務員であるということで発言を差し控えておられるようでありますが、この事務局のあり方について、諸外国を十分検討されて、事務局の機構をどうしたらいいかというようなことについては事務局長なりに検討し研究を積んでおられる必要が私はあると思つた。そういうことについて総理の御尋ねがあつたようなときには、りっぱな試案が出るくらいの研究をしていただきたいと思います。

それではおしまいに移りますが、有田長官、この防衛庁から出していただいた自衛隊の発足以来の航空機事故、この数を見ますと、機数において全部で三百十三機、死亡者において二百八十五名という非常な数の犠牲が出ておる。陸上において三十一、海上において四十、航空自衛隊において二百四十二、これだけの数が犠牲を受けておることについて、防衛庁のやり方、指導のしかたなどにどこかに無理があるのではないか。外国の事故数と比べてどうか。これは防衛局長、アメリカなどの事故がどうなつておるかをある程度お調べになつておられると思つた。海原防衛局長のところに、何か私は諸外国の墜落数などもちょっと聞いたような気がするのですが、最近における諸外国の墜落数と日本の墜落数、日本の自衛隊にはきびしい制約を加えて、この間の美保関の場合などは、あれは全く悪天候をおかして、気圧高度計しかない飛行機を使つて、高い山などがあつたつてそれが見当がつかぬような形の飛行をしておるわけですから、こういう暗雲をついて行くような無理な飛行を続けるので犠牲が多くなつてゐるのではないかと、そしてまた搭乗者に無理な責任を負わして、当然助かるものを助けてゐないのではないかと、いろいろな防衛庁の指導に欠陥があるのではないかという感じがします。

もう一つ、それそれとめてお答えいただきましたのですが、これだけ飛行機が減ることによつて、現にF104Jにおきましてこれだけの数が故障を起しておる。こういう現状から、今後の飛行機の必要数が年次的に非常な事故によつて減殺されていくということにおける防衛上の計画等につきましても補充計画。

それからもう一つあわせて、お答えを端的にしたいために質問をまとめます。練習機から正規の戦闘機に移るところのパイロットの訓練において、練習機搭乗期間が相当長くて、正規の戦闘機にいくまでに時間、年数がかかってくる。パイロットの年限がだんだんと古くなつてくるという危険があるのでないか。もう一つは、練習機でしつかり練習してもらつて、最後に戦闘機で仕上げをするという、そういう行き方もあるのではないかと、そういういろいろな方法をどうお考えになつておるかということをお答えを願います。

○奥戸政府委員 お尋ねが三つございますが、第一の、自衛隊における航空機事故の数を国際的に比較して、わがほうに無理はないかという点でございますけれども、結論を申し上げますと、国際的な比較をいたしますと、幸いにしてわが自衛隊は少ないほうでございます。訓練は激しい訓練をやりましても、同時にパイロットの安全、航空安全ということにも十二分の注意を払つてゐるつもりでございます。

具体的に数字を申し上げますと、なお国際的な詳しい資料はなかなか各国とも公表いたしませんので、限られた資料ではございますけれども、たとえば米空軍との比較でございますが、三十七年で、米空軍が五・七、それから西ドイツの空軍も資料がございまして、西ドイツが二十七・幾ら。十時間当たりの数字でございますが、そういう発表がございまして、それに対して自衛隊の場合が五・四でございます。それから三十八年度は米空軍が四・四、西ドイツが二十四・四に対して、自衛隊は三・五、それから三十九年度は米空軍が五・八、西ドイツの三十に対して自衛隊は四・一、四十年は米空軍が五・九、西ドイツが二十五・七に対して自衛隊は四・一といふような数字になつておりました、必ずしもわがほうに無理が多いということにはならないかと思つております。

それから、こういう事故機が多数出て、不足するのではないか、補充計画はどうかという第二点のお尋ねにつきましては、86Fにつきましても104Fにつきましても、生産計画のときに一定の事故率というものを織り込みまして必要な生産をやつております。先ほど申し上げましたような数字は、つまり飛行機というものはある程度の率で事故を起こすのだということを織り込み済みでございますが、その事故率は予想よりも下回つておりますので、補充計画は上特段の支障はないというふうな考えでおります。

パイロットの養成のことにつきましては教育系統でございまして、人事教育局長からお答えいたします。

○麻生政府委員 先生から御質問がありましたように、現在はT34練習機からT1、T33というジェット機の練習機として初級の操縦教育というものを受けて、さらに戦闘機の教育としてF86Fの課程を経て、さらに初級の戦技教育を受けて、引き続きF86Fの航空団等の部隊勤務に入り、パイロットとして教育しております。さらにT1以降のジェット機の搭乗時間の五百時間以上の者から選抜いたしまして、F104の転換課程に持っていくわけでございます。したがって、その教育期間に相当の年数がかかっておるといことは、先生の御指摘のとおりでございます。しかし現在われわれが持っておりますこれらの練習機という点から見ますと、超音速の練習機から直接超音速のF104に移る、こういう訓練をすることは、飛行特性が非常に違っておりますので、なかなか技術的にも非常にむずかしい点があるわけでございます。したがって、現在保有しておる練習機の体系におきましては、現在行なわれておりますようなT1、T33、それからF86Fと、そしてF104D Jに入りまして、それからF104に転換するというのが一番経費効率も教育効率も上がっておるかと思っております。しかし先生が御指摘のように、教育期間という点を考え、教育の効率という点を考えますと、やはり教育課程に超音速の高等練習機を導入して、そうしてF104に結びつけていくというのが考えられるわけでございます。現在開発中の国産のTX2というものが開発されました場合には、先ほど申しましたような飛行特性なり、あるいは戦技的教育訓練の要請を満たしますので、直接高等練習機からF104またはF4Eのほうに移行するものと思っております。

○受田委員 いまのパイロットの養成計画については、ちよつと別に、私大いに討議したいことがある。パイロットをせつかく、六千万円かかる。いまのところでは六千万円かけたパイロットを、民間航空などへスカウトされたいへんな損害だ、そういう意味で貴重なパイロットを、生命を大事にして、むだな墜落事故などを起こさせないというその配慮と、そして民間航空などへせつかく養成した防衛庁のパイロットをスカウトされないように、された場合には十分の補償を取るというような考えでやらないと、国費をむだづかいするという危険が多分にあると思うのです。こういうパイロット養成につきましては、最初のT1の練習機から始まる訓練のしかたで、ここにいられる淡谷委員と私はかつて松島でT6という練習機に乗って由返りから急降下もやってみて、だいたいひやりとした体験を持つておるのですが、あなたの墜落事故が五十五機もある。これはあぶないものに乗ったものだと思つたのですが、これだけ落ちておる。これはたいへんな事故だと思つておるわけですが、航空自衛隊員として採用され、希望を持った人がむざむざと、特に若い奥さん子供を残して殉職していく人々を思うときに、ほんとうに身の縮まる思いがするのです。防衛庁としては最高指導方針として、生命を大事に、飛行機を大事に、無理な訓練というところから無理な結果が起これぬように十分配慮してもらいたい。こういう問題はあわせて後の機会にまたお尋ねすることにいたします。

基地問題をちよつと最後にお尋ねして質問を終わりますが、私の郷里の岩国は至るところで事件が起こつておる。岩国基地の最近の犯罪の発生は、これは私の郷里であるからよけい関心が深いのですが、ここは航空基地で、海兵隊の根拠地でもあります。日本軍人従業員に対する暴行傷害事件というふうなものがついに二月に起こつて、市民に非常な衝撃を与えました。これは犯人はつかまりました。また、従業員の自動車破壊するといふのが相次いで起こつておる。また、米軍の岩国基地のF4Eが岩国を飛進して福岡へ行く途中、八幡の祇園町で、ある二軒の家へ大きな落下物を落として大事故を起こしたという事件が起こつておる。こういう事件は一つあければ限りがないほどあるわけですが、基地公害といふ、私が先ほどから指摘したこういう問題をなくするために、日本政府といふものは相互の連絡会議をときどき持つていらつしやるし、また分科会といふものもある。そういうところで、こういう事件を撲滅するためにはどういふふうに働いておるか。司法権において、また犯罪捜査において、そしてまた損害賠償——淡谷さんが指摘したこの問題を私が一々聞けば、またちよつと半日くらいかかるほどありますし、あと始末がどうなつていくのか聞きたいのですが、時間の関係であと始末は辺にはしつぱり起こつておる。これに対する抜の方としての基本的な問題をどう考えているかを防衛施設庁長官から御答弁願いたい。

○山上政府委員 米軍施設を原因といたしますところのさまざまな事故等があるいは犯罪等が生じておりますことは、まことに遺憾でございます。これらにつきましては、事実の発生いたしました場合には、そのつどこれにつきまして、米側に對して嚴重な注意を喚起し、あるいはそれらについての事後の補償については、できる限りすみやかに地位協定を援用してやつておるといふ状況でございます。また特に、事故等が起きた場合には、ごく重要な事案につきましては、日米合同委員会のもとに事故分科委員会というものが設置されておまして、ここにおきましていろいろ事故の原因の検討あるいは対策の勧告というふうなことをいたしておるのでございます。総じまして、事故犯罪の防止につきましては、現在までかような事案が発生いたさないように政府としても米側にしつぱり注意を喚起し、米側におきましてもこれに応じてできる限りの善処をいたしておる、そのような状況でございます。

○受田委員 できるだけ善処しておるといふことでございますが、それではちよつと一例を申し上げます。岩国事件でいまの従業員の強盗傷害事件の結末はどうなつたのでございますか。それを、私はなほだ釈然とせぬ点があるのですけれども、たとえば祇園町に事故が発生した、こういうあらさんの飛行機の事故原因の究明の結果はどうなつておるか。再発防止の扱いはどうしておるか。また裁判における結論はどういう形になつておるか。こういう問題を、私、一々確かめたいのですが、時間の関係でこれは一つ一つをお尋ねすることは困難ですが、総括的にお答えを願いたい。アメリカになめられるような日本側になつておるのじゃないかと思うのです。つまり、向こうのやつたことに対して原因究明など、どこまで日本側は追及しておるか。いま御指摘された事故分科委員会というものは、一体向こうの原因究明にどれだけ強い迫力を持つておるか。こういう点につきまして向こうさまが詳しくそういう原因を言うてくれておるかどうか。あいまになつておるのじゃないか。これは事実基地周辺では非常な不安であり、不愉快な事件として新聞などにもいつも書き立てられて、結論からいいたならば、われわれ日本側がなめられたような結果になつておることが非常に多い。御答弁を願いたい。

○山上政府委員 岩国の問題等につきましては、犯罪が発生いたしました直後におきまして、現地ににおきましてもまた中央におきましても、米側に嚴重抗議をいたし、注意を喚起いたしており、またそれに応じて、米側におきましても、これのその後におけるところの予防措置等についてはいろいろの措置を講じております。警備を嚴重にするとか、その他さまざまな措置を講じております。同時に、これにつきましては、すでに犯人も逮捕せられ、現在起訴せられておる状態でございます。

なお、航空機の事故等に対する原因等につきましては、先ほど申し上げました事故分科委員会におきまして、米側から、原因等につきましては米側の調査した結果について報告がございまして、それの問題についてここには詳しく申し上げる時間もございませんが、そのつど報告を受けておる次第でございます。ただ先生御心配のように、こ

これらの問題につきましては、日本国民の安全の問題でございますから、できるだけこういう点について納得のいくような方法を講じていくように今後とも努力いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○受田委員 以上、時間の関係で質問を打ち切らせてもらいます。

防衛庁長官、今度出された法案につきましては、次の機会にまた討議することといたしまして、国民合意の上に立つ自衛隊という形で、量よりも質という形で、この法案もこのたびの提案は遠慮していただくべきであったと、私はかように思っております。そういう大所高所からの自衛隊のあり方について、もつと計画的な長期防衛計画を立てた場合でも、前提として国際情勢はこうなっておる、日本の置かれておる極東における地位はこうなっておる、日本の国力、国情はここまでである、したがって、陸上十八万、海上、空幾らという、こういう計画的なものが立てられなければならない。前提が全然なくて、ぽかっと思いつきで数字が出ておる危険があるのです。この点、国民を納得させるために、防衛力の整備計画等もその前提を十分国民の前に知らせて、この法案の提案理由の中にもそういう前提を掲げて、そして提案理由をお書きになるのはいいけれども、この提案理由だけでは非常に国民に不親切な計画だと思ふのです。こういう点につきまして、長期防衛計画を今後策定される場合も法案を出される場合も、その必要性の背景となるものを必ずお示しになる、こういうことを御注意してもらいたい。国民に理解しやすいような提案のしかたをしてもらいたい。

きょうはそういう意味で、長時間おそくまで各党の議員さんが居残っていただいて、私のつまらぬ質問をお聞き取り願ったことをたいへん感謝いたしますが、私はそういう意味で、この法案の自身につきましてはあらためてまたお尋ねをすることを保留をいたしまして、質問を終わります。

○藤田委員長 次回は来たる十九日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いた

します。

午後八時四十六分散会